

北区バリアフリー基本構想  
【最終評価】  
(案)

令和8年3月(予定)  
東京都 北区



# 目次

---

<b>第1章 はじめに</b>	<b>1</b>
1. 北区バリアフリー基本構想の概要	1
2. これまでの取組内容	4
3. 最終評価のまとめ方	6
<b>第2章 現況の整理</b>	<b>7</b>
1. 特定事業等の進捗状況	7
2. 協議会・区民部会・まちあるき点検等での評価	27
3. 知見集の作成	30
4. 社会背景の変化	32
<b>第3章 基本構想推進に係る評価・課題の整理</b>	<b>34</b>
1. 評価すべき点の整理	34
2. 課題の整理	36
<b>第4章 基本構想の改定に向けて</b>	<b>37</b>
1. 移動等円滑化に関する事項の更新	37
2. 人的対応・こころのバリアフリー及び情報のバリアフリーの推進	59
3. 関係事業者への周知及び協力依頼	60
4. 継続的な当事者参加	60
<b>参考資料</b>	<b>62</b>
1. 北区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱、委員名簿	62
2. 基本構想推進に向けた当事者参加の取組（区民部会）	65
3. 人的対応・こころのバリアフリーの取組等のソフト施策（区民部会）	76
4. 人的対応・こころのバリアフリーの取組等のソフト施策（事業者）	93

「高齢者、障害者等」は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」の解説では「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされています。北区バリアフリー基本構想ではこれらに加え、乳幼児同伴者や子育てをしている人、外国人、LGBT など、移動や施設の利用に制約のある全ての人（以下、「多様な利用者」という。）を対象と捉え、検討しています。

# 第1章 はじめに

---

## 1. 北区バリアフリー基本構想の概要

### (1) 北区バリアフリー基本構想の推進に関する取組の経緯

本格的な超高齢社会を迎える中、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者の物理的、社会的、制度的、心理的、情報面などのさまざまな社会生活上の障壁（バリア）を除去（フリー）し、障害当事者が障害のない人と同じように自立した日常生活や活動ができる社会を実現することの重要性はますます高まっています。

北区では、平成14年に「北区交通バリアフリー基本構想」を策定し、おおむね平成22年度までを整備目標にバリアフリー整備に取り組んできましたが、平成18年に施行された通称「バリアフリー法」やその後の社会背景の変化を踏まえ、より重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるため、平成27年度に「北区バリアフリー基本構想【全体構想】」（以下、「全体構想」という。）を策定しました。

この全体構想に基づき、平成28年度に「北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】」、平成29年度に「北区バリアフリー基本構想【地区別構想 滝野川地区】」、平成30年度に「北区バリアフリー基本構想【地区別構想 王子地区】」（以下、「地区別構想」という。また、全体構想と地区別構想を総称して「基本構想」という。）を策定し、地区別構想策定の次年度には、施設設置管理者等が作成した特定事業計画をとりまとめ、着実な事業の推進に努めてきました。また、令和2年度には基本構想の中間評価を実施しました。

さらに、バリアフリー整備を推進するにあたり、施設設置管理者等が検討したプロセスと整備の到達点を整理し、「バリアフリー整備における知見集～北区バリアフリー基本構想の推進から～」(以下、「知見集」という。)を作成しました。

また、こうした取組を推進する中での社会背景として、平成30年及び令和2年にバリアフリー法の改正やそれに伴う各種ガイドラインの改正、障害者差別解消法の改正といった大きな変化がありました。

そして、この度、基本構想の目標年次を迎えることから、社会背景の変化等も踏まえたうえで、最終評価を行い、報告書を取りまとめました。

表 1 基本構想の推進に関する取組の経緯

年度	検討内容	
平成 27 年度	全体構想 策定	
平成 28 年度	地区別構想① 【赤羽地区】策定	
平成 29 年度	地区別構想② 【滝野川地区】策定	特定事業計画① 【赤羽地区】作成
平成 30 年度	地区別構想③ 【王子地区】策定	特定事業計画② 【滝野川地区】作成
令和元年度		特定事業計画③ 【王子地区】作成
令和 2 年度	中間評価とりまとめ	
令和 7 年度	<基本構想の目標年次> 最終評価 知見集の作成	

毎年度、こころの  
バリアフリーの  
取組や、事業実施に  
合わせた利用者参加  
などを実施

## (2) 基本構想の概要

バリアフリー法の制定や、交通政策基本法における妊産婦や乳幼児同伴者のための施策の位置づけ、障害者権利条約並びに障害者差別解消法における障害を理由とする差別の禁止及び合理的な配慮の義務化、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた最先端のユニバーサルデザイン化推進などの社会背景を踏まえて、平成 27 年度に北区全域を対象とした指針となる全体構想を策定しました。

全体構想では、基本構想策定の基本方針を設定し、おおむね 10 年後（令和 7 年度）を目標年次としています。また、地区別構想に関する基本的な事項として重点整備地区設定の考え方を示し、各駅周辺の現況調査結果を踏まえておおむねの重点整備地区範囲を設定するとともに、特定事業等の設定に向けた留意事項や基本構想のスパイラルアップについて定めています。

地区別構想では、全体構想で定めた基本理念や基本方針に基づき、重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路を設定し、バリアフリー化を具体化するための特定事業等を設定しました。また、地区別構想の策定と並行して取り組んだ人的対応の推進やこころのバリアフリーのための取組について、概要をとりまとめています。



図 1 地区別構想の対象地区及び重点整備地区

## 2. これまでの取組内容

全体構想では、スパイラルアップの一環として継続される協議会の場を活用してこころのバリアフリーに関する意見交換や勉強会、ワークショップなどを実施し、成果を広く発信することにより、こころのバリアフリーの推進を図ることとしています。これを踏まえ、平成 28 年度から令和 7 年度までに下表に示す取組を実施しました。

地区別構想策定後は、地区別構想・特定事業計画に基づき、各施設設置管理者が特定事業の推進に努めてきました。また、区民部会が主体となり、人的対応・こころのバリアフリーの推進に向けた取組を継続的に実施するとともに、地区別構想で設定した生活関連施設及び生活関連経路のうち、バリアフリー化の進んだ施設等の点検や、改修を予定する施設の確認を実施しています。

表 2 全体構想策定後の主な取組【人的対応・こころのバリアフリー】

年度	取組内容
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見交換によるこころのバリアフリーの実情の共有</li> <li>● こころと情報のバリアフリーに関する今後の取組のアイデアの検討</li> </ul>
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援学校へのアンケート及びヒアリング調査による当事者の声の収集</li> <li>● 啓発用リーフレットの作成</li> <li>● 協議会や合同意見交換会での事業者への障害理解の実践</li> </ul>
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区立小学校へのアンケート調査による子どもの障害者への配慮状況の把握</li> <li>● 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討</li> <li>● 事業者への障害理解の実践（合同部会での障害疑似体験）</li> <li>● 区民（民生委員）への障害理解の実践（ポッチャ体験・施設見学会）</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区立小学校へのアンケート調査による子どもの障害者への配慮状況の把握</li> <li>● VR による啓発動画の作成に向けた情報収集・体験・企画案の検討</li> </ul>
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● VR による啓発動画の作成・視聴会の実施</li> </ul>
令和 3～4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区立小・中学校における VR 動画活用による啓発活動</li> </ul>
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ハートスポーツフェスタ 2023」と連携した VR 動画体験会による啓発活動</li> </ul>
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第 41 回ふるさと北区区民まつり」と連携した基本構想の概要と主な成果に関するポスター掲示及びこころのバリアフリーに関する動画を活用した啓発活動</li> </ul>
令和 7 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第 42 回ふるさと北区区民まつり」と連携した基本構想の概要と主な成果に関するポスター掲示及びこころのバリアフリーに関する体験会による啓発活動</li> </ul>

表 3 地区別構想策定後の主な取組【施設点検】

年度	取組内容
平成 29 年度	・なでしこ小学校等複合施設見学会
平成 30 年度	・浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）
令和元年度	・赤羽地区・NTC 周辺まちあるき点検 ・浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）
令和 2 年度	・まちあるき点検（滝野川地区） ・浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）
令和 3 年度	・まちあるき点検（王子地区） ・王子第一小学校施設見学会 ・浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）
令和 4 年度	・まちあるき点検（赤羽地区） ・浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化意見交換会（東京都） ・意向調査の実施（調査対象：区民部会委員・特定事業者）
令和 5 年度	・まちあるき点検（赤羽地区・滝野川地区）
令和 6 年度	・まちあるき点検
令和 7 年度	・まちあるき点検（区の改修予定施設）

<人的対応・こころのバリアフリーに関する取組の様子（令和 7 年度）>



<施設点検の様子（令和 7 年度）>



### 3. 最終評価のまとめ方

基本構想の最終評価にあたっては、特定事業等の進捗状況や、協議会及び区民部会、区民参加によるまちあるき点検（過年度に実施したものを含む）での意見交換の内容、知見集、社会背景の変化等について現況を整理し、その上で、基本構想の推進に係る課題の整理及び評価を行いました。

それを踏まえて、改定の際に留意する必要がある事項や、今後のバリアフリー推進にあたり当事者・事業者間で共有すべき事項等について、基本構想の改定に向けた検討を行い、最終評価をとりまとめました。

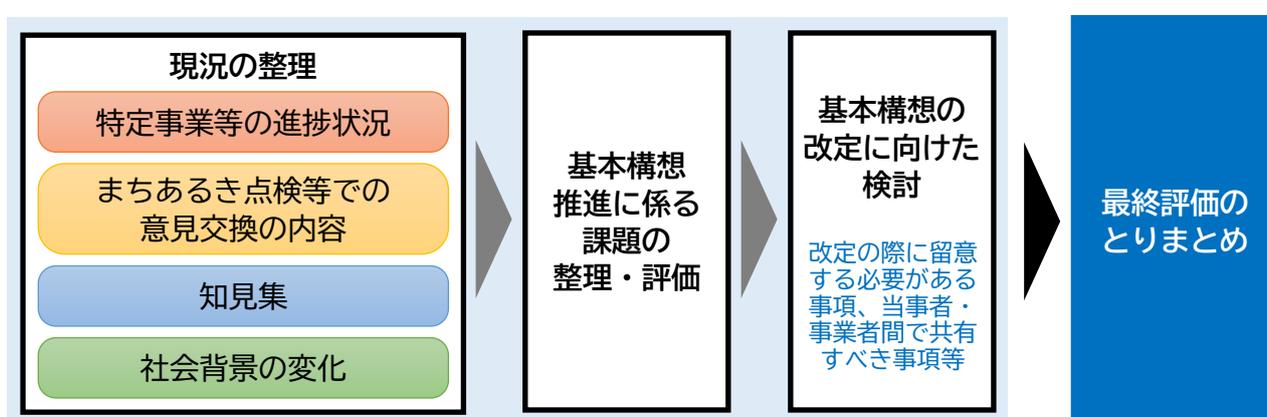


図 2 最終評価のまとめ方

## 第2章 現況の整理

### 1. 特定事業等の進捗状況

#### (1) 進捗状況の整理対象

基本構想の最終評価にあたっては、基本構想の目標年次である令和7年度末時点（見込みを含む）の特定事業等の進捗状況を把握し、地区別、事業種別、施設分類別、事業項目別に、事業着手率及び完了・継続率等を整理し、進捗状況の評価を行います。

赤羽地区・滝野川地区・王子地区は、それぞれ1,000を超える事業を位置づけており、区内全体では3,597事業を位置づけています。

このうち、実施時期を【短期】【中期】【継続】【順次】と位置づけている2,045事業については、何らかの取組がすでに実施されることが期待されます。

表4 地区別構想における事業数

地区	短期 【～R2年度】	中期 【R3～7年度】	長期 【R8年度～】	継続	検討中	順次	その他	合計
赤羽	282	132	385	226	68	16	20	1,129
滝野川	222	113	370	302	40	21	2	1,070
王子	172	186	607	347	60	26	0	1,398
合計	676	431	1,362	875	168	63	22	3,597

※王子地区のみずほ銀行十条支店は、移転により特定事業計画を作成しなかったため、集計対象は1,397事業（合計3,596事業）。

表5 実施時期の説明

実施時期	説明
短期	令和2年度までに実施する事業
中期	令和3年度から令和7年度までに実施する事業
長期	令和8年度以降に実施する事業
継続	計画期間を通じて継続的に実施する事業で、主に「人的対応・こころのバリアフリー」などのソフト施策が該当
検討中	実施時期を検討中の事業（地区別構想策定当時）
順次	計画期間を通じて順次実施する事業で、主に信号機の整備など、整備対象箇所が多いものなどが該当
その他	地区別構想での事業位置づけはないが、地区別構想の策定後に、特定事業計画内で独自に追加した事業

## (2) 特定事業等の着手率及び完了・継続率

令和7年度末時点（見込みを含む）の特定事業等の進捗状況について、「短期・中期の事業着手率」、「事業全体着手率」、「短期・中期の事業完了・継続率」、「事業全体完了・継続率」を整理しました。

「短期・中期の事業着手率」とは、地区別構想で実施時期を【短期】【中期】【継続】【順次】に位置づけた事業のうち、事業実施状況が【完了】【継続】【実施中】の事業の割合を示すものです（※実施時期が【長期】等であっても、事業実施状況が【完了】【継続】【実施中】のものは集計に含めるため、着手率が100%を超える場合があります）。また、「事業全体着手率」とは、地区別構想に位置づけた全事業のうち、事業実施状況が【完了】【継続】【実施中】の事業の割合を示すものです。

「短期・中期の事業完了・継続率」とは、地区別構想で実施時期を【短期】【中期】【継続】【順次】に位置づけた事業のうち、事業実施状況が【完了】【継続】の事業の割合を示すものです。また、「事業全体完了・継続率」とは、地区別構想に位置づけた全事業のうち、事業実施状況が【完了】【継続】の事業の割合を示すものです。

基本構想の目標年次が令和7年度であるため、計画期間内の事業の進捗を表すものとしては、「短期・中期の事業着手率」及び「短期・中期の事業完了・継続率」となります。

なお、検討の結果、実現が困難と判断され実施しないこととしたものや、ハード整備事業を人的対応等で代替することとしたもの、施設の閉鎖等の理由により予定事業を中止したなどの実施状況を【その他】として集計しています。

### ① 事業進捗状況の総評

- 各地区において、短期・中期の事業完了・継続率が75%以上、事業着手率が80%以上となっており、概ね計画的に事業が進捗しています。特に、[鉄道]・[区役所・区民センター]・[その他公共施設]・[駅前広場]では、短期・中期の事業完了・継続率は100%を超えており、計画以上に事業が進捗しています。
- 都市公園特定事業の[施設整備等]では、短期・中期の事業完了・継続率が26.2%、事業着手率が64.1%といずれも他の特定事業と比べて低くなっているため、**施設改修計画・工事にあわせて、着実な事業実施を働きかける必要があります。**
- 全体を通して、未完了の事業に関しては、その要因を踏まえたうえで、令和8年度以降に改定予定の北区バリアフリー基本構想（以下、「改定基本構想」という。）においても特定事業の位置づけを検討し、事業推進を図ることが求められます。

② 地区別・事業実施時期別着手率及び完了・継続率

- 事業進捗状況について、地区による大きな差は見られません。
- 全地区で見ると、短期事業や継続事業については、事業着手率及び事業完了・継続率が70%を超えていますが、**令和7年度を目標とする中期事業では40%に満たない状況**となっています。
- 一方、**長期事業の17.2%、実施時期を検討中としていた事業の35.7%で、すでに事業に着手**しています。

表 6 地区別・事業実施時期別着手率及び完了・継続率

地区	地区別構想での 事業実施予定時期	<R7年度末時点の事業実施状況>						事業着手率	完了・継続率		
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他				
赤羽地区	短期	282	164	11	35	47	25		74.5%		62.1%
	中期	132	27	7	11	69	18		34.1%		25.8%
	長期	385	51	1	11	263	59		16.4%		13.5%
	継続	226	3	193	2	14	14		87.6%		86.7%
	検討中	68	21	9	6	32	0		52.9%		44.1%
	順次	16	0	2	11	1	2		81.3%		12.5%
	その他	20	11	5	0	3	1		80.0%		80.0%
	計	1,129	277	228	76	429	119		51.5%		44.7%
滝野川地区	短期	222	165	4	4	42	7		77.9%		76.1%
	中期	113	27	4	6	70	6		32.7%		27.4%
	長期	370	39	4	11	295	21		14.6%		11.6%
	継続	302	6	263	0	20	13		89.1%		89.1%
	検討中	40	4	1	4	26	5		22.5%		12.5%
	順次	21	2	1	8	6	4		52.4%		14.3%
	その他	2	2	0	0	0	0		100.0%		100.0%
	計	1,070	245	277	33	459	56		51.9%		48.8%
王子地区	短期	172	126	7	8	20	11		82.0%		77.3%
	中期	186	50	10	26	63	37		46.2%		32.3%
	長期	607	69	5	48	454	31		20.1%		12.2%
	継続	346	13	273	7	35	18		84.7%		82.7%
	検討中	60	7	4	4	35	10		25.0%		18.3%
	順次	26	6	6	8	3	3		76.9%		46.2%
	その他	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
	計	1,397	271	305	101	610	110		48.5%		41.2%
全地区	短期	676	455	22	47	109	43		77.5%		70.6%
	中期	431	104	21	43	202	61		39.0%		29.0%
	長期	1,362	159	10	70	1012	111		17.5%		12.4%
	継続	874	22	729	9	69	45		87.0%		85.9%
	検討中	168	32	14	14	93	15		35.7%		27.4%
	順次	63	8	9	27	10	9		69.8%		27.0%
	その他	22	13	5	0	3	1		81.8%		81.8%
	計	3,596	793	810	210	1498	285		50.4%		44.6%

### ③ 地区別・事業別着手率及び完了・継続率

- いずれの地区も短期・中期の事業着手率は80%以上、短期・中期の事業完了・継続率は75%以上、事業全体着手率は50%前後、事業全体完了・継続率は45%前後となっており、**地区による大きな差は見られません。**
- 事業別の事業全体着手率では、交通安全特定事業（12事業）が100%となっています（継続事業含む）。
- 事業別の短期・中期の事業完了・継続率では、公共交通特定事業が97.8%、その他の事業が86.1%、建築物特定事業が80.4%、道路特定事業が74.9%、都市公園特定事業が53.3%、交通安全特定事業が25%、路外駐車場特定事業が23.1%となっており、**全体では78.1%の事業が完了または継続的に実施しています。**

表 7 地区別・事業別着手率及び完了・継続率

地区	特定事業	<R7年度末時点の事業実施状況>						短期・中期 事業着手率	短期・中期事業 完了・継続率	事業全体 着手率	事業全体 完了・継続率
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他				
赤羽地区	公共交通特定事業	74	16	19	5	32	2	108.1%	94.6%	54.1%	47.3%
	道路特定事業	188	46	19	34	85	4	98.0%	64.4%	52.7%	34.6%
	建築物特定事業	765	193	173	26	261	112	84.8%	79.2%	51.2%	47.8%
	路外駐車場特定事業	8	1	0	0	7	0	33.3%	33.3%	12.5%	12.5%
	都市公園特定事業	46	13	6	3	24	0	75.9%	65.5%	47.8%	41.3%
	交通安全特定事業	4	0	1	3	0	0	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%
	その他の事業	44	8	10	5	20	1	115.0%	90.0%	52.3%	40.9%
	計	1,129	277	228	76	429	119	88.6%	77.0%	51.5%	44.7%
滝野川地区	公共交通特定事業	92	31	29	8	22	2	123.6%	109.1%	73.9%	65.2%
	道路特定事業	176	38	55	11	69	3	86.0%	76.9%	59.1%	52.8%
	建築物特定事業	621	138	149	11	275	48	83.5%	80.4%	48.0%	46.2%
	路外駐車場特定事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	都市公園特定事業	89	5	26	0	56	2	48.4%	48.4%	34.8%	34.8%
	交通安全特定事業	4	0	1	3	0	0	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%
	その他の事業	88	33	17	0	37	1	87.7%	87.7%	56.8%	56.8%
	計	1,070	245	277	33	459	56	84.3%	79.3%	51.9%	48.8%
王子地区	公共交通特定事業	99	15	24	12	46	2	113.3%	86.7%	51.5%	39.4%
	道路特定事業	230	35	49	29	110	7	111.9%	83.2%	49.1%	36.5%
	建築物特定事業	823	201	179	27	325	91	88.9%	83.0%	49.5%	46.2%
	路外駐車場特定事業	12	2	0	2	0	8	40.0%	20.0%	33.3%	16.7%
	都市公園特定事業	180	10	29	22	119	0	82.4%	52.7%	33.9%	21.7%
	交通安全特定事業	4	0	1	3	0	0	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%
	その他の事業	49	8	23	6	10	2	97.4%	81.6%	75.5%	63.3%
	計	1,397	271	305	101	610	110	92.7%	78.9%	48.5%	41.2%
全地区	公共交通特定事業	265	62	72	25	100	6	116.1%	97.8%	60.0%	50.6%
	道路特定事業	594	119	123	74	264	14	97.8%	74.9%	53.2%	40.7%
	建築物特定事業	2,209	532	501	64	861	251	85.9%	80.9%	49.7%	46.8%
	路外駐車場特定事業	20	3	0	2	7	8	38.5%	23.1%	25.0%	15.0%
	都市公園特定事業	315	28	61	25	199	2	68.3%	53.3%	36.2%	28.3%
	交通安全特定事業	12	0	3	9	0	0	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%
	その他の事業	181	49	50	11	67	4	95.7%	86.1%	60.8%	54.7%
	計	3,596	793	810	210	1498	285	88.7%	78.4%	50.4%	44.6%

※ 路外駐車場特定事業については、事業数及び事業個所が比較的小さいため、以降の分析からは除外しています。

#### ④ 施設分類別着手率及び完了・継続率

- ほとんどの分類で短期・中期の事業完了・継続率は60%以上となっており、[鉄道]・[区役所・区民センター]・[その他公共施設]・[駅前広場]では100%を超えており、計画以上に事業が進捗しています。
- [都市公園]・[いっとき集合場所]の都市公園特定事業は、他の分類と比べて短期・中期の事業完了・継続率が低く50%台であり、未完了の要因としては、施設改修計画・工事が予定よりも遅れていることが挙げられます。

表 8 施設分類別着手率及び完了・継続率（全地区）

特定事業	施設分類	全地区									
		<R7年度末時点の事業実施状況>						短期・中期 事業着手率	短期・中期事業 完了・継続率	事業全体 着手率	事業全体 完了・継続率
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他				
公共交通 特定事業	鉄道	192	61	32	4	95	0	126.0%	120.8%	50.5%	48.4%
	停留場	6	0	6	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	路線バス・コミバス	67	1	34	21	5	6	103.7%	64.8%	83.6%	52.2%
	計	265	62	72	25	100	6	116.1%	97.8%	60.0%	50.6%
道路 特定事業	国道	36	7	14	13	1	1	113.3%	70.0%	94.4%	58.3%
	都道	131	28	20	41	37	5	127.1%	68.6%	67.9%	36.6%
	区道等	427	84	89	20	226	8	86.5%	77.6%	45.2%	40.5%
	計	594	119	123	74	264	14	97.8%	74.9%	53.2%	40.7%
建築物 特定事業	区役所・区民センター	668	102	113	13	367	73	107.0%	100.9%	34.1%	32.2%
	高齢者施設	101	22	30	6	34	9	93.5%	83.9%	57.4%	51.5%
	障害者施設	23	5	9	2	5	2	84.2%	73.7%	69.6%	60.9%
	子育て支援施設	19	0	0	0	3	16	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	教育施設	363	149	107	3	93	11	95.2%	94.1%	71.3%	70.5%
	文化・スポーツ・社会教育施設	284	65	49	20	112	38	82.7%	70.4%	47.2%	40.1%
	その他公共施設	63	19	20	1	22	1	105.3%	102.6%	63.5%	61.9%
	病院	175	62	49	7	56	1	92.9%	87.4%	67.4%	63.4%
	金融機関（銀行・郵便局）	255	52	75	3	76	49	69.1%	67.6%	51.0%	49.8%
	大規模店舗	210	43	39	9	72	47	60.3%	54.3%	43.3%	39.0%
	宿泊施設	48	13	10	0	21	4	69.7%	69.7%	47.9%	47.9%
計	2,209	532	501	64	861	251	85.9%	80.9%	49.7%	46.8%	
路外駐車場 特定事業	路外駐車場	20	3	0	2	7	8	38.5%	23.1%	25.0%	15.0%
都市公園 特定事業	都市公園	260	27	41	25	165	2	71.5%	52.3%	35.8%	26.2%
	いっとき集合場所	55	1	20	0	34	0	56.8%	56.8%	38.2%	38.2%
	計	315	28	61	25	199	2	68.3%	53.3%	36.2%	28.3%
交通安全 特定事業	信号機等	12	0	3	9	0	0	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%
その他の 事業	駅前広場	85	42	22	8	12	1	114.3%	101.6%	84.7%	75.3%
	いっとき集合場所	71	1	14	3	53	0	64.3%	53.6%	25.4%	21.1%
	タクシー	14	0	11	0	0	3	78.6%	78.6%	78.6%	78.6%
	鉄道駅	11	6	3	0	2	0	90.0%	90.0%	81.8%	81.8%
	計	181	49	50	11	67	4	95.7%	86.1%	60.8%	54.7%
合計		3,596	793	810	210	1,498	285	88.7%	78.4%	50.4%	44.6%

表 9 施設分類別着手率及び完了・継続率（赤羽地区）

特定事業	施設分類	赤羽地区																	
		<R7年度末時点の事業実施状況>						<地区別構想での事業実施予定時期>								短期・中期 事業着手率	短期・中期事業 完了・継続率	事業全体 着手率	事業全体 完了・継続率
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他	合計	短期	中期	長期	継続	検討中	順次	その他				
公共交通 特定事業	鉄道	54	15	10	0	29	0	54	11	0	27	9	7	0	0	125.0%	125.0%	46.3%	46.3%
	停留場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
	路線バス・コミバス	20	1	9	5	3	2	20	1	0	0	7	3	9	0	88.2%	58.8%	75.0%	50.0%
	計	74	16	19	5	32	2	74	12	0	27	16	10	9	0	108.1%	94.6%	54.1%	47.3%
道路 特定事業	国道	21	4	6	11	0	0	21	10	0	2	6	0	3	0	110.5%	52.6%	100.0%	47.6%
	都道	28	5	0	12	11	0	28	11	6	5	0	6	0	0	100.0%	29.4%	60.7%	17.9%
	区道等	139	37	13	11	74	4	139	51	1	74	13	0	0	0	93.8%	76.9%	43.9%	36.0%
	計	188	46	19	34	85	4	188	72	7	81	19	6	3	0	98.0%	64.4%	52.7%	34.6%
建築物 特定事業	区役所・区民センター	234	36	44	5	104	45	234	18	18	150	45	3	0	0	104.9%	98.8%	36.3%	34.2%
	高齢者施設	42	9	14	1	16	2	42	7	1	11	12	6	0	5	120.0%	115.0%	57.1%	54.8%
	障害者施設	13	3	4	2	2	2	13	6	0	0	4	3	0	0	90.0%	70.0%	69.2%	53.8%
	子育て支援施設	3	0	0	0	3	0	3	1	0	2	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	教育施設	100	56	29	1	5	9	100	55	0	7	29	2	0	7	102.4%	101.2%	86.0%	85.0%
	文化・スポーツ・社会教育施設	36	7	11	5	7	6	36	6	7	10	12	1	0	0	92.0%	72.0%	63.9%	50.0%
	その他公共施設	20	4	4	0	12	0	20	2	2	9	4	0	0	3	100.0%	100.0%	40.0%	40.0%
	病院	62	28	18	4	12	0	62	24	20	5	9	4	0	0	94.3%	86.8%	80.6%	74.2%
	金融機関（銀行・郵便局）	90	23	24	1	34	8	90	26	17	6	29	7	0	5	66.7%	65.3%	53.3%	52.2%
	大規模店舗	143	25	21	7	54	36	143	27	41	46	24	5	0	0	57.6%	50.0%	37.1%	32.2%
	宿泊施設	22	2	4	0	12	4	22	0	9	4	7	2	0	0	37.5%	37.5%	27.3%	27.3%
	計	765	193	173	26	261	112	765	172	115	250	175	33	0	20	84.8%	79.2%	51.2%	47.8%
	路外駐車場 特定事業	路外駐車場	8	1	0	0	7	0	8	1	0	4	2	1	0	0	33.3%	33.3%	12.5%
都市公園 特定事業	都市公園	46	13	6	3	24	0	46	18	5	11	6	6	0	0	75.9%	65.5%	47.8%	41.3%
	いっとき集合場所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
	計	46	13	6	3	24	0	46	18	5	11	6	6	0	0	75.9%	65.5%	47.8%	41.3%
交通安全 特定事業	信号機等	4	0	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%
	駅前広場	19	7	2	2	8	0	19	4	0	3	0	12	0	0	275.0%	225.0%	57.9%	47.4%
その他の 事業	いっとき集合場所	21	1	5	3	12	0	21	3	5	9	4	0	0	0	75.0%	50.0%	42.9%	28.6%
	タクシー	4	0	3	0	0	1	4	0	0	0	4	0	0	0	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	鉄道駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
	計	44	8	10	5	20	1	44	7	5	12	8	12	0	0	115.0%	90.0%	52.3%	40.9%
	合計	1,129	277	228	76	429	119	1,129	282	132	385	226	68	16	20	88.6%	77.0%	51.5%	44.7%

表 10 施設分類別着手率及び完了・継続率（滝野川地区）

特定事業	施設分類	滝野川地区																	
		<R7年度末時点の事業実施状況>						<地区別構想での事業実施予定時期>								短期・中期 事業着手率	短期・中期事業 完了・継続率	事業全体 着手率	事業全体 完了・継続率
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他	合計	短期	中期	長期	継続	検討中	順次	その他				
公共交通 特定事業	鉄道	63	31	11	0	21	0	63	21	0	29	11	2	0	0	131.3%	131.3%	66.7%	66.7%
	停留場	5	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	路線バス・コミバス	24	0	13	8	1	2	24	1	2	2	11	4	4	0	116.7%	72.2%	87.5%	54.2%
	計	92	31	29	8	22	2	92	22	2	31	27	6	4	0	123.6%	109.1%	73.9%	65.2%
道路 特定事業	国道	7	1	4	2	0	0	7	0	1	1	4	1	0	0	140.0%	100.0%	100.0%	71.4%
	都道	46	16	12	4	14	0	46	9	6	10	12	1	8	0	91.4%	80.0%	69.6%	60.9%
	区道等	123	21	39	5	55	3	123	23	10	42	46	0	2	0	80.2%	74.1%	52.8%	48.8%
	計	176	38	55	11	69	3	176	32	17	53	62	2	10	0	86.0%	76.9%	59.1%	52.8%
建築物 特定事業	区役所・区民センター	185	26	29	2	126	2	185	22	8	122	28	5	0	0	98.3%	94.8%	30.8%	29.7%
	高齢者施設	29	12	6	2	5	4	29	6	12	4	7	0	0	0	80.0%	72.0%	69.0%	62.1%
	障害者施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
	子育て支援施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
	教育施設	122	39	42	1	39	1	122	33	8	34	45	0	0	2	95.3%	94.2%	67.2%	66.4%
	文化・スポーツ・社会教育施設	119	16	19	4	58	22	119	27	19	47	23	1	2	0	54.9%	49.3%	32.8%	29.4%
	その他公共施設	13	5	7	0	0	1	13	5	0	0	8	0	0	0	92.3%	92.3%	92.3%	92.3%
	病院	47	15	10	2	20	0	47	13	8	17	9	0	0	0	90.0%	83.3%	57.4%	53.2%
	金融機関（銀行・郵便局）	77	8	30	0	21	18	77	6	9	0	37	24	1	0	71.7%	71.7%	49.4%	49.4%
	大規模店舗	16	7	4	0	5	0	16	5	1	6	4	0	0	0	110.0%	110.0%	68.8%	68.8%
	宿泊施設	13	10	2	0	1	0	13	6	3	2	2	0	0	0	-	-	-	-
	計	621	138	149	11	275	48	621	123	68	232	163	30	3	2	83.5%	80.4%	48.0%	46.2%
	路外駐車場 特定事業	路外駐車場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市公園 特定事業	都市公園	34	4	6	0	22	2	34	7	12	7	8	0	0	0	37.0%	37.0%	29.4%	29.4%
	いっとき集合場所	55	1	20	0	34	0	55	4	12	18	21	0	0	0	56.8%	56.8%	38.2%	38.2%
	計	89	5	26	0	56	2	89	11	24	25	29	0	0	0	48.4%	48.4%	34.8%	34.8%
交通安全 特定事業	信号機等	4	0	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%
	駅前広場	33	27	5	0	1	0	33	24	1	3	5	0	0	0	106.7%	106.7%	97.0%	97.0%
その他の 事業	いっとき集合場所	39	0	5	0	34	0	39	3	1	25	8	2	0	0	41.7%	41.7%	12.8%	12.8%
	タクシー	5	0	4	0	0	1	5	0	0	0	5	0	0	0	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
	鉄道駅	11	6	3	0	2	0	11	7	0	1	3	0	0	0	90.0%	90.0%	81.8%	81.8%
	計	88	33	17	0	37	1	88	34	2	29	21	2	0	0	87.7%	87.7%	56.8%	56.8%
	合計	1,070	245	277	33	459	56	1,070	222	113	370	302	40	21	2	84.3%	79.3%	51.9%	48.8%

表 11 施設分類別着手率及び完了・継続率（王子地区）

特定事業	施設分類	王子地区																	
		<R7年度末時点の事業実施状況>						<地区別構想での事業実施予定時期>						短期・中期事業着手率		事業全体着手率		事業全体完了・継続率	
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他	合計	短期	中期	長期	継続	検討中	順次	完了・継続率	着手率	完了・継続率	着手率	
公共交通 特定事業	鉄道	75	15	11	4	45	0	75	9	5	46	11	4	0	120.0%	104.0%	40.0%	34.7%	
	停留場	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	路線バス・コミバス	23	0	12	8	1	2	23	0	0	0	11	4	8	105.3%	63.2%	87.0%	52.2%	
	計	99	15	24	12	46	2	99	9	5	46	23	8	8	113.3%	86.7%	51.5%	39.4%	
道路 特定事業	国道	8	2	4	0	1	1	8	0	0	2	4	0	2	100.0%	100.0%	75.0%	75.0%	
	都道	57	7	8	25	12	5	57	4	4	37	4	2	6	222.2%	83.3%	70.2%	26.3%	
	区道等	165	26	37	4	97	1	165	26	0	88	51	0	0	87.0%	81.8%	40.6%	38.2%	
	計	230	35	49	29	110	7	230	30	4	127	59	2	8	111.9%	83.2%	49.1%	36.5%	
建築物 特定事業	区役所・区民センター	249	40	40	6	137	26	249	19	18	167	37	8	0	116.2%	108.1%	34.5%	32.1%	
	高齢者施設	30	1	10	3	13	3	30	1	3	13	13	0	0	82.4%	64.7%	46.7%	36.7%	
	障害者施設	10	2	5	0	3	0	10	2	3	1	4	0	0	77.8%	77.8%	70.0%	70.0%	
	子育て支援施設	16	0	0	0	0	16	16	3	1	0	6	5	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	教育施設	141	54	36	1	49	1	141	32	31	36	37	3	2	89.2%	88.2%	64.5%	63.8%	
	文化・スポーツ・社会教育施設	129	42	19	11	47	10	129	23	24	55	19	8	0	109.1%	92.4%	55.8%	47.3%	
	その他公共施設	30	10	9	1	10	0	30	5	4	13	8	0	0	117.6%	111.8%	66.7%	63.3%	
	病院	66	19	21	1	24	1	66	19	11	21	14	1	0	93.2%	90.9%	62.1%	60.6%	
	金融機関（銀行・郵便局）	88	21	21	2	21	23	88	11	13	15	39	10	0	69.8%	66.7%	50.0%	47.7%	
	大規模店舗	51	11	14	2	13	11	51	7	28	2	14	0	0	55.1%	51.0%	52.9%	49.0%	
	宿泊施設	13	1	4	0	8	0	13	1	0	6	5	1	0	83.3%	83.3%	38.5%	38.5%	
	計	823	201	179	27	325	91	823	123	136	329	196	36	3	88.9%	83.0%	49.5%	46.2%	
路外駐車場 特定事業	路外駐車場	12	2	0	2	0	8	12	1	7	2	2	0	0	40.0%	20.0%	33.3%	16.7%	
都市公園 特定事業	都市公園	180	10	29	22	119	0	180	9	20	93	43	13	2	82.4%	52.7%	33.9%	21.7%	
	いっとき集合場所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	180	10	29	22	119	0	180	9	20	93	43	13	2	82.4%	52.7%	33.9%	21.7%		
交通安全 特定事業	信号機等	4	0	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	4	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%	
その他の 事業	駅前広場	33	8	15	6	3	1	33	0	14	3	14	1	1	100.0%	79.3%	87.9%	69.7%	
	いっとき集合場所	11	0	4	0	7	0	11	0	0	7	4	0	0	100.0%	100.0%	36.4%	36.4%	
	タクシー	5	0	4	0	0	1	5	0	0	0	5	0	0	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	
	鉄道駅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	49	8	23	6	10	2	49	0	14	10	23	1	1	97.4%	81.6%	75.5%	63.3%	
合計		1,397	271	305	101	610	110	1,397	172	186	607	346	60	26	92.7%	78.9%	48.5%	41.2%	

⑤ 事業項目別着手率及び完了・継続率

- **[施設整備等]**では、公共交通特定事業、建築物特定事業、その他の事業で、短期・中期の事業完了・継続率が75%以上となっており、概ね事業が完了または継続的に実施しています。
- 一方で、都市公園特定事業の**[施設整備等]**では、短期・中期の事業完了・継続率が26.2%、事業着手率が64.1%といずれも他の特定事業と比べて低くなっています。都市公園特定事業の未完了の要因としては、施設改修計画・工事が予定よりも遅れていることが挙げられます。
- **[案内設備・情報のバリアフリー]**では、短期・中期の事業完了・継続率が40%～85%程度と特定事業により差があります。未完了の要因としては、具体的な方法の検討に時間を要していたり、大規模改修やホームページ改修等の機会とあわせるため先送りとしていることなどが挙げられます。
- **[維持管理]**や**[人的対応・こころのバリアフリー]**などのソフト事業は、継続事業としているものが多く、公共交通特定事業、建築物特定事業については、短期・中期の事業完了・継続率は90%を超えています（取組の具体的な内容については参考資料5参照）。

表 12 事業項目別着手率及び完了・継続率（全地区）

特定事業	事業項目	全地区									
		<R7年度末時点の事業実施状況>						短期・中期 事業着手率	短期・中期事業 完了・継続率	事業全体 着手率	事業全体 完了・継続率
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他				
公共交通 特定事業	施設整備等	141	40	5	13	77	6	161.1%	125.0%	41.1%	31.9%
	案内設備・情報のバリアフリー	65	22	9	12	22	0	100.0%	72.1%	66.2%	47.7%
	人的対応・こころのバリアフリー	59	0	58	0	1	0	100.0%	100.0%	98.3%	98.3%
	計	265	62	72	25	100	6	116.1%	97.8%	60.0%	50.6%
道路 特定事業	施設整備等	458	109	17	69	251	12	98.0%	63.3%	42.6%	27.5%
	歩道のない道路	54	4	43	2	3	2	96.1%	92.2%	90.7%	87.0%
	維持管理	27	0	27	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	普及・啓発	25	0	24	0	1	0	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	30	6	12	3	9	0	100.0%	85.7%	70.0%	60.0%
計	594	119	123	74	264	14	97.8%	74.9%	53.2%	40.7%	
建築物 特定事業	施設整備等	1,267	329	72	42	655	169	88.6%	80.2%	35.0%	31.6%
	案内設備・情報のバリアフリー	549	194	91	18	194	52	76.5%	72.0%	55.2%	51.9%
	人的対応・こころのバリアフリー	393	9	338	4	12	30	92.1%	91.1%	89.3%	88.3%
	計	2,209	532	501	64	861	251	85.9%	80.9%	49.7%	46.8%
路外駐車場 特定事業	施設整備等	10	2	0	0	3	5	40.0%	40.0%	20.0%	20.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	7	1	0	0	3	3	20.0%	20.0%	14.3%	14.3%
	人的対応・こころのバリアフリー	3	0	0	2	1	0	66.7%	0.0%	66.7%	0.0%
	計	20	3	0	2	7	8	38.5%	23.1%	25.0%	15.0%
都市公園 特定事業	施設整備等	186	15	2	24	144	1	64.1%	26.6%	22.0%	9.1%
	維持管理	57	0	57	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	53	13	0	1	39	0	51.9%	48.1%	26.4%	24.5%
	人的対応・こころのバリアフリー	19	0	2	0	16	1	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%
	計	315	28	61	25	199	2	68.3%	53.3%	36.2%	28.3%
交通安全 特定事業	施設整備等	9	0	0	9	0	0	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	違法駐車防止のための事業	3	0	3	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	計	12	0	3	9	0	0	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%
その他の 事業	施設整備等	117	46	12	9	49	1	109.8%	95.1%	57.3%	49.6%
	維持管理	18	0	17	0	1	0	94.4%	94.4%	94.4%	94.4%
	普及・啓発	7	0	7	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	23	3	3	2	15	0	57.1%	42.9%	34.8%	26.1%
	人的対応・こころのバリアフリー	16	0	11	0	2	3	73.3%	73.3%	68.8%	68.8%
	計	181	49	50	11	67	4	95.7%	86.1%	60.8%	54.7%
合計	3,596	793	810	210	1,498	285	88.7%	78.4%	50.4%	44.6%	

※[施設整備等]とは、主にハード整備が該当し、例えば「視覚障害者誘導用ブロックの設置」や「エレベーターの増設」などの事業があります。

※[歩道のない道路]とは、歩道のない道路におけるバリアフリー対策が該当し、例えば「経路の実情に合った交通安全対策」などの事業があります。

※[維持管理]とは、道路や公園などの維持管理に関する事業が該当し、例えば「舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理への配慮」や「工事中のバリアフリー対策・安全確保への配慮」、「公園施設等の適正な維持管理」などの事業があります。

表 13 事業項目別着手率及び完了・継続率（赤羽地区）

特定事業	事業項目	赤羽地区																	
		<R7年度末時点の事業実施状況>						<地区別構想での事業実施予定時期>						短期・中期 事業着手率	短期・中期事業 完了・継続率	事業全体 着手率	事業全体 完了・継続率		
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他	合計	短期	中期	長期	継続	検討中					順次	その他
公共交通 特定事業	施設整備等	32	5	1	2	22	2	32	2	0	20	1	4	5	0	100.0%	75.0%	25.0%	18.8%
	案内設備・情報のバリアフリー	26	11	3	3	9	0	26	10	0	7	0	5	4	0	121.4%	100.0%	65.4%	53.8%
	人的対応・こころのバリアフリー	16	0	15	0	1	0	16	0	0	0	15	1	0	0	100.0%	100.0%	93.8%	93.8%
	計	74	16	19	5	32	2	74	12	0	27	16	10	9	0	108.1%	94.6%	54.1%	47.3%
道路 特定事業	施設整備等	169	44	7	33	82	3	169	67	7	79	7	6	3	0	100.0%	60.7%	49.7%	30.2%
	歩道のない道路	5	1	0	1	2	1	5	3	0	2	0	0	0	0	66.7%	33.3%	40.0%	20.0%
	維持管理	4	0	4	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	普及・啓発	4	0	4	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	6	1	4	0	1	0	6	2	0	0	4	0	0	0	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%
計	188	46	19	34	85	4	188	72	7	81	19	6	3	0	98.0%	64.4%	52.7%	34.6%	
建築物 特定事業	施設整備等	432	127	21	17	194	73	432	84	79	215	19	21	0	14	90.7%	81.3%	38.2%	34.3%
	案内設備・情報のバリアフリー	193	63	33	8	65	24	193	79	32	33	34	11	0	4	71.7%	66.2%	53.9%	49.7%
	人的対応・こころのバリアフリー	140	3	119	1	2	15	140	9	4	2	122	1	0	2	91.1%	90.4%	87.9%	87.1%
	計	765	193	173	26	261	112	765	172	115	250	175	33	0	20	84.8%	79.2%	51.2%	47.8%
路外駐車場 特定事業	施設整備等	3	0	0	0	3	0	3	0	0	2	0	1	0	0	-	-	0.0%	0.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	4	1	0	0	3	0	4	1	0	2	1	0	0	0	50.0%	50.0%	25.0%	25.0%
	人的対応・こころのバリアフリー	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	8	1	0	0	7	0	8	1	0	4	2	1	0	0	33.3%	33.3%	12.5%	12.5%
都市公園 特定事業	施設整備等	23	6	0	3	14	0	23	12	4	7	0	0	0	0	56.3%	37.5%	39.1%	26.1%
	維持管理	5	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	17	7	0	0	10	0	17	6	1	4	0	6	0	0	100.0%	100.0%	41.2%	41.2%
	人的対応・こころのバリアフリー	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-
計	46	13	6	3	24	0	46	18	5	11	6	6	0	0	75.9%	65.5%	47.8%	41.3%	
交通安全 特定事業	施設整備等	3	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	違法駐車防止のための事業	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	計	4	0	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%
その他の 事業	施設整備等	29	7	3	5	14	0	29	5	4	7	1	12	0	0	150.0%	100.0%	51.7%	34.5%
	維持管理	4	0	4	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	普及・啓発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
	案内設備・情報のバリアフリー	7	1	0	0	6	0	7	2	1	4	0	0	0	0	-	-	14.3%	14.3%
	人的対応・こころのバリアフリー	4	0	3	0	0	1	4	0	0	1	3	0	0	0	100.0%	100.0%	75.0%	75.0%
計	44	8	10	5	20	1	44	7	5	12	8	12	0	0	115.0%	90.0%	52.3%	40.9%	
合計	1,129	277	228	76	429	119	1,129	282	132	385	226	68	16	20	88.6%	77.0%	51.5%	44.7%	

表 14 事業項目別着手率及び完了・継続率（滝野川地区）

特定事業	事業項目	滝野川地区																	
		<R7年度末時点の事業実施状況>						<地区別構想での事業実施予定時期>						短期・中期 事業着手率	短期・中期事業 完了・継続率	事業全体 着手率	事業全体 完了・継続率		
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他	合計	短期	中期	長期	継続	検討中					順次	その他
公共交通 特定事業	施設整備等	50	21	2	4	21	2	50	13	0	29	2	4	2	0	158.8%	135.3%	54.0%	46.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	19	10	4	4	1	0	19	9	2	2	2	2	2	0	120.0%	93.3%	94.7%	73.7%
	人的対応・こころのバリアフリー	23	0	23	0	0	0	23	0	0	0	23	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	計	92	31	29	8	22	2	92	22	2	31	27	6	4	0	123.6%	109.1%	73.9%	65.2%
道路 特定事業	施設整備等	112	33	2	11	64	2	112	29	14	51	7	1	10	0	76.7%	58.3%	41.1%	31.3%
	歩道のない道路	23	1	20	0	1	1	23	1	0	1	21	0	0	0	95.5%	95.5%	91.3%	91.3%
	維持管理	13	0	13	0	0	0	13	0	0	0	13	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	普及・啓発	15	0	14	0	1	0	15	0	0	0	15	0	0	0	93.3%	93.3%	93.3%	93.3%
	案内設備・情報のバリアフリー	13	4	6	0	3	0	13	2	3	1	6	1	0	0	90.9%	90.9%	76.9%	76.9%
計	176	38	55	11	69	3	176	32	17	53	62	2	10	0	86.0%	76.9%	59.1%	52.8%	
建築物 特定事業	施設整備等	354	79	25	6	212	32	354	57	56	191	25	22	1	2	79.1%	74.8%	31.1%	29.4%
	案内設備・情報のバリアフリー	153	58	26	4	56	9	153	66	10	36	32	7	2	0	80.0%	76.4%	57.5%	54.9%
	人的対応・こころのバリアフリー	114	1	98	1	7	7	114	0	2	5	106	1	0	0	92.6%	91.7%	87.7%	86.8%
	計	621	138	149	11	275	48	621	123	68	232	163	30	3	2	83.5%	80.4%	48.0%	46.2%
路外駐車場 特定事業	施設整備等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	案内設備・情報のバリアフリー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人的対応・こころのバリアフリー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市公園 特定事業	施設整備等	42	0	0	0	41	1	42	4	13	25	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	維持管理	25	0	25	0	0	0	25	0	0	0	25	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	17	5	0	0	12	0	17	7	10	0	0	0	0	0	29.4%	29.4%	29.4%	29.4%
	人的対応・こころのバリアフリー	5	0	1	0	3	1	5	0	1	0	4	0	0	0	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
計	89	5	26	0	56	2	89	11	24	25	29	0	0	0	48.4%	48.4%	34.8%	34.8%	
交通安全 特定事業	施設整備等	3	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	違法駐車防止のための事業	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	計	4	0	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%
その他の 事業	施設整備等	62	31	6	0	25	0	62	29	1	26	6	0	0	0	102.8%	102.8%	59.7%	59.7%
	維持管理	6	0	5	0	1	0	6	0	0	0	6	0	0	0	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%
	普及・啓発	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	12	2	1	0	9	0	12	5	1	3	1	2	0	0	42.9%	42.9%	25.0%	25.0%
	人的対応・こころのバリアフリー	7	0	4	0	2	1	7	0	0	0	7	0	0	0	57.1%	57.1%	57.1%	57.1%
計	88	33	17	0	37	1	88	34	2	29	21	2	0	0	87.7%	87.7%	56.8%	56.8%	
合計	1,070	245	277	33	459	56	1,070	222	113	370	302	40	21	2	84.3%	79.3%	51.9%	48.8%	

表 15 事業項目別着手率及び完了・継続率（王子地区）

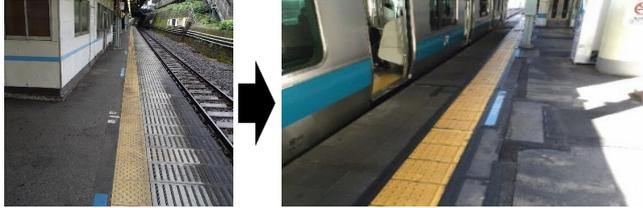
特定事業	事業項目	王子地区																			
		<R7年度末時点の事業実施状況>						<地区別構想での事業実施予定時期>						短期・中期事業着手率		短期・中期事業完了・継続率		事業全体着手率		事業全体完了・継続率	
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他	合計	短期	中期	長期	継続	検討中	順次							
公共交通 特定事業	施設整備等	59	14	2	7	34	2	59	2	3	42	2	6	4	209.1%	145.5%	39.0%	27.1%			
	案内設備・情報のバリアフリー	20	1	2	5	12	0	20	7	2	4	1	2	4	57.1%	21.4%	40.0%	15.0%			
	人的対応・こころのバリアフリー	20	0	20	0	0	0	20	0	0	0	20	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
	計	99	15	24	12	46	2	99	9	5	46	23	8	8	113.3%	86.7%	51.5%	39.4%			
道路 特定事業	施設整備等	177	32	8	25	105	7	177	27	4	120	16	2	8	118.2%	72.7%	36.7%	22.6%			
	歩道のない道路	26	2	23	1	0	0	26	2	0	0	24	0	0	100.0%	96.2%	100.0%	96.2%			
	維持管理	10	0	10	0	0	0	10	0	0	0	10	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
	普及・啓発	6	0	6	0	0	0	6	0	0	0	6	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
	案内設備・情報のバリアフリー	11	1	2	3	5	0	11	1	0	7	3	0	0	150.0%	75.0%	54.5%	27.3%			
計	230	35	49	29	110	7	230	30	4	127	59	2	8	111.9%	83.2%	49.1%	36.5%				
建築物 特定事業	施設整備等	481	123	26	19	249	64	481	52	93	275	32	27	2	93.9%	83.2%	34.9%	31.0%			
	案内設備・情報のバリアフリー	203	73	32	6	73	19	203	71	42	54	27	8	1	78.7%	74.5%	54.7%	51.7%			
	人的対応・こころのバリアフリー	139	5	121	2	3	8	139	0	1	0	137	1	0	92.8%	91.3%	92.1%	90.6%			
	計	823	201	179	27	325	91	823	123	136	329	196	36	3	88.9%	83.0%	49.5%	46.2%			
路外駐車場 特定事業	施設整備等	7	2	0	0	0	5	7	1	4	2	0	0	0	40.0%	40.0%	28.6%	28.6%			
	案内設備・情報のバリアフリー	3	0	0	0	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	人的対応・こころのバリアフリー	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	2	0	0	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%			
	計	12	2	0	2	0	8	12	1	7	2	2	0	0	40.0%	20.0%	33.3%	16.7%			
都市公園 特定事業	施設整備等	121	9	2	21	89	0	121	9	19	84	2	6	1	103.2%	35.5%	26.4%	9.1%			
	維持管理	27	0	27	0	0	0	27	0	0	0	27	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
	案内設備・情報のバリアフリー	19	1	0	1	17	0	19	0	1	9	1	7	1	66.7%	33.3%	10.5%	5.3%			
	人的対応・こころのバリアフリー	13	0	0	0	13	0	13	0	0	0	13	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	計	180	10	29	22	119	0	180	9	20	93	43	13	2	82.4%	52.7%	33.9%	21.7%			
交通安全 特定事業	施設整備等	3	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	3	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%			
	違法駐車防止のための事業	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
	計	4	0	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	4	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%			
その他の 事業	施設整備等	26	8	3	4	10	1	26	0	12	10	2	1	1	100.0%	73.3%	57.7%	42.3%			
	維持管理	8	0	8	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
	普及・啓発	6	0	6	0	0	0	6	0	0	0	6	0	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
	案内設備・情報のバリアフリー	4	0	2	2	0	0	4	0	2	0	2	0	0	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%			
	人的対応・こころのバリアフリー	5	0	4	0	0	1	5	0	0	0	5	0	0	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%			
	計	49	8	23	6	10	2	49	0	14	10	23	1	1	97.4%	81.6%	75.5%	63.3%			
合計	1,397	271	305	101	610	110	1,397	172	186	607	346	60	26	92.7%	78.9%	48.5%	41.2%				

### (3) 主な完了・継続事業

事業種ごとの主な完了・継続事業を以下に示します。なお、各事業者が取り組んでいる人的対応・こころのバリアフリーの取組等のソフト施策については、参考資料5に具体的な内容を掲載しています。

#### ① 公共交通特定事業

##### (ア) 鉄道

施設及び事業内容	地区
<p>施設名：JR 上中里駅            事業主体：東日本旅客鉄道株式会社            事業内容：ホーム ・ 内方線付点状ブロックの設置</p> 	滝野川
<p>施設名：JR 板橋駅            事業主体：東日本旅客鉄道株式会社            事業内容：            上下移動            ・ エレベーターの設置            通路            ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置 等</p> 	滝野川
<p>施設名：東京メトロ志茂駅            事業主体：東京地下鉄株式会社            事業内容：案内設備・情報のバリアフリー            ・ 壁面のトイレ案内の表示内容改善</p>	赤羽
<p>施設名：東京メトロ王子駅            事業主体：東京地下鉄株式会社            事業内容：トイレ ・ トイレの洋式化</p> 	王子
<p>施設名：東京メトロ王子神谷駅            事業主体：東京地下鉄株式会社            事業内容：トイレ            ・ 一般トイレへの視覚障害者誘導用ブロックの設置</p> 	王子

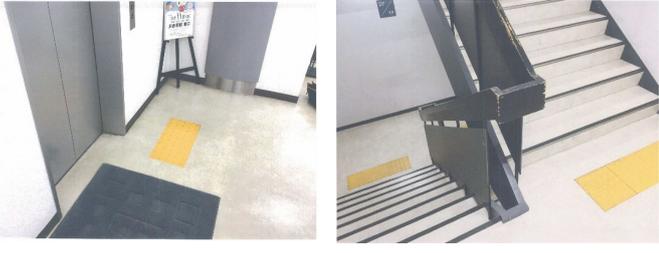
(イ) バス

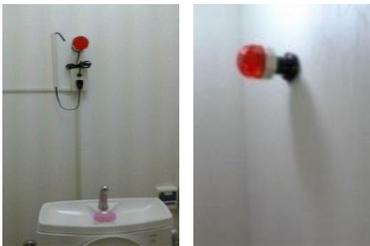
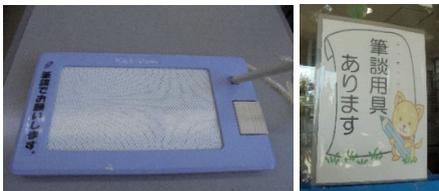
施設及び事業内容	地区
施設名：国際興業バス 事業主体：国際興業株式会社 事業内容： <u>案内設備・情報のバリアフリー</u> ・【坂下乗場停留所】わかりやすい行先案内設置	赤羽
施設名：国際興業バス・コミュニティバス 事業主体：国際興業株式会社・日立自動車交通株式会社 事業内容： <u>人的対応・こころのバリアフリー</u> ・バス利用のマナー・ルール等について利用者への啓発	王子

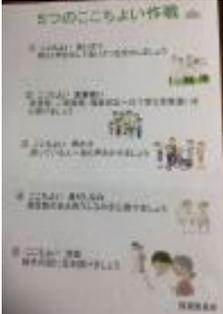
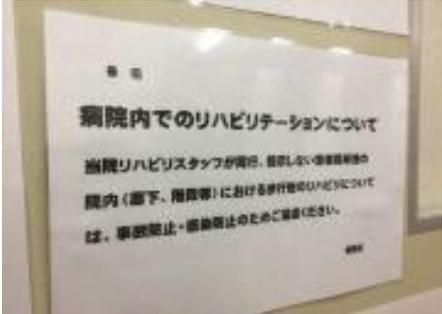
② 道路特定事業

施設及び事業内容	地区
路線名：豊北1号 事業主体：豊島区 事業内容： <u>歩道等</u> ・総合案内板の記載内容の改善 <u>案内設備・情報のバリアフリー</u> ・生活関連経路上の主要な箇所への案内表示の設置（JR駒込駅東口付近） ・エレベーターへのわかりやすい案内表示の設置	  滝野川
路線名：都道311号 事業主体：東京都建設局 第六建設事務所 事業内容： <u>視覚障害者誘導用ブロック</u> ・視覚障害者誘導用ブロックの改修（JIS規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法）	赤羽
路線名：北1964号・北1010等の区道20箇所 事業主体：北区 事業内容： <u>歩道等</u> ・側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換	王子
路線名：都道306号 事業主体：東京都建設局 第六建設事務所 事業内容： <u>視覚障害者誘導用ブロック</u> ・視覚障害者誘導用ブロックの改修（JIS規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法）	王子

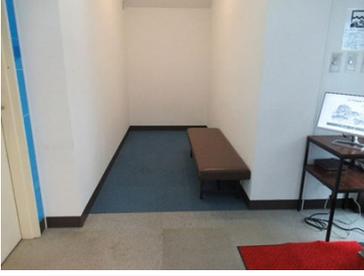
③ 建築物特定事業

施設及び事業内容	地区
<p>施設名：稲付中学校            事業主体：北区            事業内容：  <u>出入口・敷地内通路（屋外）</u>            ・段差の解消、及び歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）  <u>駐車場・駐輪場</u>            ・車いす利用者用駐車施設の設置及び案内の表示、利用者への啓発</p> 	赤羽
<p>施設名：三菱 UFJ 銀行 赤羽駅前支店            事業主体：株式会社三菱 UFJ 銀行            事業内容：<u>建物内通路</u>            ・視覚障害者誘導用ブロックの設置（2階・3階）</p> 	赤羽
<p>施設名：ネスト赤羽            事業主体：北区            事業内容：<u>その他設備</u>            ・車いす使用者の利用に配慮した自動販売機の導入</p> 	赤羽
<p>施設名：国立スポーツ科学センター            事業主体：独立行政法人 日本スポーツ振興センター            事業内容：<u>出入口・敷地内通路（屋外）</u>            ・西門から建物内まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置</p> 	赤羽

施設及び事業内容	地区
施設名：滝野川第四小学校 事業主体：北区 事業内容： <u>上下移動</u> ・階段手すりの設置	 滝野川
施設名：なでしこ小学校 事業主体：北区 事業内容： <u>上下移動</u> ・エレベーターの設置 等	 赤羽
施設名：滝野川第二小学校 事業主体：北区 事業内容： <u>トイレ</u> ・車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置等	 滝野川
施設名：就労支援センター北 事業主体：特定非営利活動法人わくわくかん 事業内容： <u>トイレ</u> ・フラッシュライト等の設置の検討	 赤羽
施設名：赤羽西福祉工房 事業主体：北区（指定管理者：社会福祉法人北区社会福祉事業団） 事業内容： <u>案内設備・情報のバリアフリー</u> ・筆談用具の設置及び案内の表示	 赤羽
施設名：西が丘園高齢者あんしんセンター・ 特別養護老人ホームウエルガーデン西が丘園 事業主体：社会福祉法人ウエルガーデン 事業内容： <u>案内設備・情報のバリアフリー</u> ・筆談用具の設置を示す案内の表示（耳マークなど） ・貸出用の車いすの案内の表示	 赤羽

施設及び事業内容	地区
<p>施設名：星美学園            事業主体：学校法人星美学園            事業内容：  <b>その他設備</b>            ・授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置</p>  	赤羽
<p>施設名：大橋病院            事業主体：医療社団法人 逸生会            事業内容：<b>人的対応・こころのバリアフリー</b>            ・施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発</p>   	赤羽
<p>施設名：赤羽東口病院            事業主体：医療法人社団 景星会赤羽            事業内容：  <b>案内設備・情報のバリアフリー</b>            ・わかりやすい案内表示の設置  <b>その他設備</b>            ・電光掲示や呼出受信機の導入</p>  	赤羽
<p>施設名：特別養護老人ホーム上中里つつじ荘            事業主体：社会福祉法人 北区社会福祉事業団            事業内容：  <b>出入口・敷地内通路（屋外）</b>            ・歩道上から出入口まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）</p> 	滝野川

施設及び事業内容	地区
施設名：岸町ふれあい館・社会福祉協議会 事業主体：北区 事業内容： <u>案内設備・情報のバリアフリー</u> ・耳マーク等の設置	 王子
施設名：都立北療育医療センター 事業主体：東京都 福祉保健局 北療育医療センター 事業内容： <u>出入口・敷地内通路（屋外）</u> ・歩道上から出入口まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	 王子
施設名：渋谷史料館 事業主体：公益財団法人渋谷栄一記念財団 事業内容： <u>トイレ</u> ・オストメイト対応設備の設置	 王子
施設名：中央公園文化センター 事業主体：北区 事業内容： <u>建物内通路</u> ・手すりが設置されている壁への防護クッションの設置  <u>案内設備・情報のバリアフリー</u> ・ピクトグラム等を活用した案内の表示	  王子
施設名：いきがい活動センター（きらりあ北）（旧健康増進センター） 事業主体：北区 事業内容： <u>上下移動</u> ・多様な利用者に配慮したエレベーターの設置	 王子

施設及び事業内容	地区
<p>施設名：お札と切手の博物館            事業主体：独立行政法人国立印刷局            事業内容：<b>トイレ</b> ・授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	王子
<p>施設名：ホームセンターコーナン王子堀船店            事業主体：コーナン商事株式会社            事業内容：  <b>その他設備</b>            ・貸出用車いすやベビーカーの設置及び案内の表示</p> 	王子

#### ④ 都市公園特定事業

施設及び事業内容	地区
<p>施設名：都立浮間公園            事業主体：東京都建設局東部公園緑地事務所            事業内容：  <b>園路</b> ・降雨時に不陸がある園路の改修  <b>トイレ</b> ・多機能トイレ※の改修（出入口スロープの改善、十分な広さ、オストメイト対応設備、大型ベッドの設置、JIS規格に適合したボタン配置、低い位置への非常呼び出しボタンなど）            &lt;改修後のトイレ&gt;      &lt;ベビーチェア、オストメイト対応設備等&gt;</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※「だれでもトイレ」や「多機能トイレ」などの名称は、現在使用しないこととされています。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	赤羽



施設及び事業内容	地区
<div data-bbox="220 248 612 293" data-label="Section-Header"> <p><b>視覚障害者誘導用ブロック</b></p> </div> <div data-bbox="229 304 740 441" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者誘導用ブロックの設置 (JIS 規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導)</li> </ul> </div> <div data-bbox="220 450 325 495" data-label="Section-Header"> <p><b>トイレ</b></p> </div> <div data-bbox="229 504 740 640" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・だれでもトイレ<sup>※</sup>への改修</li> <li>・オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置</li> </ul> </div> <div data-bbox="220 649 676 694" data-label="Section-Header"> <p><b>案内設備・情報のバリアフリー</b></p> </div> <div data-bbox="229 703 450 748" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内板の設置</li> </ul> </div>	<div data-bbox="798 324 1219 369" data-label="Text"> <p>&lt;だれでもトイレへの改修&gt;</p> </div> <div data-bbox="847 376 1235 663" data-label="Image"> </div>

#### (4) 未着手事業の主な要因

短期・中期実施予定事業のうち、未着手の事業について、その要因を整理しました。

##### 要因1：大規模改修の実施待ち

---

未着手の最も多い要因で、その事業単体では実施できず、より大きなインフラ整備のタイミングに合わせて実施しようとしているため、保留になっています。

###### <具体的な内容>

- 駅改良時、駅改装時、再開発に合わせて実施するため待機中
- 線路の高架化などの連続立体交差化事業が完了するまで手がつけられない
- 道路の拡幅や整備を行う街路事業の進捗に合わせて実施予定
- トイレの改修や車内の内装更新など既存設備の更新時期が来るのを待っている 等

##### 要因2：協議・検討・手続きの途中

---

実施の意向はあるものの、詳細が決まっていない、または関係者との調整に時間を要している状況です。

###### <具体的な内容>

- 関係事業者との協議中
- 具体的な表示方法・場所や設置可能箇所を調査・検討している段階
- 用地取得が進んでいないため着手できない
- コロナ禍による計画策定の遅れ
- 予算確保の困難 等

##### 要因3：物理的・構造的な実施困難

---

現状の環境では物理的に実施が不可能であると判断されています。

###### <具体的な内容>

- 道路や歩道の幅員が足りず、ベンチや手すり、上屋などを設置できない
- 坂道などの地形的要因により、バリアフリー化や設備設置が困難 等

##### 要因4：利用者・関係事業者からの要望・申請待ち

---

利用者や事業者からの要望や申請があった際に適宜対応する予定としています。

###### <具体的な内容>

- 特に要望・申請がないため実施に至っていない
- 必要が生じた際に調整するスタンス 等

## 2. 協議会・区民部会・まちあるき点検等での評価

### (1) 協議会・区民部会での意見・評価

最終評価に向けて、中間評価のとりまとめ以降の協議会・区民部会で出された主な意見を以下に示します。

表 16 意見・評価の概要

主体	取組内容	最終評価に関する意見・評価
協議会・区民部会	最終評価の作成に向けた検討 (知見集作成への意見を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハード面の即時対応が難しい場合、ソフト面（人的対応）で解決できる点についても、共通の配慮事項や知見集に組み込み、施設設置管理者等にフィードバックしてほしい。</li> <li>知見集が作って終わりとならないよう、特定事業を計画する各事業者の方々へ説明会等を通じて活用を促し、積極的に浸透させる必要がある。</li> </ul>
	特定事業の進捗状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>未着手事業について、改定基本構想で引き続き位置づけるとのことだが、未着手となった課題を認識したうえで、改定基本構想の検討に合わせて内容や行程を見直す必要があるのではないか。</li> </ul>
	今後の推進に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントが年末年始に集中する傾向があるため、基本構想の策定に向けた方針を策定する段階で、区民意見聴取の機会を設けるなど検討してほしい。</li> <li>来年度以降も区民まつり等で体験型のイベントを行うのであれば、基本構想に関するオープンハウス型の説明会を実施し、アンケートを取ってはどうか。</li> <li>施設整備にあたって計画・設計段階における当事者参加の機会を設けてはどうか。</li> </ul>

## (2) まちあるき点検等での意見・評価

中間評価以降、整備段階の異なる多様な施設において、当事者参加によるまちあるき点検や施設見学会を開催し、整備内容に関する意見交換を行ってきました。整備段階に応じた視点を設定したうえで、整備予定箇所や事業完了箇所などの確認を行い、良い点や課題点等を施設設置管理者と共有し、施設の改善に活かしています。

特定事業を実施した施設の確認においては、施設の新設や大規模改修により、全体的なバリアフリー化が進められたほか、大規模な整備が困難な施設においても、可能な範囲でのバリアフリー対応が評価されています。一方で、移動等円滑化基準を満たしていても利用しにくい箇所や、過去の指摘が他の同種施設の整備に活かされなかった箇所が見られるため、事業者への知見の共有や計画・設計段階での当事者参加が課題となっています。

表 17 中間評価以降の検討対象施設ごとの整備段階・検討方法

実施年度	検討対象施設	整備段階	検討方法
令和3年度	十条台区民センター	運用・管理 (特定事業を実施)	現地確認・ 意見交換
	北区立いきがい活動センター		
	都立北療育医療センター		
	生活関連経路(十-04)		
	中央公園文化センター		
	みずほ銀行王子支店		
	中央公園・中央公園運動場		
	生活関連経路(十-07)		
	王子第一小学校	運用・管理(供用前)	
令和4年度	生活関連経路(赤-05)	運用・管理 (特定事業を実施)	現地確認・ 意見交換
	生活関連経路(赤-34)		
	赤羽台けやき公園(新設)		
	生活関連経路(赤-22)		
	生活関連経路(赤-03)	施工	
令和5年度	生活関連経路(赤-03)	運用・管理	現地確認・ 意見交換
	医療法人財団逸生会 大橋病院	計画 (大規模改修予定)	
	滝野川体育館		
	滝野川公園		
令和6年度	飛鳥山公園	運用・管理 (特定事業を実施)	現地確認・ 意見交換
	飛鳥山公園駐車場		
	生活関連経路(赤-22)		
令和7年度	桐ヶ丘区民センター	基本・実施設計	意見交換
	十条小学校		
	東十条一丁目高架下児童遊園	計画 (改修予定)	現地確認・ 意見交換
	内トイレ 田端公園内トイレ		

<完了事業に対する主な意見> (◎：良い点 △：課題として指摘された点)

施設種別	主な意見
生活関連経路	◎エレベーターの新設や歩道の拡幅により、通行しやすくなった。 △視覚障害者誘導用ブロックの設置方法が不適切である。
公園	◎舗装された園路が拡大され、歩きやすかった。 ◎車いす使用者用トイレに大型ベッドが設置されていた。 △複数の車いす使用者用トイレを整備する場合は、左右対称にして片麻痺の利用者に対応した方がよかった。
建築物	◎大規模な整備が困難な施設でも、階段の段鼻の強調や案内表示の充実など可能な範囲でのバリアフリー対応がなされていた。 ◎エレベーター内に耳マークの非常ボタンがあり、階数表示モニターに字幕が出て対応することができる。 △介助者の介助ありで利用することを想定すると、車いす使用者用トイレが全般的に狭い。
信号機等	◎利用者の多い施設への経路に横断歩道が設置された。 △音響式信号機とエスコートゾーンを設置してほしい。

※施設ごとの具体的な意見内容や写真は、参考資料3参照

<点検の実施方法とプロセスに関する意見>

- 当事者参加のタイミングについて、事業者に対して、設計図書が固まる前や、整備内容が固まるまで意見交換の場を設けることを提案すべきである。
- なでしこ小学校で課題として指摘された点が、王子第一小学校の点検でも指摘され、意見が次の検討に活かされなかった。

<令和3年度～令和7年度の点検・意見交換の様子>



### 3. 知見集の作成

基本構想の推進にあたっては、表3や表16にあるとおり、障害当事者や専門家で構成する「区民部会」により、毎年まちあるき点検及び意見交換を重ね、この意見をもとに施設設置管理者等が取組を実施していただけるよう協力を依頼してきました。

これを受けて実施されたバリアフリー整備において、施設設置管理者等が検討したプロセスと整備の到達点を「知見」として整理し、今後のバリアフリー整備において、よりよい施設整備・維持管理・運用を図るため、令和5年度から令和6年度にかけて、知見集の検討を行い、令和7年度にとりまとめました。

知見集では、区内の駅前広場や道路、公園、駐車場等における7つの具体的な整備事例をとりあげ、取組の動機や背景、関係者との調整等の検討プロセス、実際の整備状況の写真とともに、基準への適合にとどまらない工夫によって実現できたことや、検討プロセス等において苦労した点、当事者からの意見とそれを踏まえた改善点等について紹介しています。

これらの事例を通じて蓄積された知見を、他の施設整備でも参考にさせていただくとともに、今後も引き続き障害当事者等とのまちあるき点検や意見交換を継続し、区内全体のバリアフリー水準のさらなる向上を目指すこととしており、本最終評価と併せて公表し、広く周知を図ります。

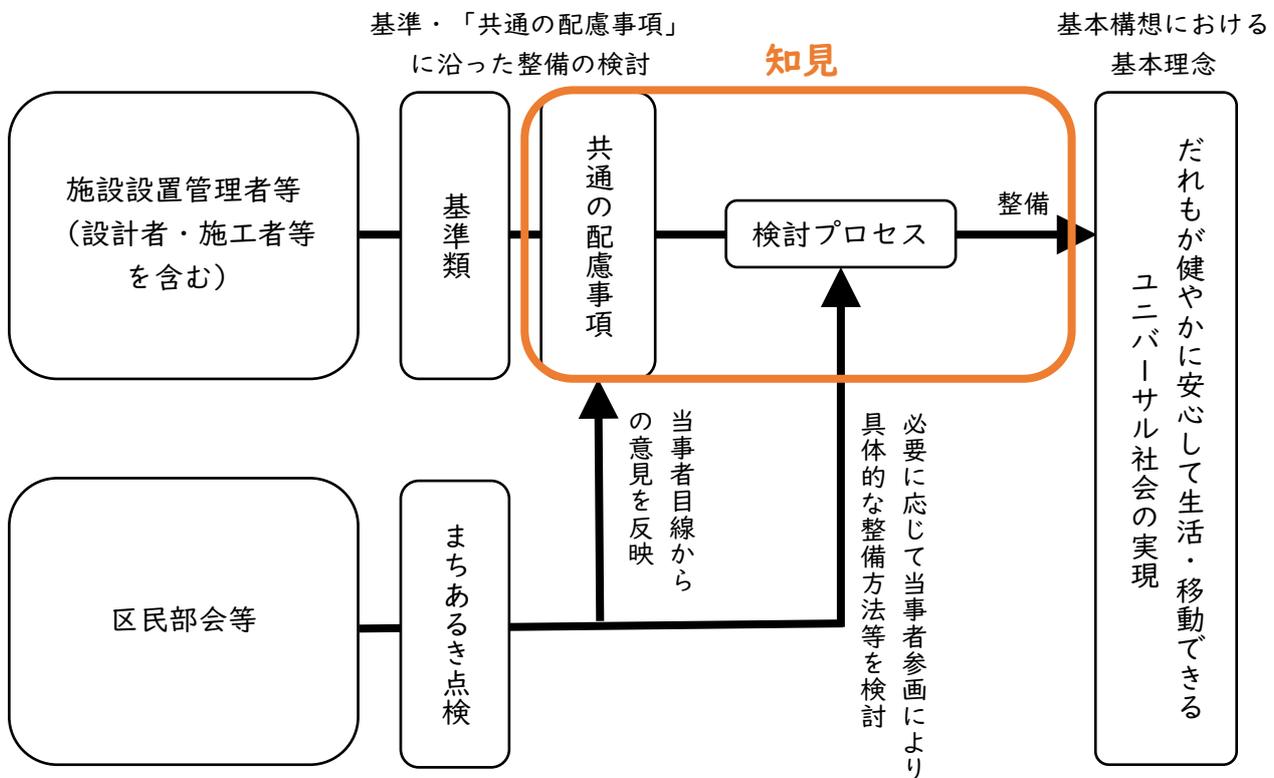


図3 バリアフリー整備に向けたこれまでの流れ (知見集より)

表 18 知見集で取り上げた事例と知見のポイント

場所		知見のポイント
事例1	JR 浮間舟渡駅 駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 特定のプロジェクトにおいて会議体を設けて検討することで、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者、交通管理者、公園管理者等が課題を共有しながら連携して整備を進めることができた。</li> <li>□ 計画段階から完成後まで一貫した当事者参画を行い、実現できなかった要望も含め、合意を得て整備を実現した。</li> <li>□ 検討プロセスや当事者参画手法を知見とりまとめとして公表し、他事業への展開を図っている。</li> </ul>
事例2	NTC (ナショナル トレーニング センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「アクセシブルルート」として設定し、一体的にワーキング形式で整備方針を検討・共有したことにより、管理者が異なる経路を含め、連続性をもって目的地までのバリアフリー化を実現した。</li> <li>□ 当事者と施設管理者を含む合同実地点検により、施設管理者が課題を十分理解し、整備方針に反映することができた。</li> </ul>
事例3	赤羽台げやき公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ インクルーシブな公園づくりを当初より目標として、区民参画による検討を行ったことにより、意見を反映した整備が実現した。</li> <li>□ 公園づくりワークショップ・子どもへのアンケート・区民部会による意見交換と多様な方法での意見収集により幅広いニーズを確認できた。</li> </ul>
事例4	中央公園通り (生活関連経路： 北1256号 【十-04】)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築物の整備機会を捉えて、施設設置管理者と道路管理者・交通管理者が連携することにより、懸案事項であった道路における課題を解消できた。</li> <li>□ 検討の経験を通じ、道路管理を担当する職員のバリアフリー整備に対する意識の向上が図られた。</li> </ul>
事例5	王子第一小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 区民参画ワークショップや先進事例視察を通じて、基準適合を前提に、多様な意見を反映した施設整備が実現した。</li> <li>□ 区民部会で複数施設を確認したことで、1施設目での意見が次の施設整備に十分反映できていなかったことがわかり、情報共有・知見の展開の必要性を認識した。</li> </ul>
事例6	東本通り (生活関連経路： 北1283号 【赤-22】)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 区民意見で出されたアイデアを基に検討を重ね、明確な基準や指針等がない中で区独自の取組みを実現した。</li> <li>□ 試行と改善を繰り返す中で整備手法が確立されていく可能性があり、今後の水平展開が期待される事例となった。</li> </ul>
事例7	飛鳥山公園駐車場・ 中央公園駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 基本構想策定時の区担当者が、実際に整備を行う担当課に異動したことにより、当事者の視点や整備の考え方等に理解があり、「共通の配慮事項」を踏まえた整備が実現した。</li> </ul>

## 4. 社会背景の変化

全体構想策定以降、バリアフリー法改正をはじめ、バリアフリー化を取り巻く社会背景が大きく変化しています。これらの経緯を理解した上で、基本構想の推進を図る必要があります。

### (1) バリアフリー法の改正

平成 30 年にバリアフリー法が改正され、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明記した基本理念が示されるとともに、新たに移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の枠組みが設けられました。マスタープランでは、具体的なバリアフリー化事業の位置づけが困難な地区においても、多様な視点から中長期的に方針を示すことのできる枠組みとなっています。

また、令和 2 年の改正では、こころのバリアフリーの更なる推進やバリアフリー情報の収集に関する事項が明記されるとともに、法改正にあわせて各種基準やガイドラインが改正されました。

さらに、建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物として、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る）で公立のものが追加されました。

現行基本構想では、区内全域を重点整備地区に設定しており、既にマスタープランの概念が反映された形となっています。また、こころのバリアフリー、情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示すとともに、重点整備地区内の教育施設（特別支援学校、大学・短期大学、小学校、中学校、高等学校）を生活関連施設に設定し、バリアフリー化を推進しており、法改正で示されている内容には既に対応している状況です。そのため、国の基本方針や各種基準、ガイドライン等が充実した点などに留意した上で、引き続き、基本構想に基づく取組の推進が期待されます。

### (2) 移動等円滑化の促進に関する基本方針における目標の見直し

国の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針について、令和 12 年度までの目標である第 4 次目標が新たに示されました。目標の見直しの中では、既存項目の数値目標の引き上げのほか、新たな項目として、鉄軌道駅における障害者対応型券売機や拡幅改札口の設置に関する項目、プラットホームと車両の段差・隙間の縮小に関する項目等が追加されました。

また、心のバリアフリーや外見からはわかりづらい障害への対応の更なる推進の在り方や、バリアフリー分野の ICT 活用、当事者参画の更なる推進のあり方についても方針が示されています。

現行基本構想では、国の定める基本方針の見直しの内容に対応した施設整備や当事者参加、こころのバリアフリーの取組等が、既におおむね設定されているといえます。今後、学校教育と連携した教育啓発特定事業やバリアフリー分野での ICT 活用など、新たに示されている課題にも留意しながら、引き続き、基本構想に基づく取組の推進が期待されます。

### (3) 関連法令の制定・改正

平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が施行され、さらに、令和 3 年の改正により合理的配慮の提供が義務化されました。

また、平成 30 年に「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（以下、「ユニバーサル社会実現推進法」という。）」が施行され、令和 6 年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という。）」が施行されるなど、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現の重要性が高まりを見せています。

さらに、令和 4 年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、令和 7 年には「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されており、本区においても、令和 2 年に「東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例」が施行されました。これらの法令の施行により、誰もが必要とする情報を取得でき、円滑にコミュニケーションを図ることの必要性が認識されています。

改定基本構想では、これらの関連法令で示された内容を踏まえて、主要な生活関連施設だけでなく、その他の生活関連施設や商店街等を含む事業者、区民等を対象に、こころのバリアフリーや情報のバリアフリーの推進について、方針を設定する必要があります。

## 第3章 基本構想推進に係る評価・課題の整理

### 1. 評価すべき点の整理

これまでの内容を踏まえ、最終評価にあたり評価すべき点を以下に示します。

#### (1) 事業の着実な進捗

##### <特定事業等の着手率及び完了・継続率からわかる成果>

- 各地区において、短期・中期の事業完了・継続率が75%以上となっており、概ね計画的に事業が完了または継続的に実施しています。
- 特に、[鉄道]・[区役所・区民センター]・[その他公共施設]・[駅前広場]では100%を超えており、計画以上に事業が進捗しています。
- [維持管理]や[人的対応・こころのバリアフリー]などのソフト事業は、継続事業として多くのものが多く、公共交通特定事業、建築物特定事業については、短期・中期の事業完了・継続率は90%を超えています。

##### <区全体で進捗のあった成果>

- 大規模なハード整備として、施設の大規模改修・新設等の以下の取組が進み、それに伴う移動等円滑化基準の適合施設の増加や、施設の安全性・利便性等の向上などが図られ、地域のバリアフリー化が進められています。
  - 京浜東北線の鉄道駅における可動式ホーム柵の整備 →安全性の抜本的な改善による鉄道駅のバリアフリー化の推進
  - 赤羽台トンネル脇エレベーターの整備 →坂道のバリアフリー化の推進
  - 王子第一小学校の建替えなど公立小中学校の統廃合に伴う整備 →一般開放や災害時の利用等にも配慮した学校施設のバリアフリー化の推進
  - 赤羽台けやき公園におけるインクルーシブ遊具・トイレへの大型ベッド等の整備 →レクリエーション機能を含む公園施設のバリアフリー化の推進
- ハード整備の部分的な改修として、区道全体で側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換が進み、車いすのキャスターや杖、ベビーカーなどが溝にはまらないようにするための改良が集中的に行われています。また、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修・輝度比の確保などの面的な整備が進められています。
- さらに、建築物では、トイレの洋式化やJIS規格に適合したボタン等の配置、オストメイト対応設備の設置などが進み、トイレのバリアフリー化が図られました。
- ソフト施策では、コミュニケーション・情報支援として、筆談用具の設置に関する事業が多くの施設で完了しています。また、職員による案内やサポートなどの対応の充実や、施設利用のマナー・ルールの利用者への周知・啓発などの人的対応・こころのバリアフリーに関する事業が継続的に実施されています。

## (2) 継続的な当事者参加、当事者主体の取組みの実施

- 全体構想策定後、各地区別構想の検討や基本構想の評価にあたり、毎年度まちあるきワークショップを実施し、当事者意見を踏まえた特定事業を設定しています。
- また、計画段階からの当事者参加（浮間舟渡駅駅前広場他）、整備済み施設の現地確認（なでしこ小学校等複合施設他）など、特定事業の実施にあたっての当事者参加の実績とノウハウが蓄積され、それらをとりとめた知見集を作成しています。これらの取組みを通じて、当事者同士の相互理解が進むとともに、整備担当者等の意識の変化が見られ、「当事者の意見を反映させながらより望ましい整備を行う」必要性への理解が浸透してきています。
- 事業検討以外にも、事業者に向けた意識啓発や小学生向けアンケート、VR動画の作成、区民まつりにおける基本構想の周知・啓発活動など、区民部会を中心として、人的支援・こころのバリアフリーの推進のための多様な取組を展開し、着実に成果を蓄積しています。

## (3) バリアフリー法の改正等の社会背景の変化を先取りした検討

- 平成30年、令和2年にバリアフリー法が改正されましたが、法改正で示された理念や記載すべき内容等（障害の社会モデルの考え方、心と情報のバリアフリーの強化、小中学校や避難所のバリアフリー化等）について、基本的に現行基本構想に網羅されており、国の方針を先取りした検討が実施されています。

## 2. 課題の整理

今後の基本構想の改定に向けた課題を以下に示します。

### (1) 未完了事業の推進・更新

- 未着手の短期・中期事業について、単独での実施や物理的に実施が困難であり、施設の大規模改修や関連事業とあわせた実施を予定している事業を中心に、進捗が遅れています。そのため、事業実施見込みや変更の必要性について再確認したうえで、更なる推進を働きかける必要があります。
- 都市公園特定事業の施設整備等において、短期・中期の事業完了・継続率が26.2%、事業着手率が64.1%といずれも他の特定事業と比べて低くなっています。未完了の要因としては、施設改修計画・工事が予定よりも遅れていることが挙げられます。
- 案内設備・情報のバリアフリーでは、短期・中期の事業完了・継続率が40%～85%程度と特定事業により差があります。未完了の要因としては、具体的な方法の検討に時間を要していたり、大規模改修やホームページ改修等の機会とあわせるため先送りとしていたりすることが挙げられます。
- 長期事業については、指摘された課題について、当面の実施見込みがないものの課題として認識し、位置づけている事業が多くあります。今後の地区別構想の改定に向けて、短期・中期事業の未完了事業とあわせて、実現に向けた検討に着手していくことが求められます。

### (2) 施設の計画・設計段階における当事者参加の推進

- 施設の完成後の確認では当事者目線から多くの課題や問題点が指摘されているため、計画・設計段階から当事者参加の機会をさらに増やしていくことが求められます。

### (3) 取組の充実に向けた検討

- 地区別構想の検討等において充実させてきた「移動等円滑化に関する事項（共通の配慮事項）」は、各地区における特定事業設定時及び中間評価時に各事業者には共有していますが、その後に十分に活用されているかが不明です。特定事業設定後も、事業計画・実施段階であらためて内容を確認し、配慮できることが無いか検討してもらうことで、よりよい整備につなげることが望まれます。
- 人的対応・こころのバリアフリーに関する区民部会や事業者の取組について、成果の確認や評価が十分できておらず、今後取組を進める中で評価の機会を設ける必要があります。
- 最終評価にあたり、これまでの取組で得られた知見を知見集とあわせて改めて共有し、各事業者における取組に活かしてもらうことで、事業実施にあたり、よりレベルの高い取組となることが期待されます。

## 第4章 基本構想の改定に向けて

最終評価を踏まえて、令和8年度は全体構想の改定、令和9年度は地区別構想（特定事業計画を含む）の改定を行う予定です。それらの改定に向けて、移動等円滑化に関する事項の内容の更新案を提示します。また、区全体で取り組むべき事項として、こころと情報のバリアフリーの推進や、事業者への周知及び協力依頼、継続的な当事者参加について、以下に整理します。

### 1. 移動等円滑化に関する事項の更新

地区別構想の「第5章 移動等円滑化に関する事項」において、多様な利用者が安全で移動・利用しやすい施設整備に向けて対応を進めていく際の共通の考え方を配慮事項として整理しています。

この「移動等円滑化に向けた共通の配慮事項」は、検討の積み重ねの中で、地区ごとに必要事項等を追加・修正しており、中間評価において、最新の内容への更新を行いました。

最終評価では、中間評価からこれまでの取組等を踏まえ、「移動等円滑化に向けた共通の配慮事項」の更新案を提示し、令和9年度以降の地区別構想の改定時に内容を更新します。そして、赤羽地区・滝野川地区・王子地区の関係事業者に対して、知見集とあわせて、移動等円滑化に関する事項を改めて周知し、それぞれの事業推進に取り入れていただけるよう、協力を依頼します。

更新にあたり、「共通の配慮事項」から「共通の重点取組項目」と名称を改めます。これにより「合理的配慮」との語の重複による誤った理解を避けるとともに、これまで以上にハード・ソフト両面からの積極的な取組を促していきます。

合理的配慮…障害のある人の社会的なバリアを取り除くため、事業者や行政機関等に、障害のある人から何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲（＝過重な負担のない範囲）で対応すること

※内容のベースは【地区別構想 赤羽地区】とし、**青字**は中間評価までに新たに追加・修正した内容、**赤字**は最終評価で初めて提示する更新案を示しています。

## (1) 公共交通の共通の重点取組項目

### ① 旅客施設（鉄道駅）

項目	共通の重点取組項目
通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ エレベーター利用により大きな迂回が生じる駅では、<u>地形や駅構造に配慮し、2ルート目のバリアフリールート確保や上下方向へのエスカレーター設置に努める。</u></li> <li>➤ 主要な動線や設備(トイレ、券売機、精算機、インターホンなど)には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。</li> <li>➤ <u>屋外のスロープは上屋を設置するか、雨天時でも滑りにくい路面とする。</u></li> </ul>
上下移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。</li> <li>➤ エレベーターは、車いすが複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、<u>出入口戸のガラス窓</u>の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。</li> </ul>
ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 転落を防止するためのホームドアや可動式ホーム柵を設置する。</li> <li>➤ <u>駅や車両の構造上ホームドアや可動式ホーム柵が設置不可能な場合は、昇降式ホーム柵や固定式ホーム柵など、他の方法による利用者の安全の確保を優先するとともに、内方線付点状ブロックを設置する。</u></li> <li>➤ ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。</li> <li>➤ 乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。</li> <li>➤ 排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合は1%を標準とする。</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(<u>介助者の同伴など多様な動作が可能な</u>十分な広さ、<u>車いすの動線に配慮した設備配置</u>、可動式手すり、大型ベッド、<u>開閉しやすい扉</u>の設置など)。</li> <li>➤ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、<u>車いす使用者用</u>トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける)。</li> <li>➤ 利用者が多い施設では、<u>一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保すること</u>などにより、<u>車いす使用者用</u>トイレに利用が集中しないようにする(<u>機能分散</u>)。</li> <li>➤ <u>和式便房を洋式化し、手すりを設置する。</u></li> <li>➤ <u>内部を認識しやすいよう、床と壁、便器、手すりなどのコントラストを確保する。</u></li> <li>➤ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者等が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。</li> <li>➤ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。</li> <li>➤ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。</li> <li>➤ 車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。</li> </ul>

項目	共通の重点取組項目
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>車いす使用者用トイレには、異性介助等に配慮し、目隠し用のカーテンを設置する。</u></li> </ul>
券売機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 車いすでも近づきやすい蹴込みや見やすい(反射しない)タッチパネルなど、車いす使用者や弱視者が1人でも利用しやすい券売機等を設置する。<u>白黒反転機能のあるタッチパネルを設置するのも有効である。また、全盲の方など高齢者、障害者等の求めに応じ、乗車券購入の有人対応を行う。</u></li> </ul>
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ バリアフリールートや乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどの活用・多言語化された大きくわかりやすい案内表示を設置する。</li> <li>➤ 駅出入口や改札付近、ホームなどで音声による案内や、モニター、ICT等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。</li> <li>➤ 可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。</li> <li>➤ 改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置を示す音声付触知案内図を視覚障害者が容易に認識できる位置に設置する。</li> <li>➤ 駅構内や周辺のバリアフリーに関する案内をWEB上に掲載する他、<u>二次元バーコードの掲出</u>や紙で配布するなど、多様な利用者を想定した情報提供の充実を図る。</li> <li>➤ <u>無人改札の有無や駅係員が不在となる時間帯をWEB上に掲載する。</u></li> <li>➤ 改札周辺やホーム等にインターホンを設置する場合は、ICTの活用やモニターを設けるなど聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。</li> <li>➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。</li> <li>➤ <u>自動改札機はIC専用改札機と磁気券対応改札機の違いがわかるような案内表示を設置する。</u></li> <li>➤ <u>拡幅改札は、改札前後における一般の利用者とエレベーターを利用する車いす使用者等の動線が錯そうしないように留意して設置位置を検討する。</u></li> </ul>
人的対応・こころのバリアフリー(教育啓発)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 多様な利用者への適切な対応や障害の社会モデルへの理解について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。</li> <li>➤ 駅や車両利用のマナー・ルール(施設利用に制約がある人のエレベーター・車いす使用者用トイレの優先やエスカレーターの2列での利用など)について、利用者への周知・啓発を行う。</li> </ul>

<参考>

■ホームドア(区内)



■内方線付点状ブロック(区内)



■ホームと列車のすき間が狭い車いす用の乗降口(区内)



■電光掲示やモニターによる情報提供(区内)



■バリアフリールートなどがわかりやすい案内板(区内)



■ICTを活用した情報提供(みえるアナウンス)



視覚障害者/聴覚障害者の利用イメージ



アナウンス専用ボード



駅係員向けアプリ

■ICTを活用した情報提供(スマホでインターホン)



視覚障害者/聴覚障害者の利用イメージ



インターホン専用ボード



利用者の対話画面

出典：駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン（令和4年7月）

## ② 旅客施設（停留場）

項目	共通の重点取組項目
通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主要な動線には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。</li> <li>➤ 傾斜路は車いす使用者に配慮し、緩やかな勾配（縦断勾配 8%以下）とし、十分な幅員（120 cm以上）を確保する。</li> </ul>
上下移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。</li> </ul>
ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 車いす使用者が円滑に利用できるように、乗降場の幅員を十分に確保する（150 cm以上）。</li> <li>➤ 転落を防止するためのホーム柵など、<u>利用者の安全の確保を優先するとともに、内方線付点状ブロックを設置する。</u></li> <li>➤ ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。</li> <li>➤ 乗降や移動を妨げない位置に配慮し、上屋やベンチを設置する。</li> <li>➤ 排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合は1%を標準とする。</li> </ul>
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 乗降位置等について、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。</li> <li>➤ 音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。</li> <li>➤ 可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。</li> <li>➤ 車両内に筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。</li> <li>➤ <u>乗車方法やバリアフリー情報について、多様な利用者を想定した情報提供の充実を図る。</u></li> </ul>
人的対応・こころのバリアフリー <u>（教育啓発）</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 多様な利用者への適切な対応<u>や障害の社会モデルへの理解</u>について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。</li> <li>➤ 停留場や車両利用のマナー・ルールについて、利用者への周知・啓発を行う。</li> </ul>

### <参 考>

■幅員が確保された停留場（ホーム柵・内方線付点状ブロック・上屋・ベンチの設置）（区内）



### ③ 路線バス・コミュニティバス

項目	共通の重点取組項目
車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 車両のノンステップ化や車いす使用者やベビーカー使用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。</li> </ul>
バス乗降場・バス停留所	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ バス停留所にベンチや屋根を設置するなど、十分な待合スペースを確保する。(道路管理者との連携)</li> <li>➤ バス停留所を設置する歩道は、バスが正着(バス停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者との連携)</li> </ul>
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ バス乗降場やバス停留所における案内を充実する(わかりやすい路線図(各路線の運行ルートや停留所を表記)、ノンステップバス運行の表示、多言語表記、バスの乗り方など)。</li> <li>➤ バス接近表示システムの導入(音声案内・電光表示)を促進する。</li> <li>➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。</li> </ul>
人的対応・こころのバリアフリー(教育啓発)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ バス停留所への正着やニーリング(車両を傾けて段差を緩和する)を徹底する。</li> <li>➤ 多様な利用者への適切な対応や障害の社会モデルへの理解について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。</li> <li>➤ バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。</li> </ul>

#### <参 考>

#### ■ ノンステップバス



出典：公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 車両等編 (令和7年9月)

#### ■ バリアフリー化されたバス停留所 (区内)



#### ④ タクシー

項目	共通の重点取組項目
車両	➤ 車いす使用者等も利用できる福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)の導入を促進する。
案内設備・情報のバリアフリー	➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。
人的対応・こころのバリアフリー <b>(教育啓発)</b>	➤ 多様な利用者への適切な対応や <b>障害の社会モデルへの理解</b> について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

#### <参 考>

##### ■福祉タクシー・ユニバーサルデザインタクシー

福祉タクシーは、障害者等の運送を目的とした予約制のタクシーです。ユニバーサルデザインタクシーは、健常者や高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、だれもが利用しやすいタクシー車両であり、予約だけでなく一般的なタクシー乗降場等からでも利用できます。

移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和 12 年度までに約 **90,000** 台の福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)を導入することを整備目標としています。**各都道府県では、令和 12 年度までに、タクシーの総車両数の約 25%をユニバーサルデザインタクシーとすることを目標としており、東京都では 65.2% (19,530 台) が導入されており、既に前倒しで目標が達成されています。(国土交通省 公共交通移動等円滑化実績報告(令和 5 年度末)参照)。**

一方で、ユニバーサルデザインタクシーの現状として、車種によっては利用できない車いす使用者がいることや、道路構造により乗車にかかる時間が左右されるという指摘が多くあるため、利用しやすい車両への改善が求められます。



出典：川崎タクシーグループホームページ  
ユニバーサルデザインタクシー  
(後方乗降タイプ)



出典：宝自動車交通株式会社ホームページ  
ユニバーサルデザインタクシー  
(側方乗降タイプ)

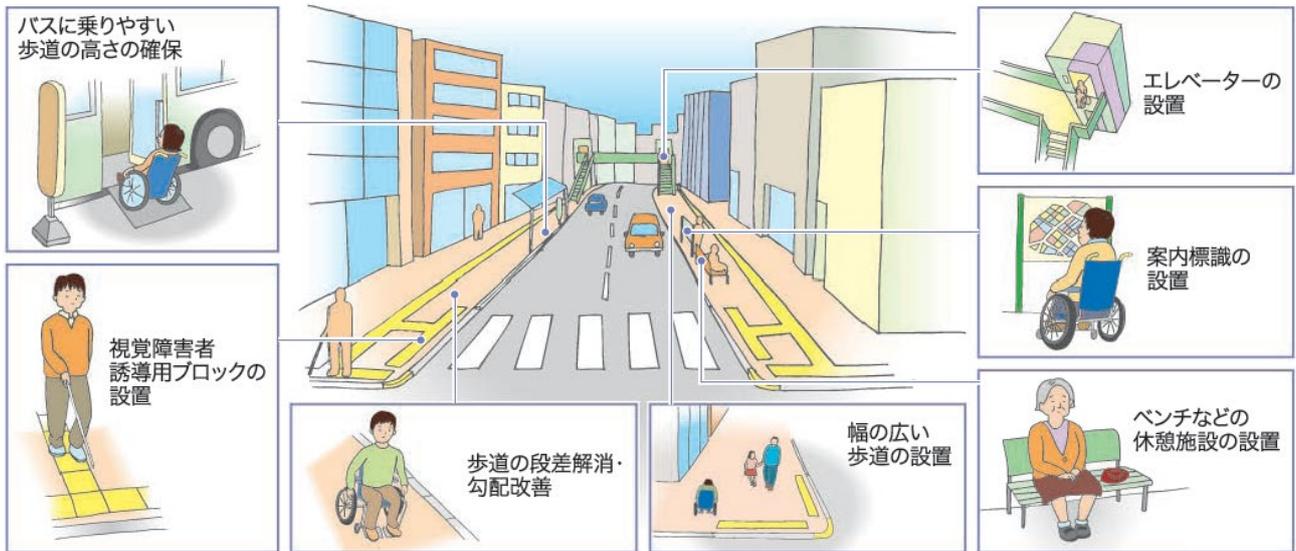
## (2) 道路の共通の重点取組項目

項目	共通の重点取組項目
歩道等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 歩道の傾きやがたつきを解消し、平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間を整備する。</li> <li>➤ <u>ブロック舗装を採用する場合はがたつきの発生しにくいものとし、過度な舗装デザインによって知的・発達障害者等の刺激にならないように留意する。</u></li> <li>➤ 横断歩道接続部の勾配を解消し(5～8%以下)、車いす使用者が安全に滞留できるスペースを整備する。</li> <li>➤ 地形などにより高低差が伴う場合には、垂直方向の移動などによる負担を少なくするよう、エレベーターなどの整備も含めて検討する。</li> <li>➤ 歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。</li> <li>➤ 歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰の確保やベンチ等の休憩施設の設置に努める。</li> <li>➤ 歩道の安全性を高めるため、自転車走行空間整備を推進する。</li> <li>➤ 駅前広場では、駅出入口から各乗降場等への連続した屋根を設置し、わかりやすい位置に乗り場や行き先のわかる総合案内板等を設置する。</li> </ul>
バス乗降場・バス停留所	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ バス停留所にベンチや屋根を設置し、十分な待合スペースを確保する。(バス事業者との連携)</li> <li>➤ バス停留所を設置する歩道は、バスが正着(バス停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(バス事業者との連携)</li> </ul>
タクシー乗降場	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ タクシー乗降場を設置する歩道は、車いすでも座席の直近まで接近できるように、歩車道境界の段差を少なくする(2 cmを標準)。</li> </ul>
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS 規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。</li> <li>➤ <u>視覚障害者がブロックを利用することで不必要に曲がったり、遠回りになったり、看板や駐輪などに衝突することのないように、現地の状況に応じて敷設方法を個別に検討する。</u></li> <li>➤ <u>舗装面との色の差が確保されていない場合は、ブロックの両側に濃い色の側帯(10～15 cm)を設け、見やすさを確保する。</u></li> <li>➤ 沿道の生活関連施設の利用状況やニーズを考慮し、必要に応じて施設入口へ連続的に誘導するブロックを設置する。(施設設置管理者と連携)</li> </ul>

項目	共通の重点取組項目
歩道のない道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。</li> <li>➤ 路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。(交通管理者と連携)</li> <li>➤ 歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。</li> <li>➤ バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。(バス事業者と連携)</li> </ul>
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 長く続く坂道では、車いすなどが一時停止できる平坦部や手すり、ベンチの設置などに配慮する。</li> <li>➤ 電柱や街灯、案内サイン、<u>車止め</u>等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。</li> </ul>
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生活関連経路上の主要な箇所(駅周辺、主要交差点、主要な生活関連施設付近の交差点など)に、多様な利用者に配慮した見やすく近づきやすい案内表示の設置に努める(必要に応じて点字表示・音声案内など)。</li> <li>➤ エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラムなどの<u>活用・多言語化された</u>大きくわかりやすいものを設置する。</li> <li>➤ 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等を検討する。</li> </ul>
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。</li> <li>➤ 工事中なども多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。</li> </ul>
普及・啓発 <u>(教育啓発)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。</li> <li>➤ 自転車走行空間整備と通行ルールの啓発を推進し、歩行者の安全性を向上させる。(交通管理者と連携)</li> <li>➤ 駅周辺の放置自転車対策を積極的に行い、歩行環境を向上させる。</li> </ul>

<参 考>

■道路のバリアフリー化のイメージ



■バリアフリー化された歩道(区内)



■路側帯のカラー舗装(区内)



■長く続く坂道への手すりの設置(区内)



■歩道と施設敷地で連続している視覚障害者誘導用ブロックの設置(区内)



■側帯を設け視覚障害者誘導用ブロックとの色の差を確保した歩道(区内)



■視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導(区内)



### (3) 建築物・路外駐車場の共通の重点取組項目

項目	共通の重点取組項目
出入口・敷地内通路(屋外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者と連携)</li> <li>➤ 主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー使用者等に配慮した幅を確保する(80 cm以上)。</li> <li>➤ <u>屋外のスロープは上屋を設置するか、雨天時でも滑りにくい路面とする。</u></li> </ul>
建物内通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120 cm以上)。</li> <li>➤ 主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。</li> </ul>
上下移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。</li> <li>➤ 2階以上の施設には、エレベーターを設置する。</li> <li>➤ エレベーターは、<u>施設の用途や規模に応じて</u>車いすが複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、<u>出入口戸のガラス窓</u>の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(<u>介助者の同伴など多様な動作が可能な</u>十分な広さ、<u>車いすの動線に配慮した設備配置</u>、可動式手すり、大型ベッド、<u>開閉しやすい扉</u>の設置など)。</li> <li>➤ <u>施設の実情に応じて、車いす使用者用トイレを複数設置する。車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合は、左右反転タイプの便座を用意するなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮する。</u></li> <li>➤ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、<u>車いす使用者用トイレ</u>及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける)。</li> <li>➤ 利用者が多い施設では、<u>一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保すること</u>などにより、<u>車いす使用者用トイレ</u>に利用が集中しないようにする(<u>機能分散</u>)。</li> <li>➤ <u>和式便房を洋式化し、手すりを設置する。</u></li> <li>➤ <u>内部を認識しやすいよう、床と壁、便器、手すりなどのコントラストを確保する。</u></li> <li>➤ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者等が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。</li> <li>➤ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。</li> <li>➤ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。</li> <li>➤ <u>車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。</u></li> <li>➤ 車いす使用者用トイレには、異性介助等に配慮し、目隠し用のカーテンを設置する。</li> </ul>

項目	共通の重点取組項目
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 施設内の配置図やバリアフリー化された経路、非常口、施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどの<u>活用・多言語化された</u>大きくわかりやすい案内表示を設置する。</li> <li>➤ パンフレットや WEB などを使った案内など多様な方法で、施設の利用やバリアフリーなどに関する情報を提供する。</li> <li>➤ 施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。</li> <li>➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に耳マークや筆談用具の設置を示す案内を表示する。</li> </ul>
駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 施設の出入口付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設(幅 350 cm 以上、<u>車両後方部の乗降スペースの確保</u>)を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。</li> <li>➤ <u>安全に乗降できる屋根付き(天井高 230 cm以上)の車寄せを設ける。</u></li> <li>➤ 利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。</li> </ul>
その他設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 受付・窓口や記入台は、車いす使用者が利用しやすい構造のものを1つ以上設置する(座位用、膝が入る構造)。</li> <li>➤ 貸出用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。</li> <li>➤ 授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。</li> <li>➤ 商業施設では、車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮する。</li> <li>➤ 区民事務所や病院などの順番待ちが生じる施設では、電光表示や呼び出し受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。</li> <li>➤ <u>会議室等の予約システムは、移動制約がある人でも対応できる方法に配慮する。</u></li> <li>➤ <u>講演を行うホール等では、サイトラインが確保された車いす使用者用客席を設け、その横に同伴者用の客席(スペース)を設ける。</u></li> </ul>
人的対応・こころのバリアフリー(教育啓発)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 施設出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、受付・窓口からは職員・従業員等が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。</li> <li>➤ 多様な利用者への適切な対応<u>や障害の社会モデルへの理解</u>について職員・従業員等の教育を実施し、職員・従業員等による案内やサポートなどの対応を充実する。</li> <li>➤ <u>施設利用のマナー・ルール(施設利用に制約がある人のエレベーター・車いす使用者用トイレの優先やエスカレーターの 2 列での利用など)について、利用者への周知・啓発を行う。</u></li> </ul>

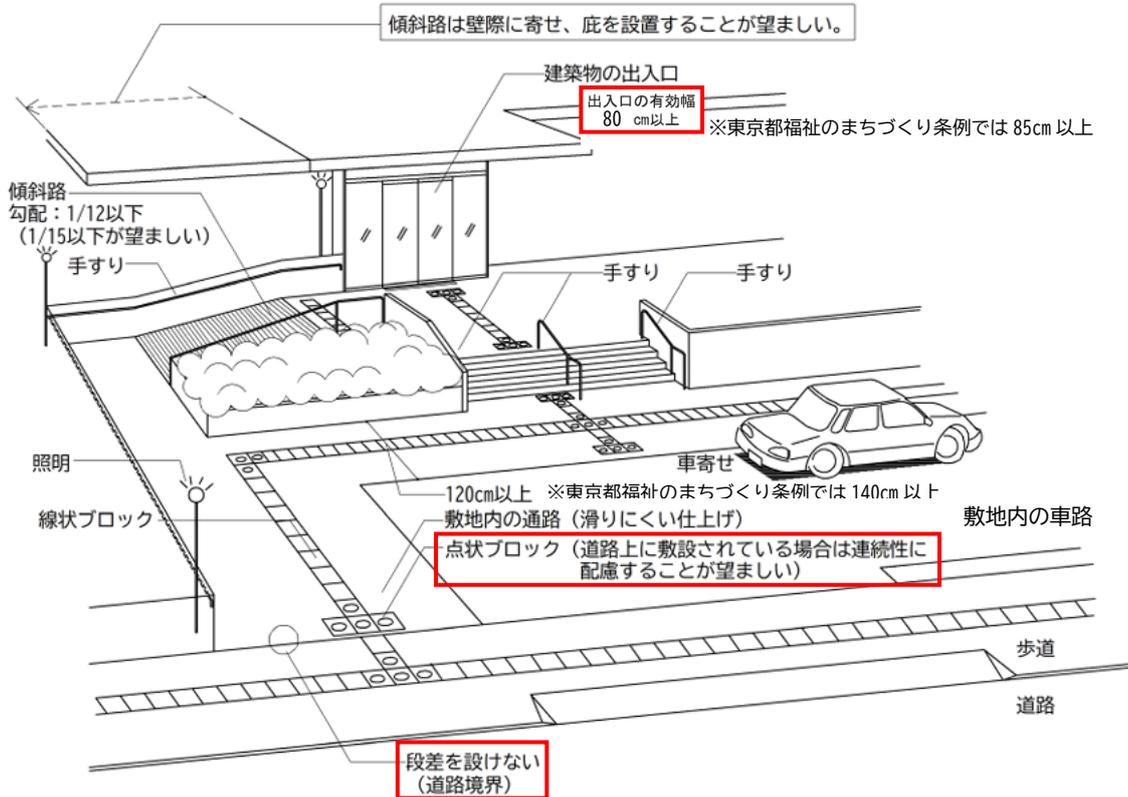
<参 考>

■建築物のバリアフリー化

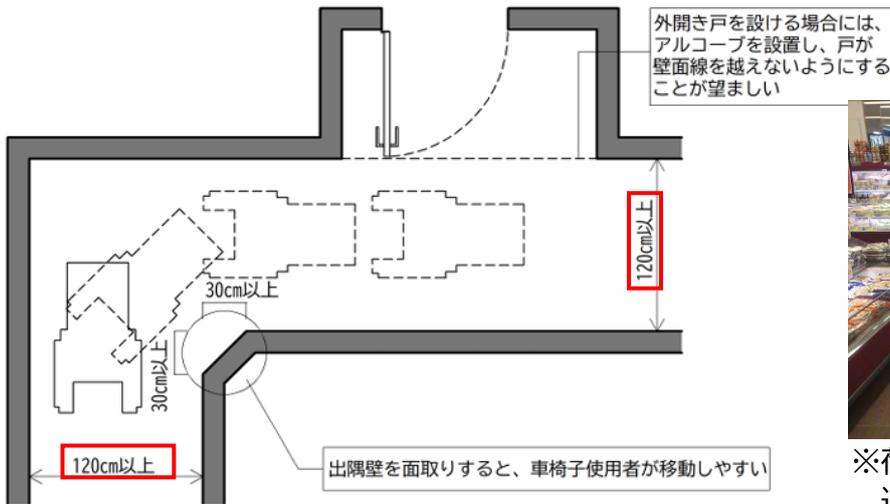
(注記のないものは、高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル、より抜粋・作成)

     赤枠で囲んだものは、『共通の重点取組項目』に設定した基準で

出入口・敷地内通路（屋外）



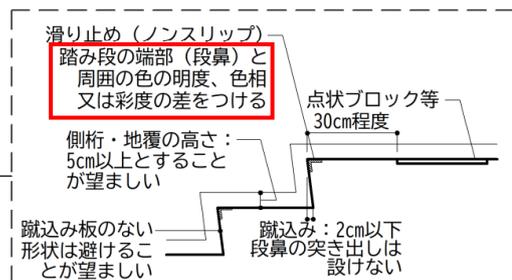
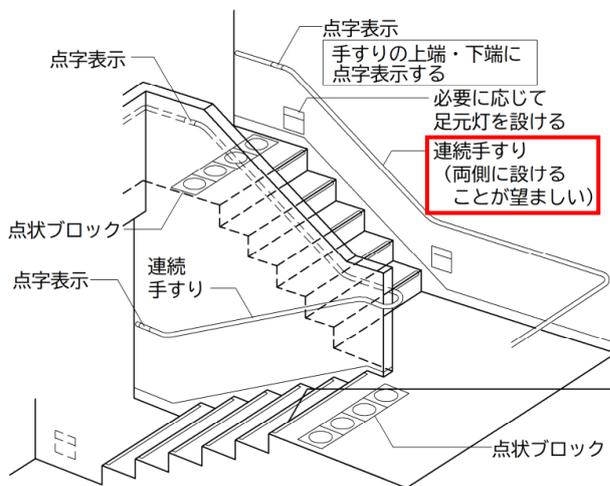
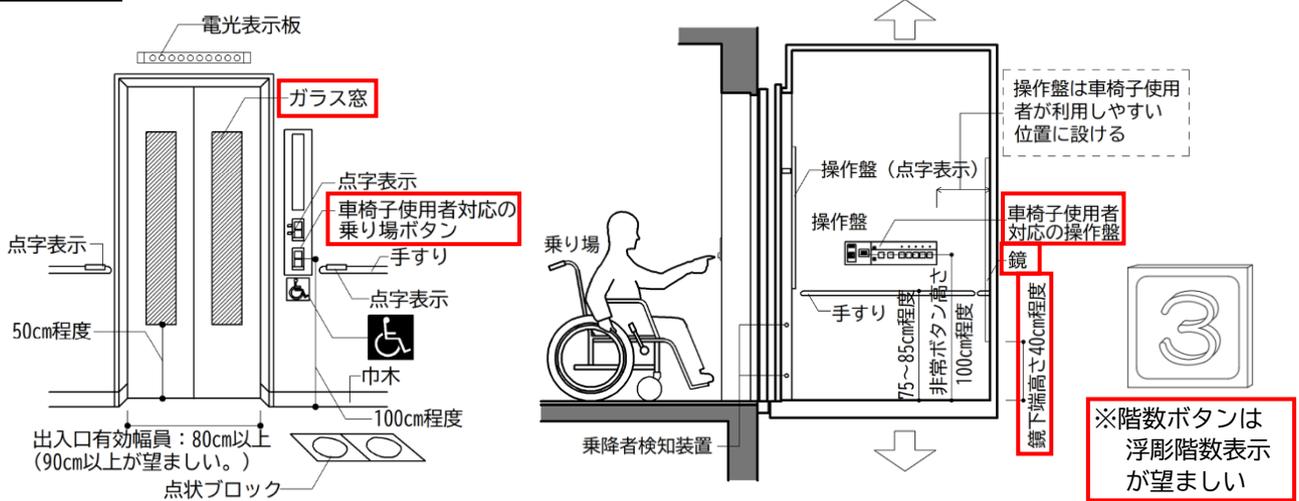
## 建物内通路



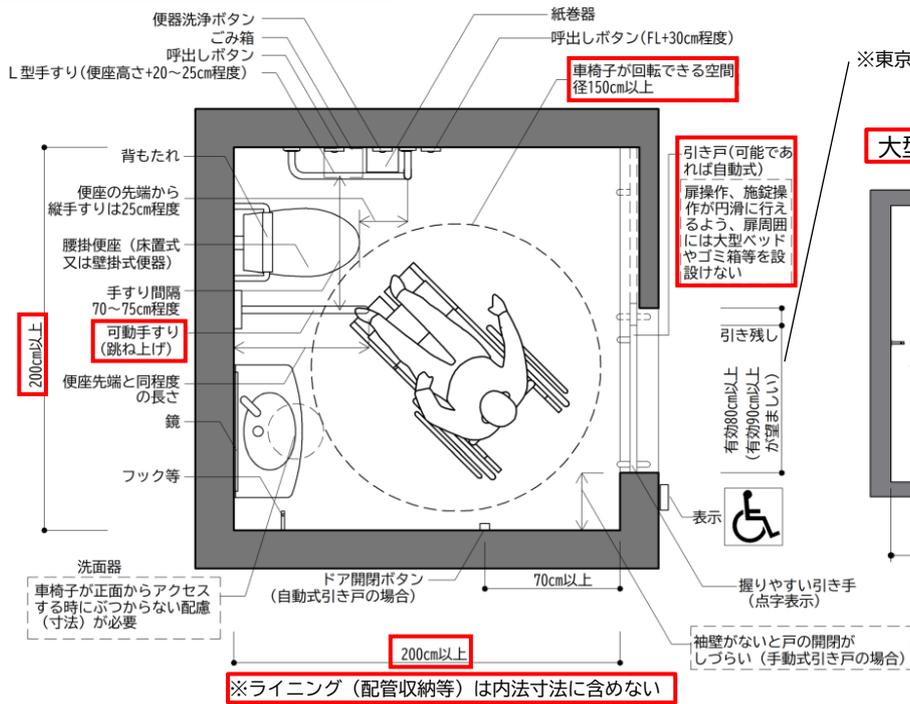
※荷物などを置かず、可能な限り通路の幅を広くする(区内)

※東京都福祉のまちづくり条例では 140cm 以上

## 上下移動

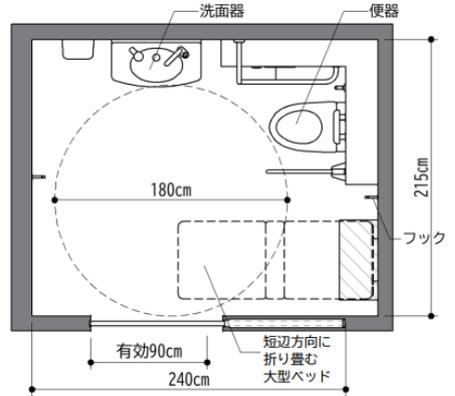


# トイレ (車いす使用者用)

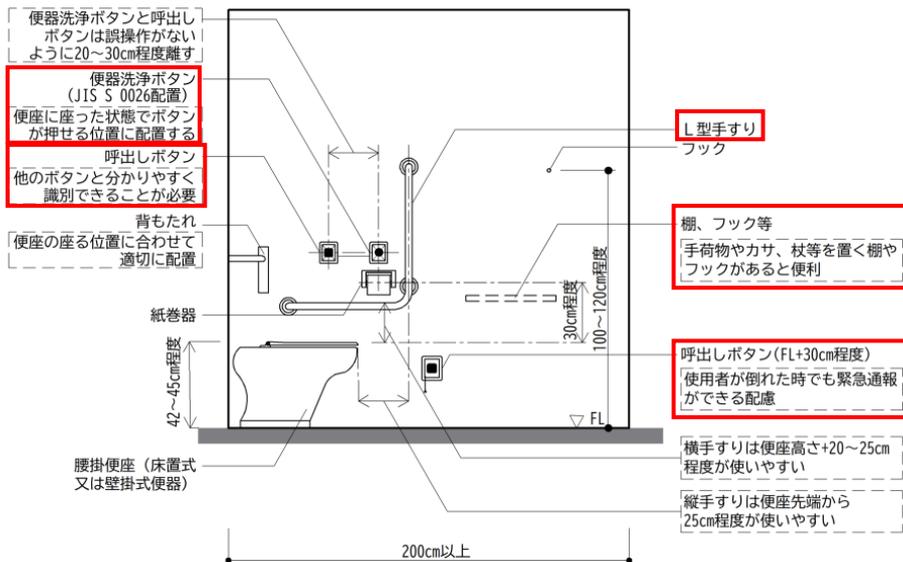


※東京都福祉のまちづくり条例では 85cm 以上

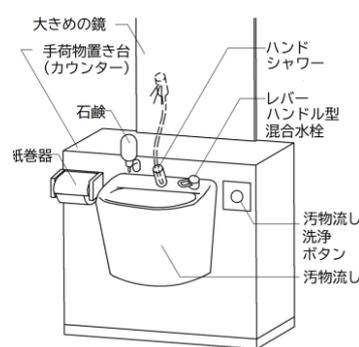
## 大型ベッド付トイレの例



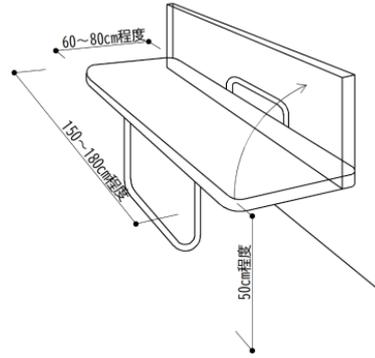
大型ベッドが設置され、介助者と一緒利用できる広さを確保した車いす使用者用トイレ (区内)



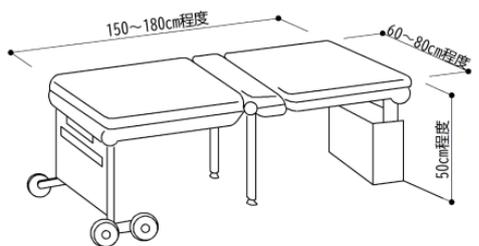
## 汚物流し (オストメイトに配慮した設備)



## 長辺方向に折り畳む大型ベッド

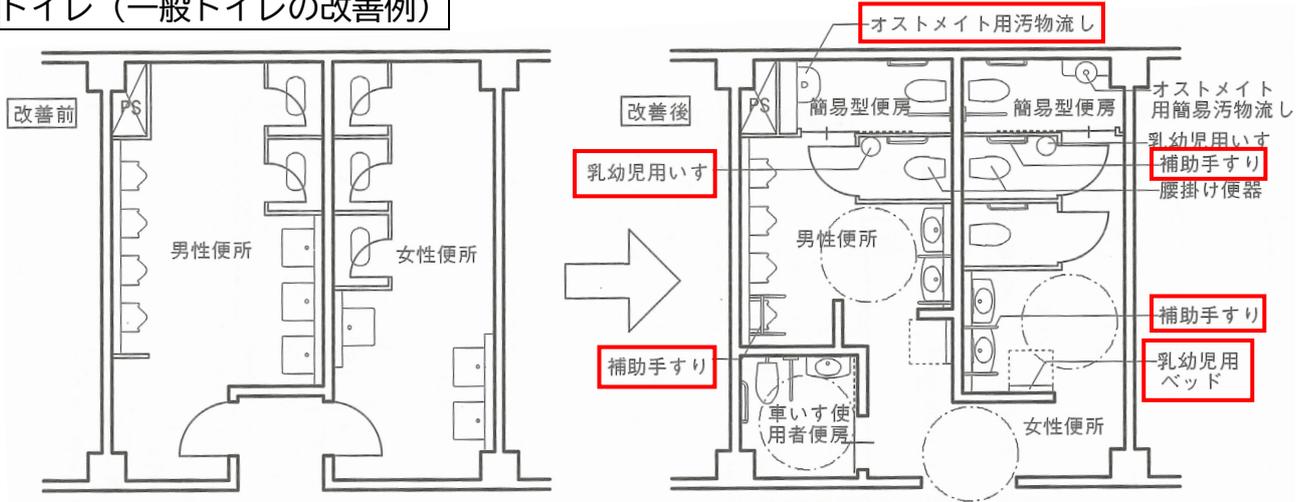


## 短辺方向に折り畳む大型ベッド



※大型ベッドは壁際に配置するなどにより、転落防止を図ることが望ましい。

## トイレ（一般トイレの改善例）



・高齢者・障害者等に対応する便房がない場合

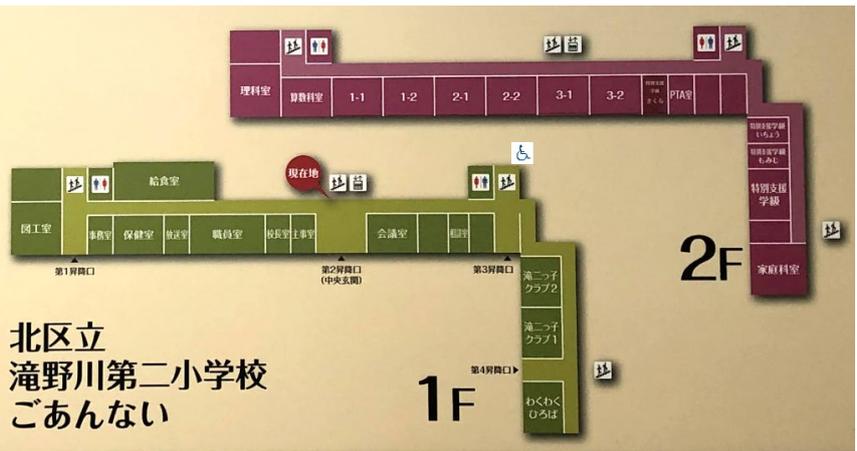
トイレの洋式化の際に、総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じた便房数の設定や、配置に留意する必要がある。

- ・車いす使用者用便房を設置する
- ・簡易型機能を備えた専用便房を設置する
- ・和風便器を腰掛便器に改善する
- ・小便器を床置き式ストール又は低受け口の壁掛け式に改善する
- ・オストメイト用設備を設置する
- ・補助手すりや乳幼児設備を設置する

## 案内（案内板）



視覚障害者誘導用ブロックの設置とあわせて、音声案内設備が設置されている建築物の出入口



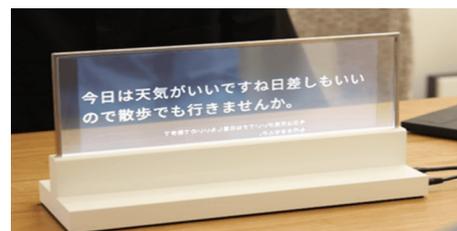
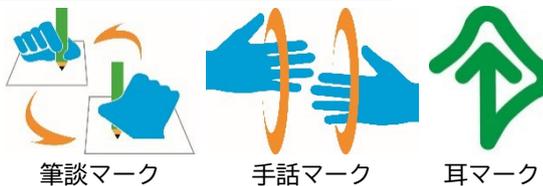
現在地やフロア案内、各階のバリアフリー設備が示された案内図（区内）

## 案内（トイレ触知案内図）



機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内表示

## コミュニケーションツール



透明ディスプレイ  
(出典：都庁総合ホームページ)



コミュニケーション支援ボード  
(出典：公益社団法人明治安田こころの健康財団)

# WEB 等による情報提供

最高駅・最高バス停からお越しの方



板橋本町駅からHPSC正門へお越しの方

視覚障がい者の方は往復ともにルートA、  
車椅子の方は、行きはルートB、帰りはルートAを推奨しております。

<ルートA>

エレベーターはA1出口またはA3出口。A3出口をご利用の場合、エレベーターより地上に上がり、左前方の交差点を渡るとA1出口前。A1出口をご利用の場合、エレベーターより地上に上がり右へ直進し、交差点をみずほ銀行側に渡って、中山道沿いをしばらく直進。1つ目の信号機を渡り右折して直進。ローソンを過ぎ、ナショナルトレーニングセンター前交差点を渡りさらに直進。国立スポーツ科学センター前交差点を渡らずに左折し、直進するとHPSC正門に到着。屋内トレーニングセンター・イーストへ向かう場合は、国立スポーツ科学センター交差点を渡り、さらに右方向に交差点を渡ると到着。

- ..... 推奨ルート
- 🚶 エレベーター
- 🔊 音響付き信号
- 🟢 勾配
- 🟦 駅出口番号
- 📌 A 車椅子の方・帰り推奨ルート
- 📌 B 車椅子の方・行き推奨ルート

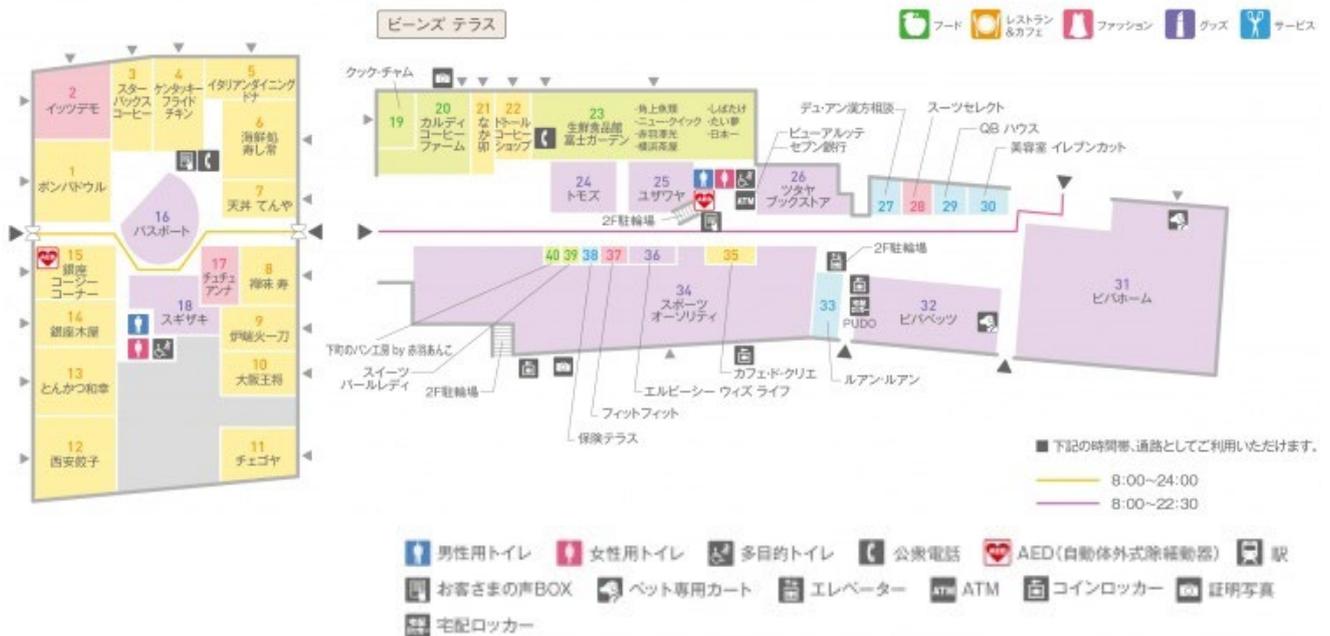
車いすで施設にアクセスする際の推奨ルートや、音声読み上げで具体的なアクセス方法が把握できるよう配慮されたルート案内文を掲載した WEB ページ (区内)

## 設備情報

- ♿ 段差解消
- 🅐 車いす対応駐車場
- 📞 視覚障がい者対応ATM
- 🏠 オストメイト対応設備
- 👤 オムツ交換シート
- 👁️ AED

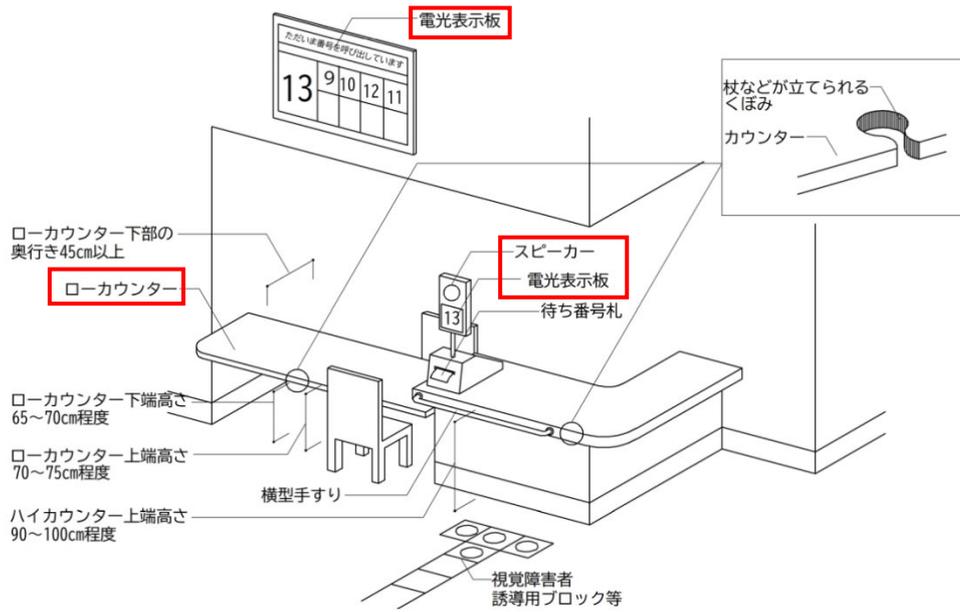
📄 アイコンの説明

施設内のバリアフリー設備の状況をわかりやすく表示している WEB ページ (区内)

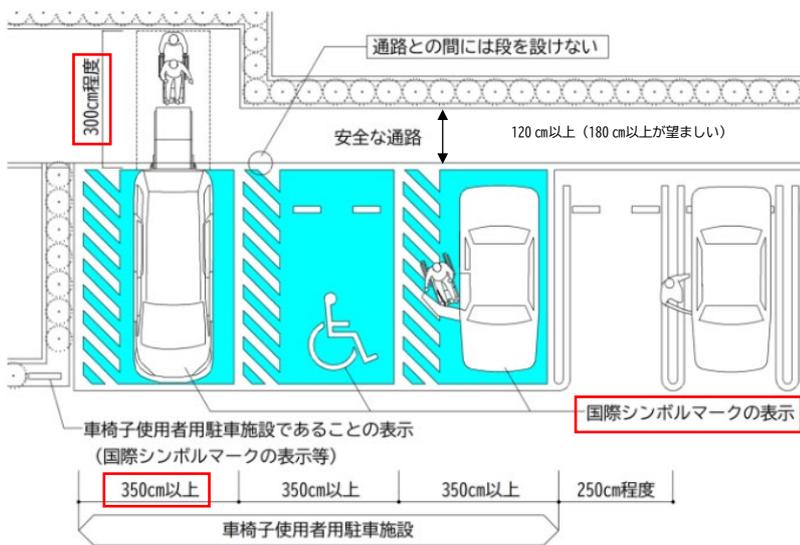


フロアマップ上にバリアフリー設備等をわかりやすく表示している WEB ページ (区内)

## その他設備（受付・窓口）

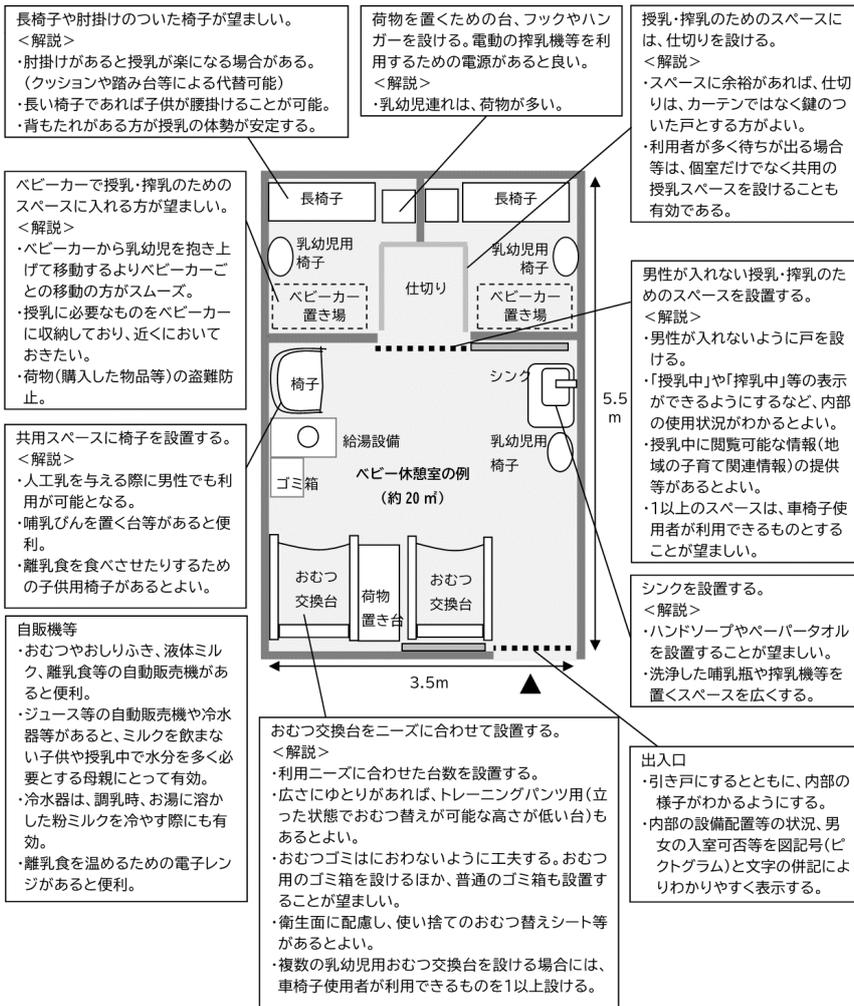


## 駐車場

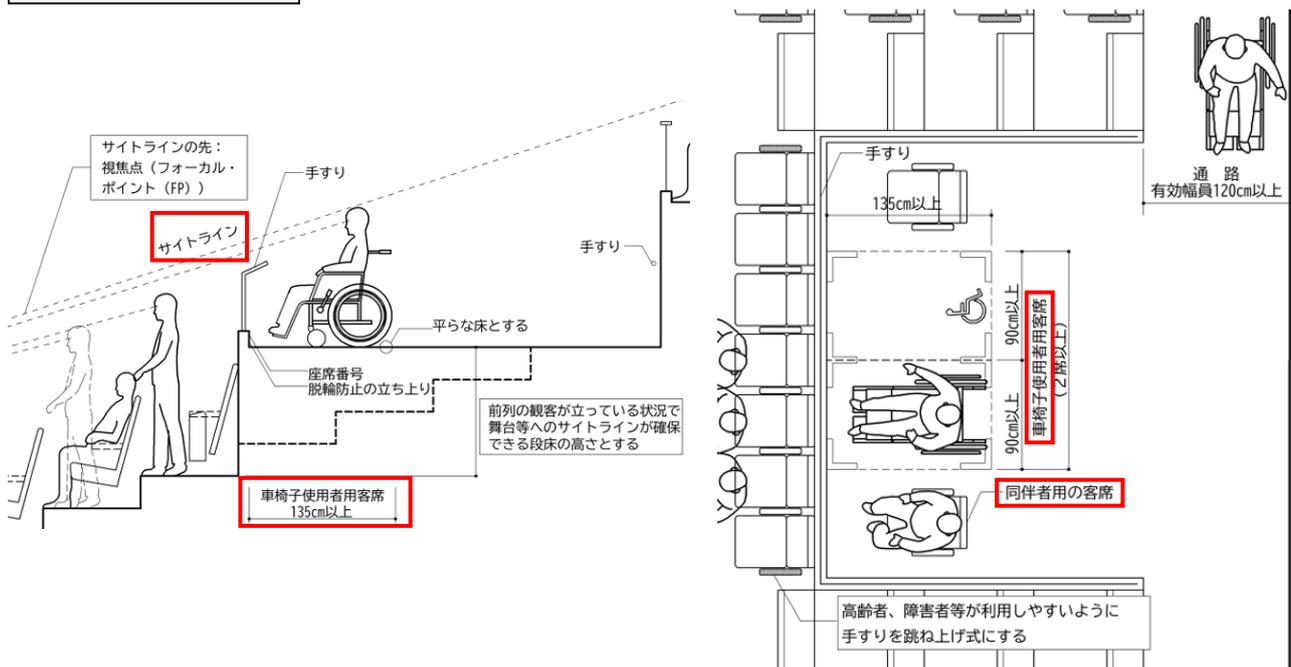


車両後方の乗降スペースを確保した  
駐車ます (区内)

## その他設備（授乳室）



## その他設備（客席）



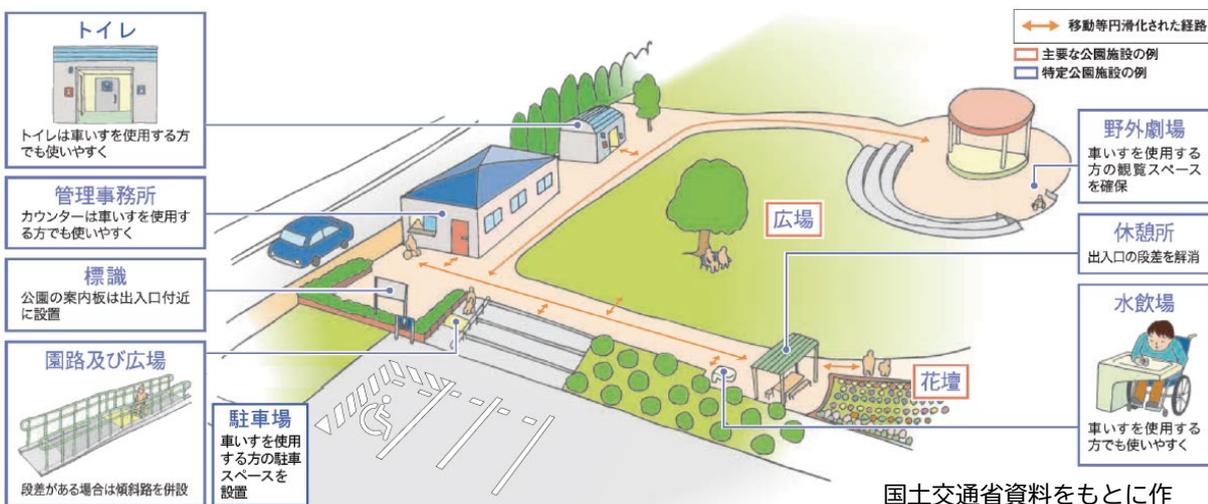
#### (4) 都市公園の共通の重点取組項目

項目	共通の重点取組項目
出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 敷地境界の段差を解消し、十分な幅員を確保する（90 cm以上）。</li> <li>➤ 二輪車進入禁止柵を設ける場合は、車いす使用者やベビーカー使用者に配慮した構造とする。</li> </ul>
園路	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。</li> <li>➤ 主要な園路には段差や急な勾配を設けない。</li> <li>➤ 主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な幅員を確保する（120 cm以上）。</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（<u>介助者の同伴など多様な動作が可能な十分な広さ、車いすの動線に配慮した設備配置、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉</u>の設置など）。</li> <li>➤ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、<u>車いす使用者用</u>トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。</li> <li>➤ 利用者が多い施設では、<u>一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保すること</u>などにより、<u>車いす使用者用</u>トイレに利用が集中しないようにする（<u>機能分散</u>）。</li> <li>➤ <u>和式便房を洋式化し、手すりを設置する。</u></li> <li>➤ <u>内部を認識しやすいよう、床と壁、便器、手すりなどのコントラストを確保する。</u></li> <li>➤ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者等が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。</li> <li>➤ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。</li> <li>➤ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。</li> <li>➤ 車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。</li> <li>➤ <u>車いす使用者用トイレには、異性介助等に配慮し、目隠し用のカーテンを設置する。</u></li> </ul>
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどの<u>活用・多言語化された</u>大きくわかりやすい案内表示を設置する（必要に応じて点字・音声案内、パンフレットの設置など）。</li> <li>➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。（管理事務所）</li> </ul>

項目	共通の重点取組項目
休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 日陰となる場所やベンチ等の休憩施設を設置する。</li> <li>➤ 車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主要な園路付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設（幅 350 cm 以上、<u>車両後方部の乗降スペースの確保</u>）を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。</li> </ul>
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などは適切な維持管理によりいつでも安心して使えるように配慮する。</li> <li>➤ <u>車いす使用者用</u>トイレの時間規制について、利用者のニーズを踏まえた運用方法を検討する。</li> <li>➤ 利用者などの駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。</li> </ul>
人的対応・ こころの バリアフリー <b>(教育啓発)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 多様な利用者への適切な対応や<u>障害の社会モデルへの理解</u>について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。</li> </ul>

## <参 考>

### ■都市公園のバリアフリー化のイメージ



障害者等に配慮し、寝転んで遊ぶことができるブランコ（区内）



車いす使用者も一緒に遊ぶことができる砂場（区内）

## (5) 信号機等の共通の重点取組項目

項目	共通の重点取組項目
信号機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生活関連経路上の信号機は、音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機を設置する。</li> <li>➤ 音響式信号機の設置に際しては、視覚障害者の利用を想定し、わかりやすく安全な位置への押ボタンの設置に配慮する。</li> <li>➤ 多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。</li> <li>➤ 標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。</li> </ul>
横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生活関連経路上の交差点には、横断歩道の設置を進める。</li> <li>➤ 駅前などの混雑する交差点や複雑な形状の交差点には、歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンを設置する。</li> </ul>
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 歩道のない道路では、路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（道路管理者と連携）</li> </ul>
普及・啓発 <b>(教育啓発)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（道路管理者と連携）</li> </ul>

### <参 考>

#### ■視覚障害者用付加装置付信号（音響式信号機）



出典：警視庁資料

#### ■経過時間表示式信号機



出典：警視庁資料

#### ■エスコートゾーン（区内）



## 2. 人的対応・こころのバリアフリー及び情報のバリアフリーの推進

全体構想では、スパイラルアップの一環として継続される協議会の場を活用してこころのバリアフリーに関する意見交換や勉強会、ワークショップなどを実施し、成果を広く発信することにより、こころと情報のバリアフリーの推進を図ることとしています。

全体構想策定後は、区民部会委員が主体となって、こころのバリアフリーに関する意見交換を行い、これまでに経験したことや実践していること等を共有するとともに、こころと情報のバリアフリーの推進に向けた取組のアイデアを検討し、実践してきました。また、王子地区の地区別構想策定時から、認知症関係団体の委員を新たに迎えるなど、多様な利用者の特性に関する理解促進に努めてきました。

さらに、事業者に対しても、意見交換会における疑似体験等の取組を通じて人的対応・こころのバリアフリーの重要性や必要性に関する働きかけを実施しており、事業者が主体となった取組も広がりつつあります。

引き続き、区民部会主体の取組の実践を積み重ねるとともに、事業者への働きかけを行うことで、今後も多様な利用者の特性に関する理解の促進を図り、次世代につながるハード・ソフトが一体となっただれもが利用しやすい生活環境の創出を目指して取り組む必要があります。

区民部会の意見を踏まえた、人的対応・こころのバリアフリー及び情報のバリアフリーの推進に向けた今後の取組の方向性は以下の通りです。

表 19 人的対応・こころと情報のバリアフリーの推進に向けた今後の取組の方向性

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● これまでの意見交換の蓄積を生かし、多様な立場から考えられる当事者として、福祉関係所管や社会福祉協議会、教育委員会や各学校における取組等への区民部会としての連携・協力</li><li>● 商店街や小規模店舗への働きかけ（パンフレット作成や地域での勉強会など）</li><li>● 区民まつり等における基本構想の周知・こころのバリアフリーの啓発活動とあわせた、区民アンケート調査の実施</li><li>● 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の他地区への展開、視覚障害者誘導用ブロック設置地図や歩行空間ネットワークデータの活用方策の検討</li></ul> |
|---|

### 3. 関係事業者への周知及び協力依頼

最終評価において整理した課題や評価すべき点、最新の内容に更新した「移動等円滑化に向けた共通の重点取組項目」、「人的対応・こころのバリアフリー」に関する各事業者の事例について、全重点整備地区の関係事業者に周知・共有します。地区別構想の改定時には、これを踏まえた特定事業を位置づけることにより、バリアフリー水準のさらなる向上を目指していただくよう、関係事業者に協力を依頼します。

また、知見集についても関係事業者に周知することで、バリアフリー整備を推進するにあたり、施設設置管理者等が検討したプロセスと整備の到達点を“知見”として共有し、引き続き、当事者参加による施設のより良い整備・維持管理・運用を図ります。

### 4. 継続的な当事者参加

中間評価以降も、区民部会が中心となって障害当事者の意見を取り入れる機会を多く設けてきました。今後も、基本構想の評価・改定や、各施設設置管理者等が定めた特定事業を実施する際は、さらに具体的な利用者意見を取り入れ、より望ましい形で取組が行われることが期待されます。今後、地区別構想の改定により、新たに設定する予定の特定事業のうち、特に移動や施設の利用に影響の大きい事業については、計画・設計段階から利用者の意見を取り入れる機会を設けるよう、協議会を通じて働きかけを行います。

また、各整備の段階で利用者参加による効果は異なるため、事業の状況に応じ複数回の点検や意見交換がされることが望ましいです。意見交換会等を実施した事業者は、意見を踏まえた改善の内容について協議会へ報告し、情報を蓄積することで、他の類似施設への展開を図ります。

各整備段階における取組例と期待される効果を次頁に示します。

表 20 各段階での取組例と期待される効果

整備段階	取組例	取組による効果
企画構想・基本計画	施設へ導入する機能や基本的な配置、バリアフリー設備の確認	「あらかじめ配慮する」ユニバーサルデザインの考え方が取り入れられる
基本設計	設計図や模型等を用いた整備内容の確認	利用者目線で動線や設備配置に不自然な箇所がないか確認できる
実施設計	出入口や設備、視覚障害者誘導用ブロッックなどのより具体的な設計の確認	利用者目線で重点取組項目への対応状況や設備の使い勝手について確認できる
施工	現地での危険箇所や案内板の設置位置などの最終確認	利用開始前に利便性や安全性を検証し、必要な改善を加えることができる
運用・管理	完成施設の検証	運用面の変更や簡易な修繕により使い勝手の改善や、必要な人的対応の確認などソフト面の改善ができる
評価	取組全体の評価を行い、区民や事業者へのフィードバックを行う	区全体や関係事業者等への情報の共有・蓄積ができる

得られた情報や成果を他の施設整備に反映できる  
・  
参加した区民や事業者の意識の向上が図られる

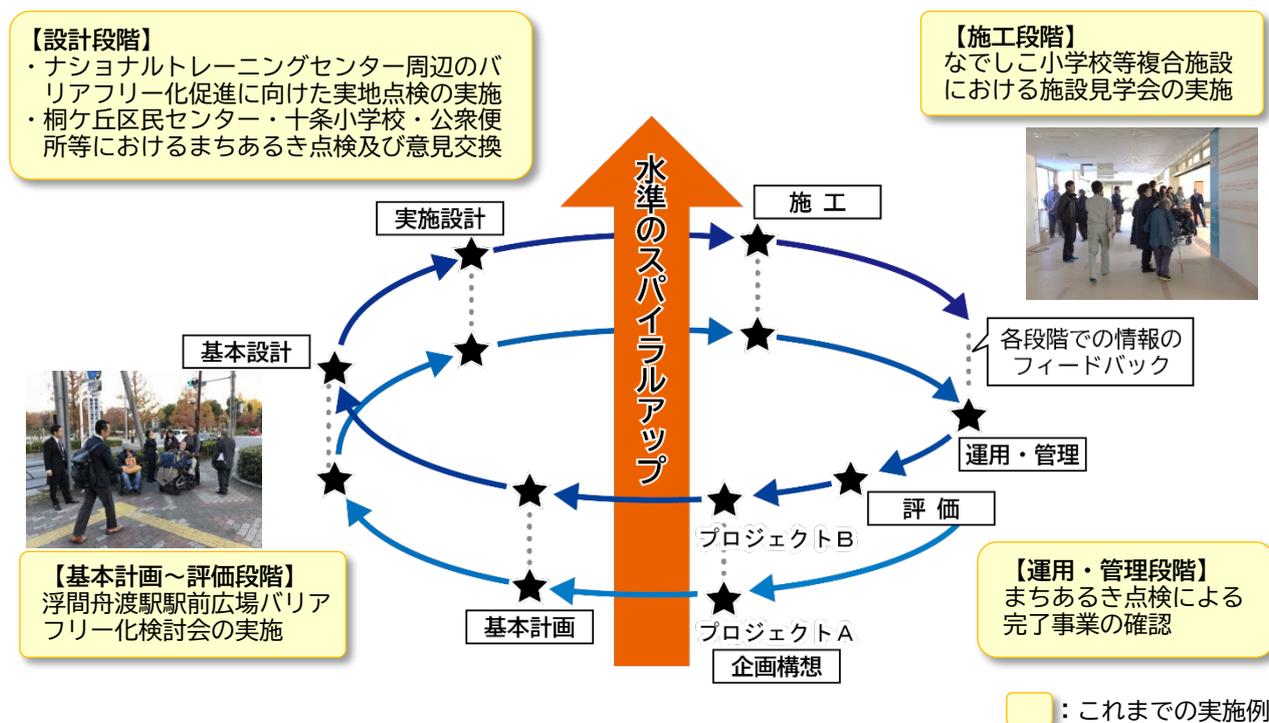


図 4 スパイラルアップのイメージ及び実施状況

# 参考資料

## 1. 北区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱、委員名簿

### (1) 北区バリアフリー基本構想推進協議会 設置要綱

#### 北区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

31 北ま都第 1039 号  
平成 31 年 4 月 18 日 区長決定

#### (設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、北区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の実施に関する必要な事項を協議し、バリアフリー化の計画的な推進を図るため、北区バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想に基づく事業計画の推進に関すること。
- (2) 基本構想の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他バリアフリーの推進に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第 3 条 協議会は、委員 45 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等に属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 施設管理者の職員
- (5) 交通管理者の職員
- (6) 公共交通事業者の職員
- (7) その他区長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する順序により副会長がその職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、区長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会に、基本構想の推進に関する事項を検討するため、部会を置くことができる。  
2 部会長及び部会員は、会長が指名する者をもって充てる。

(協議結果の報告)

第8条 会長は、第2条に掲げる事項の協議等の状況について、必要に応じて区長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

(2) 北区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿 (令和7年度)

区分		所属など	氏名
1	学識 経験者	会長 東洋大学名誉教授	高橋 儀平
2		副会長 日本工業大学建築学部建築学科	野口 祐子
3			中央大学研究開発機構
4	高齢者、 障害者団体など	北区障害者団体連合会	井上 良子
5		北区肢体不自由児者父母の会	中村 恵子
6		自立生活センター・北	市川 幹
7		公益社団法人 認知症の人と家族の会	藤沼 三郎
8		北区視覚障害者福祉協会	遠藤 吉博
9		北区聴覚障害者協会	大八木 剛
10		NPO 法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	吉田 耕一
11		NPO 法人 尚道手をつなぐ会 たいよう事業所	丹野 克哉
12		区民	誉田 加奈子
13		区民	花山 明弘
14		区民	高岡 和宏
15		北区シニアクラブ連合会	山中 将男
16		北区民生委員児童委員協議会	河奈 正道
17		北区町会自治会連合会	鈴木 啓三
18		北区商店街連合会	成川 友英
19	関係行政機関	国土交通省関東運輸局交通政策部共生社会推進課	平井 靖範
20		東京都都市整備局都市基盤部(交通政策担当課長)	荒井 大介
21		北区政策経営部企画課	栗生 隆一
22		北区福祉部障害福祉課	島田 司
23		北区福祉部地域福祉課	田名邊 要策
24		東京都立王子特別支援学校	柿沼 真理子
25		東京都立北特別支援学校	高瀬 晴加
26	施設管理者	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所交通対策課建設 専門官	菊池 信久
27		東京都建設局第六建設事務所補修課	藤木 健太郎
28		東京都建設局東部公園緑地事務所管理課	五十嵐 純
29		北区土木部土木政策課	杉戸 代作
30		北区土木部土木管理課	石本 昇平
31	北区土木部道路公園課	市川 貴之	
32	交通管理者	警視庁赤羽警察署交通課	橋本 孝
33		警視庁王子警察署交通課	荒金 昇二
34		警視庁滝野川警察署交通課	竹内 紀
35	公共交通事業者	東日本旅客鉄道(株)首都圏本部企画総務部経営戦略ユニッ ト(協議・将来計画)	松本 剛
36		東京地下鉄(株)鉄道本部鉄道統括部移動円滑化設備整備促 進担当課	倉本広太郎
37		東京都交通局総務部(技術調整担当課長)	近藤琢哉
38		東京都交通局自動車部(事業改善担当課長)	内山琢矢
39		国際興業(株)運輸事業部企画担当課	久武雅人
40		日立自動車交通(株)安全運行部	榎本則彦
41		ジェイアールバス関東(株)経営企画部	小島良太
42		東京バス(株)統括本部	岡野 大

令和7年8月1日現在 敬称略

## 2. 基本構想推進に向けた当事者参加の取組（区民部会）

（令和3年度～令和7年度）

- （1）まちあるき点検（王子地区）（令和3年度）
- （2）王子第一小学校施設見学会
- （3）まちあるき点検（赤羽地区）（令和4年度）
- （4）まちあるき点検（赤羽地区・滝野川地区）（令和5年度）
- （5）まちあるき点検（王子地区）（令和6年度）
- （6）まちあるき点検（区の改修予定施設）

### （1）まちあるき点検（王子地区）（令和3年度）

王子地区の特定事業の中で、完了した事業や実施中の事業を確認するため、まちあるき点検を開催し、現地確認及び意見交換を行いました。

#### <実施概要>

日 時	令和2年11月4日（木） 13時30分～17時
会 場	北とぴあ7階 第二研修室
出席者	18名（事務局含む）
まちあるき点検の様子	 

#### <点検対象施設・経路>

	中央公園周辺	王子駅・王子神谷駅周辺
区役所・区民センター	十条台区民センター（十条台ふれあい館・十条台地域振興室・十条台子どもセンター・障害者福祉センター・十条台高齢者あんしんセンター）	
その他公共施設		北区立いきがい活動センター「きらりあ北」
障害者施設	都立北療育医療センター（生活関連経路（十-04））	
文化・スポーツ・社会教育施設	中央公園文化センター	
金融機関等		みずほ銀行王子支店
都市公園等	中央公園・中央公園運動場	
主要な生活関連経路	生活関連経路（十-07）	

<主な意見>

対象施設	意見内容 (◎：良かった点 △：課題点 ☆：その他の意見)
都立北療育医療センター前の経路	◎医療センターの入口から坂の下まで視覚障害者誘導用ブロックが延長されたのは良かった。
中央公園・中央公園運動場	◎トイレは改修によりきれいになっていた。 ◎車体後方から車いすが安全に乗降できる駐車ますが整備された。 △複数の車いす使用者用トイレを整備する場合は、左右対称にして片麻痺の利用者に対応した方がよかった。また、大人用ベッド（ユニバーサルシート）が1か所でもあるとよい。 △トイレが8:00～17:00で閉まるのが残念である。 △既存の車いす使用者用駐車ますは、自分で柵をどかす必要があるため、現実的に利用が困難である。
中央公園文化センター	◎正面階段の段鼻が強調されて見やすくなった。 △トイレに新たに設置された荷物置き台が可動式手すりの下に置かれており、移乗する人にとっては邪魔になる。 △案内表示の情報量が多く、初めて利用する人にとってはわかりにくいと感じた。 △車いす使用者用出入口に関する案内表示がわかりにくい。 ☆公園内と文化センターに5か所も車いす使用者用トイレがあるのであれば、文化センターの中だけでも大型ベッドを設置してほしい。
生活関連経路（十-07）	◎歩道が広くてよい。 △歩道開始部分（紅葉橋交差点側）の交差点接続部の誘導用ブロックの向きが車道中央を向いており不適切な設置方法になっている。 ☆広い歩道に自転車走行レーンを設置してほしい。
十条台区民センター	◎エレベーター内に耳マークの非常ボタンがあり、階数表示モニターに字幕が出て対応することができる。 ◎エレベーター内に鏡があり入口の様子が分かるようになっている。 △正面受付横に視覚障害者用の館内案内（触知図）があるものの、位置がわかりにくい。
みずほ銀行王子支店	◎幅1.5m程度の高齢者、障害者等優先ATMが設置されていた。 △優先ATMは、車いす使用者が利用できるよう、操作画面に傾きをつけてほしい。また、蹴込みがなく、荷物置き台があるため、車いす使用者は操作画面に手が届くのか疑問に思う。 △3階受付に、「筆談可」の案内があるが、聴覚障害者が係員を呼ぶ手段がない。
北区立いきがい活動センター「きらりあ北」	◎車いす使用者用駐車場が建物出入口付近に設けられており、屋根があるのがよい。 ◎受付のカウンターの高さや奥行きに配慮されていてよい。 ◎車いす使用者用トイレの広さは十分にあり、手すりや鏡があつてよい。 △車いす使用者は車の後ろから乗降する場合もあり、駐車場の後方部には屋根がかかっていないのは残念に思った。 △トイレにオストメイト対応設備がない。 △車いす使用者用トイレは乳幼児以外でも介助が必要な子ども等が着替えのために使用するので、大型ベッドがあるとよい。

## (2) 王子第一小学校施設見学会

令和3年7月に竣工した王子第一小学校の施設見学会を開催しました。施設見学会では、王子第一小学校の整備概要について説明の後、施設見学を行い、気が付いた点について意見交換を行いました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、現地見学とZOOM配信（中継・後日録画視聴）の併用で実施しました。

### <実施概要>

日時	令和3年7月28日（水）14時～16時
会場	王子第一小学校
出席者	現地参加：15名（事務局含む）／ZOOM参加：5名（後日視聴含む）
施設見学会の様子	

### <主な意見>

項目	主な意見（◎：良い点 △：課題点）
出入口・敷地内通路（屋外）	◎視覚障害者誘導用ブロックが設置されていた。 △グラウンドの手洗い場への経路は難があり、特に車いすでの利用は困難である。
通路	◎段差が全体的になく、車いすでの通行等に配慮されていた。
一般トイレ	◎必ず1つの便房・流しには手すりがある。 △全体的に白一色であり、弱視の人には中の状況を把握しにくい。
車いす使用者用トイレ	◎各階・プール近くに車いす使用者用トイレがある。 △プール前以外の車いす使用者用トイレは、介助者と利用する場合、狭い。 △子どもに合わせた寸法の車いす使用者用トイレの考え方がない。
エレベーター	◎13人乗りで基準より広く、ストレッチャータイプの車いすでも利用できた。 △エレベーター前に視覚障害者誘導用ブロックがあると良い。
階段	◎階段の段鼻と踏面のコントラストが取れていてよい。 △階段の手すりが巻き込まれていない箇所があった。
教室等	◎全ての教室等の出入口が引き戸になっている。 △図書室の書棚間通路の幅員が狭く、壁側での転回が難しく問題がある。
案内	◎校内の間取りがわかりやすく、慣れれば自分のいる位置も把握しやすい。 △エレベーター前のサインは細く、見にくい。
設備	◎支援学級の前にシャワースペースがある。 △洗い場は蹴込みがないので、車いす使用者は横付けでないと手が洗えない。
その他	◎全体的にきれいで、最新式で素晴らしいと感じた。 △施設の設計にあたり、自分で車いすを漕いでいる人だけではなく、介助者も含めた利用のイメージを持つことが必要である。 △なでしこ小での経験がどれだけ伝わっているかは気になる。当時も廊下の洗い場の蹴込みに関する意見は出ており、トイレの狭さも指摘していた。 △施工後に指摘しても直せないため、設計段階から配慮されるようにしてほしい。

### (3) まちあるき点検（赤羽地区）（令和4年度）

地区別構想【赤羽地区】で設定した生活関連施設及び生活関連経路のうち、バリアフリー化の進んだ施設及びバリアフリー化に向けた更なる改善が必要な施設の点検を実施しました。点検にあたって、区民部会委員によるまちあるき点検を開催し、各施設の良い点と課題点等について整理し、その後の取組に反映しました。

#### <実施概要>

日時	令和4年10月31日（月） 13時30分～16時30分
会場	赤羽文化センター 3階 第1視聴覚室
出席者	19名（事務局含む）
まちあるき点検の様子	

#### <点検対象>

種別	対象施設・経路	主な実施済・未実施のバリアフリーの取組
主要な生活関連経路	赤-05	(未実施) ・赤羽台トンネル上部歩行空間におけるバリアフリー化
	赤-34	(実施済) ・横断歩道部の勾配の解消 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）
都市公園等	赤羽台けやき公園（新設）	(実施済) ・バリアフリー化された公園の整備
主要な生活関連経路	赤-03	(未実施) ・複合施設整備に併せた道路改修 ※工事中のため、付近より見学
	赤-22	(実施済) ・視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修（誘導案内付き視覚障害者誘導用ブロックの設置）

<主な意見>

対象施設	意見内容 (◎：良い点 △：課題として指摘された点)	
生活関連経路 (赤-05)	歩行者用 通路	◎基本的にはよくできており、幅員も十分に確保されている。 △ピンコロ石の舗装は、凹凸がありガタガタするので、車いす使用者は通行しにくい。
	誘導用 ブロック	△エレベーター周辺にしか視覚障害者誘導用ブロックが設置されていないため、エレベーターを上がった箇所の横断歩道にエスコートゾーンを設置し、駅からエレベーターまでの区間やその先も視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。
	エレベーター	◎エレベーターが新たに整備されて通行しやすくなった。 △エレベーターの押しボタンや、視覚障害者誘導用ブロックがステンレス製で整備されており、周囲との輝度比が確保されておらず、ロービジョンにはわかりにくい。 △視覚障害者がエレベーターの位置を把握できるよう音声案内があるとよい。
	階段	△エレベーター脇の階段の輝度比が確保されていない。
生活関連経路 (赤-34)	歩道	◎段差が少なく、民地を活用して幅員が広がり通行しやすくなった。
	横断歩道 等	◎セミフラット構造の歩道なので、横断歩道への勾配が緩やかで歩きやすい。 △音響式信号機とエスコートゾーンを設置してほしい。
赤羽台けやき 公園	出入口・ 園路	◎園路の色や材質が周囲と異なっていてわかりやすく、カラーアスファルトで歩きやすい。また、園路縁は段差がないので、踏み外しても転倒などの危険がなく車いすでも通行しやすい。 △道路(赤-34)の視覚障害者誘導用ブロックと連続性が確保されるとよかった。
	トイレ	◎車いす使用者用トイレに大型ベッドが設置されていた。 △トイレの清掃が不十分であった。立派な設備なので、「公園のトイレ＝汚い」というイメージを払拭するため、利用者へのマナー啓発や清掃管理を徹底してほしい。
	インクルーシブ 遊具	◎遊具周りはやわらかい舗装で整備されていて素晴らしい。安心して子供が遊べる。裸足で遊ぶ子供もいて利用しやすい。 ◎子供が遊べる滑り台と、子供と大人と一緒に遊べる滑り台が別々で整備されていた。 △大人と子供と一緒に遊べるなど、何がインクルーシブなのかがわからないので説明の案内がほしい。
	案内 表示	◎触知案内図が設置されていた。 △触知案内図の位置がわかるよう、音声案内設備を設置してほしい。
生活関連経路 (赤-03)	歩道	△両側に十分な幅員の歩道と視覚障害者誘導用ブロックを設置し、車いす使用者でも通行しやすい勾配に配慮してほしい。
生活関連経路 (赤-22)	誘導案内付き 誘導用ブロック	◎視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者のためだけでなく、他の人の利用にも活用されることはよいことだと思う。ぜひ活用してほしい。 △誘導案内の文字が小さく気づきにくい。もっと文字を大きくした方がよい。 △誘導案内の材質を改善した方がよい。

#### (4) まちあるき点検（赤羽地区・滝野川地区）（令和5年度）

地区別構想【赤羽地区】・【滝野川地区】で設定した生活関連施設及び生活関連経路のうち、特定事業者から点検要望のあった施設・経路を対象に点検を実施しました。点検にあたり、障害当事者等の意見をバリアフリー整備に直接反映するとともに、事業者と区民の協働による特定事業の推進を目的として、まちあるき点検を開催しました。なお、令和5年度は現地確認後の意見交換は実施せず、現地確認シートを提出いただき、意見を収集しました。

##### <実施概要>

日時	令和5年10月16日（月） 13時30分～15時00分	
出席者	24名（事務局含む）	
まちあるき点検の様子		

##### <点検対象>

地区	点検候補地	点検の視点	事業者からの要望等
赤羽	医療法人財団 逸生会 大橋病院	建替えによるバリアフリー化された施設の整備	移転工事予定があるため点検を要望
	生活関連経路 (赤-03)	複合施設整備に併せた道路改修	昨年度工事中であったため十分な点検ができなかったが、工事が完了したため点検を実施
滝野川	滝野川体育館	利用者動線を含めた全体的なバリアフリー状況の確認	防災センターとあわせて大規模改修計画を進行中のため点検を要望
	滝野川公園	園内出入口、トイレ（車いす使用者用トイレ、男女別トイレ）、園路	令和6年度改修予定のため点検を要望

<主な意見>

対象施設	意見内容 (◎：良い点 △：課題として指摘された点)	
医療法人財団逸生会大橋病院	出入口・通路	◎出入口は広く、自動ドアとなっており、スロープにより段差を解消している。 △通路が狭く災害時避難が難しい。 △廊下に置かれた椅子等により手すりが途切れてしまうところがある。
	階段・エレベーター	△エレベーター内に側面ボタンがなく、車いす使用者用の低いボタンもない。 △階段付近に視覚障害者誘導用ブロックがない。
	トイレ	◎緊急時用ランプが設置されていた。(一般用、バリアフリートイレ) ◎乳幼児連れの方のためのおむつ交換台が設置されていた。 △車いすがなんとか入れる程度の広さで、全体的に狭い。
	駐車場	△車体後方からの車いす乗降に対する安全スペースに屋根が確保されていなかった。
生活関連経路 (赤-03)	歩道	◎段差がなく歩きやすい。 ◎歩道の幅員は十分に確保されていると感じた。 △斜路の区間は擁壁側に拡幅しているが、横断勾配が8%を超えており歩きにくい。
滝野川体育館	出入口・通路	◎ロビーは広々としていてよい。 △出入口に券売機は、肢体不自由者は上の方のボタンに手が届かない。自動販売機の事例のように、肢体不自由者でもボタンを押せるように下の方にボタンを設けるとよい。
	階段・エレベーター	△階段の手すりは太すぎて掴みにくい。また、大人・子どもや片麻痺の人が利用しやすいように2段手すりや両側に手すりを設置するとよい。
	トイレ	◎バリアフリートイレは、非常用ボタンが設置されている。 △バリアフリートイレの案内サインが旧名称「だれでもトイレ」のままだったので、「バリアフリートイレ」に変更するとよい。 △男女別トイレにベビーチェア、ベビーベッドを1か所以上設置するとよい。
	観覧席	△車いす使用者用観覧席には、介助者用の椅子があるとよい。
	案内表示・利用者動線	◎動線は、全体的に余裕があったので、動きやすいと思う。 △音声案内や触知案内図など、視覚障害者がわかりやすく現在位置等を把握できるものがあるとよい。
滝野川公園	出入口・園路	◎遊具エリアへのスロープに、手すりを設置予定とのこと安心して。 △園路の舗装がブロック系舗装のため、車いす使用者はガタガタして通行しにくく、高齢者等の転倒の原因にもなる。アスファルト舗装の方がよい。
	トイレ	△大型ベッドを設置してほしいが、設置が困難であれば、隣接する滝野川体育館トイレに大型ベッドを設置し、施設間連携が図れるとよい。
	遊具	◎アスレチック遊具があり、水遊びができるところがあってよい。 △安全基準に満たない古い遊具が多いので、改修時にはインクルーシブ遊具を設置するとよい。

## (5) まちあるき点検（王子地区）（令和6年度）

知見集を作成するにあたり、その事例候補となる生活関連施設・生活関連経路や、近年新たな整備を実施した施設のまちあるき点検を実施しました。障害当事者等の意見は、知見集へ反映し、より充実したものとなるよう検討するとともに、各施設の良い点と整備にあたって注意すべき点等について整理し、今後の取組に反映することを目的としました。また、まちあるき点検でいただいた意見については、個々の施設に関する意見はその施設の管理者へフィードバックし、協議会を通じて共有し、各事業者の取組みに反映いただけるよう働きかけました。

### <実施概要>

日時	令和6年12月5日（木） 13時30分～16時30分
会場	赤羽文化センター 第3学習室
出席者	18名（事務局含む）
まちあるき点検の様子	

### <点検対象>

種別	対象施設・経路	主な実施済・未実施のバリアフリーの取組
都市公園等	飛鳥山公園	・魅力向上事業により、新たに整備された飲食施設・パーゴラや、改修されたトイレ等の点検
	飛鳥山公園駐車場	・車いす使用者用駐車マスの拡幅整備の点検（知見集の事例候補）
主要な生活関連経路	生活関連経路（赤-22）	・誘導案内付き視覚障害者誘導用ブロックの点検（知見集の事例候補） ※令和4年度の点検時は案内表示が仮設置の状態でしたが、本整備されたため点検対象としました。

<主な意見>

対象施設	意見内容 (◎：良い点 △：課題として指摘された点)	
飛鳥山公園	アスカルゴ	◎山頂駅と公園入り口駅の両駅で係員が配置されており、誘導していたのがよかった。 △アスカルゴ内の音声アナウンスの内容は、聴覚障害者も把握できるように字幕があるとよい。
	園路	◎トイレ周辺等、舗装された園路が拡大され、使いやすかった。 ◎視覚障害者誘導用ブロックに自転車等が止められないようにカラーコーンで囲われていた。 △渋沢庭園入口付近（駐車場への接続路）の横断勾配が急で、車いす使用者等の通行が危険である。急勾配注意を促すような表示があるとよい。
	パーゴラ	◎夏の暑い時期などは、日影になってよいと思う。 △箱椅子が防災用トイレ、釜場等に活用できればと思った。
	トイレ	◎入口の幅と奥行きが確保され、改修された3箇所の車いす使用者用トイレは全体的に広く、設備も揃っていた。 △トイレトーパーは、下に引っ張るタイプがよい。上に引っ張るタイプは、知的障害の方には難しい。また、下に引っ張るタイプの方が麻痺のある方にとって使用しやすい。 △園内に1箇所だけでも大型ベッド付きの車いす使用者用トイレがあるとよい。 △今後は赤羽台けやき公園の車いす使用者用トイレの仕様を基準にするとよい。
	飲食施設	△値段表記がロービジョンにとってはわかりにくい。写真付きの情報があるとよい。
	その他	△案内サインには、バリアフリールートが示されているとよい。
飛鳥山公園 駐車場	車いす使用者 用 駐 車 マ ス	◎スペースが広いので車いすの方が利用しやすい。 △駐車場内の歩行者動線がわかりにくいとため、安全に通行できる場所を色分けする工夫があるとよい。 △駐車マスを拡張したところにも屋根があるとよい。
生活関連経路 (赤-22)	誘導案内付き 誘導用ブロック	◎誘導案内表示があることはよい事例である。 ◎文字の小ささや一般的な表示でないところなどから区民の方や障害当事者にどこまで目にとまり活用されているか不明だが、当該道路は、主要な生活関連経路であり、人流も多く、やや距離のある乗り換えルートでもあり、交通遮断時の代替ルートともなるので、視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示は、あってよいコンセプトだと思う。 △矢印の案内をもっと増やしてもよいと思う。連続して3つ表示すれば目につきやすくなるのではないかな。

## (6) まちあるき点検（区の改修予定施設）

基本構想の推進の一環として、今後改修を予定している施設について、障害当事者等のご意見を計画・設計に反映することを目的としてまちあるき点検及び意見交換を実施しました。

### <実施概要>

日時	令和7年10月30日（木） 13時00分～16時30分	
会場	東十条ふれあい館 第2ホール	
参加者	区民部会委員12名、事務局5名、施設設置管理者等（説明）5名	
まちあるき点検の様子		

### <検討対象>

地区	検討対象施設等	点検・確認の視点
赤羽	桐ヶ丘区民センター	今後整備が予定されている施設について、整備計画を当事者目線で確認し、配慮すべき点について議論しました。
王子	十条小学校	今後実施される学校改築にあたり、整備計画を当事者目線で確認し、知見集に記載したこれまでの取組等における課題も踏まえ、配慮すべき点について議論しました。
	東十条一丁目高架下 児童遊園内トイレ (現地確認)	今後公衆便所等の改修を予定している施設を対象に、現状について現地確認や動画による確認を行いました。これまでのまちあるき点検等における意見も踏まえ、配慮すべき点について議論しました。
滝野川	田端公園内トイレ (動画確認)	

<主な意見>

対象施設	意見内容 (◎：良い点 △：課題として指摘された点)	
トイレ共通	仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女それぞれに車いす使用者用トイレを設置し、合計2つあるとよい。</li> <li>・車いす使用者用トイレは介助者との利用に配慮して、スペースを広げてほしい。</li> <li>・大型ベッド付きトイレの確保に留意してほしい。</li> <li>・かざすだけで水が出る自動水栓の洗面台がよい。</li> </ul>
	案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピクトグラム等でトイレだということがわかりやすい案内があるとよい。</li> <li>・案内図にはベッド、オストメイト等の機能の有無がわかるように表示してほしい。</li> <li>・ウェブサイト等にトイレの機能(手すりの位置など)の情報があるとよい。</li> </ul>
	緊急時の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中で倒れてしまったときに押せる緊急用のボタンを設置してほしい。</li> <li>・緊急用のボタンはどこにつながっており、どういう対応になるか、利用者が知らないのでは周知が必要である。</li> </ul>
田端公園内トイレ	トイレへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内の段差がスロープになるとよいが、かなり高低差があるのでスロープ化は難しいかもしれない。</li> <li>・出入口からトイレまでの園路は、土ではない舗装と視覚障害者誘導用ブロックが整備されるとよい。</li> </ul>
	仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性用小便器は仕切りがないので、視線を遮るように区切ってほしい。</li> <li>・小便器を1つに減らして、大便器の空間を広げるとよい。</li> </ul>
東十条一丁目高架下児童遊園内トイレ	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの出入口に段差があるため、なくしてほしい。</li> <li>・清掃は指定管理者に委託されているということだが、清潔ではなかった。</li> </ul>
	公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の出入口に段差や車止めがあり、車いす使用者は使いにくそう。</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロックを敷設するのであれば、公園の出入口だけでなく、道路側にも接続させてほしい。</li> <li>・園路は整地されておらず動きにくい。</li> </ul>
桐ヶ丘区民センター	施設内の設備・機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場は車の後ろ側から乗り降りした場合でも、濡れない庇の配置に配慮してほしい。また、障害者用駐車施設の後方にゼブラゾーンがあるとよい。</li> <li>・一般車両と歩行者の出入口が隣り合っているが、仕切り等があるとよい。</li> <li>・トイレの折り畳み式の大型ベッドは落下の危険性がない配置等に配慮してほしい。</li> <li>・授乳室のソファが出入口から丸見えにならないように配置できるとよい。</li> </ul>
	周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口から受付までの視覚障害者誘導用ブロックがあるが、最寄りのバス停(赤羽都営住宅)の上り・下り両方から連続設置してほしい。</li> </ul>
	災害対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者が、火災などの知らせが分かるランプを各室につけてほしい。</li> </ul>
十条小学校 ・ 学校改築におけるバリアフリーに関する取組	施設内の設備・機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差解消などがされており、全盲や弱視の子供が入学しても安心できる。</li> <li>・階段の手すりは、児童の学年により身長差があるため2段手すりがよい。</li> <li>・トイレは、扉の使いやすさや、袖壁があるか、扉に車いすで横付けできるか等、十分検討してほしい。</li> </ul>
	災害対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時のマンホールトイレは、車いす使用者でも実際に使えるかなど検証しておいた方がよい。</li> </ul>
	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ教育について、同じ教室で学ぶことで子どもたちからも高い評価を得ている自治体もあると聞くので、北区でも取り入れられるとよい。</li> </ul>
その他	共有の知見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別構想でまとめた駐車場に関する配慮事項が、区の施設設計に活かされていないことに驚いた。</li> </ul>

### 3. 人的対応・こころのバリアフリーの取組等のソフト施策（区民部会）

（令和3年度～令和7年度）

- （1）区立小・中学校における VR 動画活用による啓発活動
- （2）「ハートスポーツフェスタ 2023」と連携した VR 動画体験会による啓発活動
- （3）「第 41 回ふるさと北区区民まつり」と連携した基本構想の普及及びこころのバリアフリーに関する動画を活用した啓発活動
- （4）「第 42 回ふるさと北区区民まつり」と連携した基本構想の普及及びこころのバリアフリーに関する体験会による啓発活動

#### （1）区立小・中学校における VR 動画活用による啓発活動

小中学生への心のバリアフリーの浸透を図るため、令和2年度に作成した VR 動画を活用した啓発活動に向けて、以下の取組を実施しました。

令和3年度は、学校授業での VR 動画の活用に向けて、学校長会を通じて依頼を行い、各学校で検討いただきました。

令和4年度は、学校授業での VR 動画の活用に向けて、校園長会・副校園長会にて動画の視聴及びアンケートの依頼を行いました。

#### <VR 動画の概要>

車いすの学生（とその介助をする友人）が、コンビニエンスストアを利用する際の経験について、気づきを促す字幕表示と共に紹介します。

悪いシチュエーション（こころのバリアフリーがない場合）を見た後に良いシチュエーション（こころのバリアフリーがある場合）を見ることで、こころのバリアフリーの必要性や、一人ひとりの行動により障害のある人の気持ちや利用しやすさが変わることへの理解を深めるものとなっています。



<VR 動画の活用依頼用資料>

**動画解説資料（シーンごとの良い例・悪い例）**

シーン1：客が通路に置いてあるかごが邪魔で通れない

悪い例



良い例



シーン2：品出しをしている店員がいて棚に近寄れず、欲しい商品が取れない

悪い例



良い例



シーン3：目を見て話してもらえない（介助者と話してしまう）

悪い例



良い例



シーン4：車いすで店を出るのにてこずっていると他の客に文句を言われる

悪い例



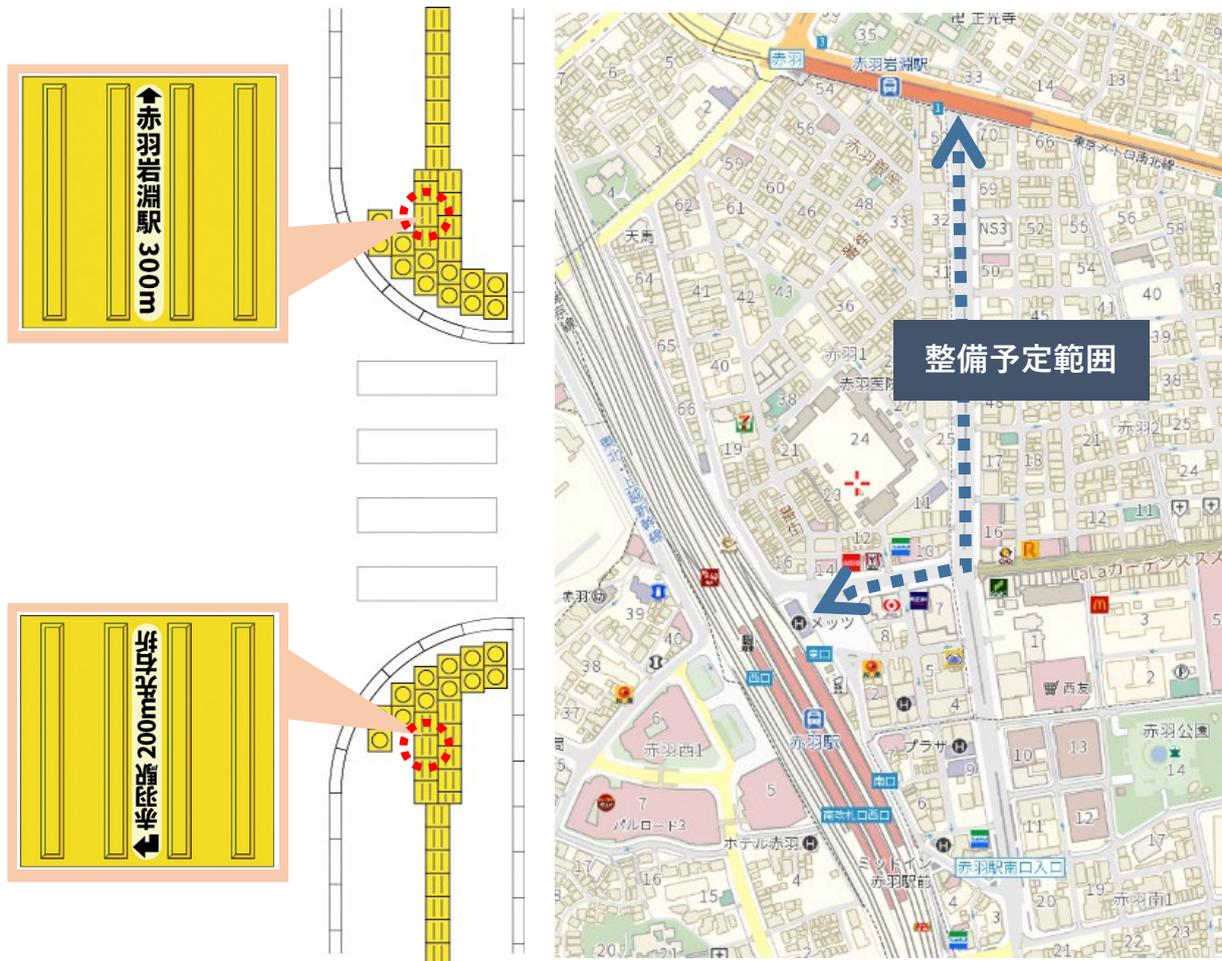
良い例



## (2) 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討

視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討について、令和3年度第1回協議会・区民部会の意見照会において、具体的なお意見をいただいた委員にご協力いただき、設置方法について現地確認をしながら道路管理者と検討しました。

### <視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示設置イメージ>



### <現地確認実施概要>

日時	令和3年10月13日(水) 10時~11時
出席者	北区 都市計画課、道路公園課、コンサルタント、区民部会委員

### <主な検討課題>

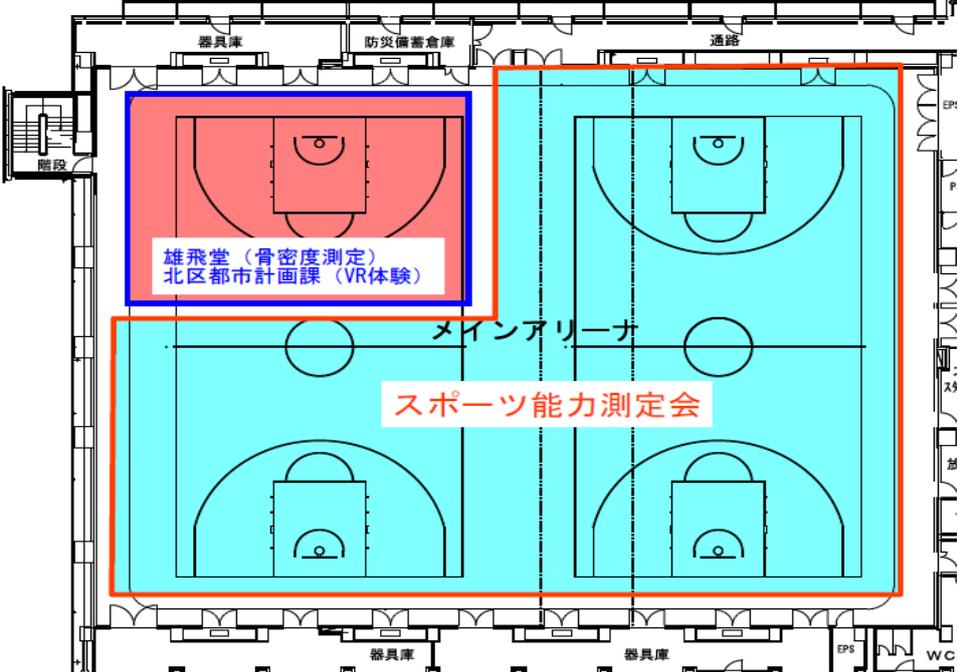
- ・ 1枚の視覚障害者誘導用ブロックに2方向への案内を表示するか、1枚ずつ方向別に表示するか
- ・ 横断歩道接続部付近に設置するのが良いか、横断方向の視覚障害者誘導用ブロックとの合流部に設置するのが良いか
- ・ 設置頻度はどのくらいか(信号のある交差点部に合わせて設置するのが望ましいのではないかと)



### (3) 「ハートスポーツフェスタ 2023」と連携した VR 動画体験会による啓発活動

令和2年度に作成した VR 動画を活用し、区民の方々へのこころのバリアフリーの普及・啓発をさらに推進していくため、「ハートスポーツフェスタ 2023」と連携したこころのバリアフリー体験会を実施しました。また、今後さらなる改善につなげていくために、アンケート調査も行いました。

#### <実施概要>

日時	令和5年10月15日(日) 10時~12時
場所	<p>赤羽体育館 3階 メインアリーナ (一部区画)</p> 
内容	<p>「ハートスポーツフェスタ 2023」の参加者に体験会への参加を促し、以下の内容に取り組んでいただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①参加者へのVR動画の視聴方法・実施目的について説明</li> <li>②参加者のVR動画の視聴             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学3年生以下：タブレットによる視聴</li> <li>・小学3年生以上：VR ゴーグル・スマートフォンによる視聴</li> </ul> </li> <li>③参加者へのアンケート調査の実施</li> </ul>

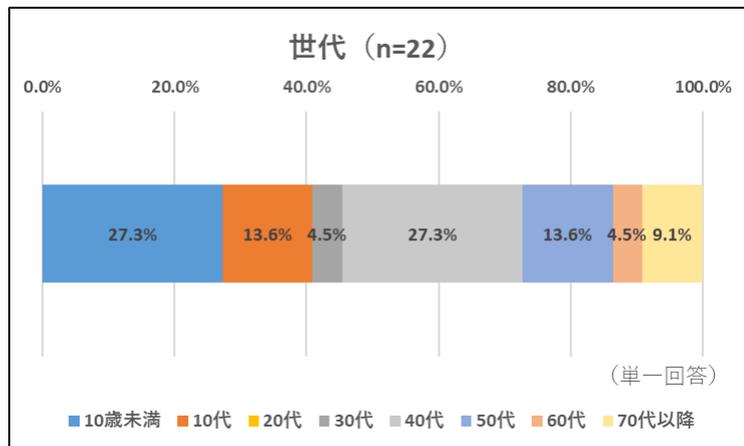
<視聴アンケート調査結果>

■世代・性別などについて

親子での参加が多かったため、10代以下と40～50代の方に多く参加いただいた。また、9割を超える参加者が北区内に居住する区民であった。

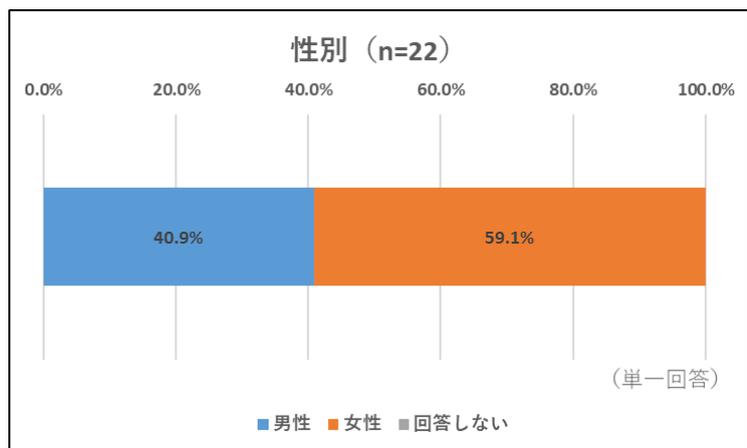
○世代

	回答数	割合
10歳未満	6	27.3%
10代	3	13.6%
20代	0	0.0%
30代	1	4.5%
40代	6	27.3%
50代	3	13.6%
60代	1	4.5%
70代以降	2	9.1%
全体	22	100.0%



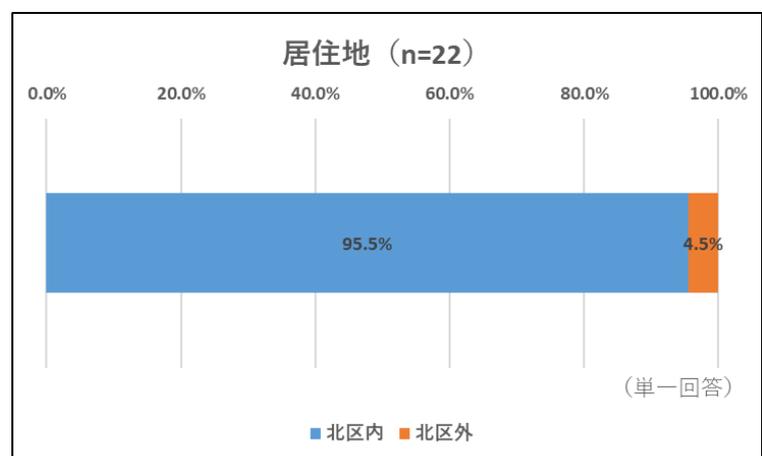
○性別

	回答数	割合
男性	9	40.9%
女性	13	59.1%
回答しない	0	0.0%
全体	22	100.0%



○居住地

	回答数	割合
北区内	21	95.5%
北区外	1	4.5%
全体	22	100.0%

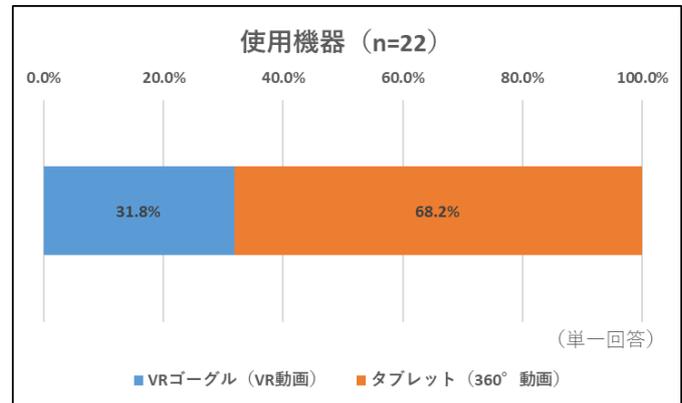


## ■使用した機器について

タブレットを利用した方は、小学3年生以下と、子供から目を離せない親御さんなどで、7割近くを占めた。

### ○使用機器

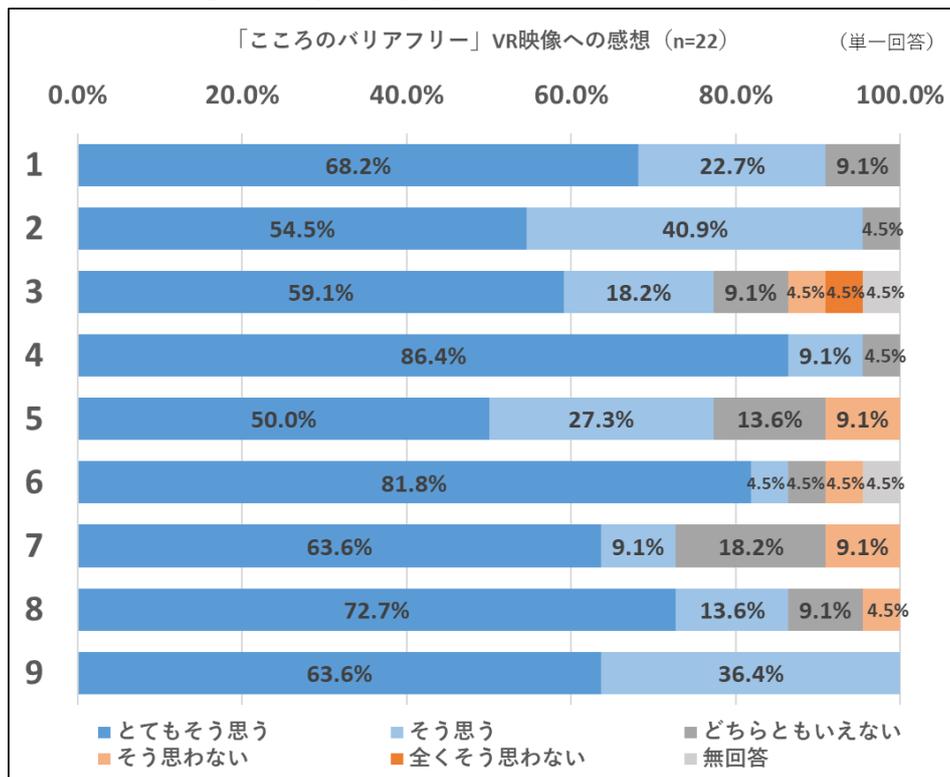
	回答数	割合
VRゴーグル (VR動画)	7	31.8%
タブレット (360° 動画)	15	68.2%
全体	22	100.0%



## ■「こころのバリアフリー」VR映像への感想

- 車いす使用者の状況や気持ちに共感したと思うと答えた方は9割を超え、さらに「こころのバリア」をなくすようにこころがけたいと思った方は9割を超えた。
- 「こころのバリアフリー」の意味がわかったと答えた方は7割程度であり、改善の余地があると考えられる。
- VR 動画または 360° 動画によって、車いす使用者の状況や気持ちがよく伝わったと答えた方は7～8割程度で、さらにVR 動画または 360° 動画を他の人にも薦めたいと答えた方は100%であったことから、視聴者へより効果的に伝えることができる媒体であると考えられる。

### ○「こころのバリアフリー」VR映像への感想



■感想や改善点

感想・改善点
ぼくもおかいものをしていっておもった。
後はんはみんなやさしかった。 前はんはみんなつめたかった。
人とすれちがうなど、VRならではの臨場感がよりあるとよい。
動画が流れているときにナレーションが入っていると子供はあきずに見れるかも、と思いました。 普段の目線とは違う位置で物を見るという事が感覚的にもイメージできた。物理的には変わらなくても、人と人との対応が変わることで、障害のある方の生活が大きく変化することをあらためて理解することができました。
導入部分でもたつきがあったので、スムーズに開始できるとよい。レンズがくもってしまうのは仕方ないかと思うが、最初にチェックが必要と思う。
音が大きい
車いすの方に目線を合わさず、押している人と会話するというのは、自分にも当てはまると思い、今後気を付けようと思います。
わかりやすかった。
少し音が大きかった。
あまり意しきできていなかったので気をつけたいと思いました。
車いすの方の気持ちは分かりやすいけれど高さの高低差がいまいち分かりづらかったかも。Before after はこどもに分かりやすいかも。
少し長かった。
健常者でも、障害者の方の感じている気持ちや視点を臨場感を持って体験できた。

(4) 「第41回ふるさと北区区民まつり」と連携した基本構想の普及及びこころのバリアフリーに関する動画を活用した啓発活動

こころのバリアフリー等の内容について、区民等に広く周知・啓発を図ることで、バリアフリーに関する意識の定着を目指すため、「第41回 ふるさと北区 区民まつり」と連携し、基本構想の概要と主な成果に関するポスター掲示や、こころのバリアフリーに関する動画を活用した啓発活動（体験会）を実施しました。

<実施概要>

日時	令和6年10月5日（土） 11時～16時 令和6年10月6日（日） 10時～16時
場所	赤羽会館 1階 展示スペース（一部区画）
内容	「第41回ふるさと北区区民まつり」の参加者に体験会への参加を促し、以下の内容に取り組んでいただきました。 ①こころのバリアフリーに関するVR動画またはタブレット動画の視聴 ②基本構想の概要と主な成果に関するポスターの確認 ③アンケートへの回答

<案内ポスター>

**こころのバリアフリー体験会**  
**～VR・タブレット動画の視聴～**  
**（視聴時間：約6分）**

- ◆VR動画またはタブレット動画を視聴して、「こころのバリアフリー」について知ろう！
- ◆「北区バリアフリー基本構想」の概要と主な成果についても是非ご覧ください！
- ◆体験会后に、アンケートに回答して景品をゲットしよう！




※VR体験の対象年齢は13歳以上となります。

北区まちづくり部都市計画課

# <基本構想の概要と主な成果に関するポスター>

## 北区バリアフリー基本構想について

バリアフリー基本構想とは、高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等の相互施設間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する構想のことです。

北区では、バリアフリー基本構想推進協議会および区民部会を設置し、障害当事者等とともにまちあるき点検を行うことで、当事者意見を取り入れる機会を多く設けてきました。

引き続き、施設管理者等と調整を図りながらさらなるバリアフリー化に取り組んでまいります。

### 基本構想の基本理念と目標年次

「気づき」を共有し、カタチにするまち北区  
～だれもが健やかに安心して生活・移動できるユニバーサル社会を目指して～

目標年次 令和7年度

### 全体構想と地区別構想

平成27年度策定：全体構想  
一体的なバリアフリー化を推進するための全体方針

地区別構想  
各施設単位でバリアフリー化施策を定めて事業を推進

平成28年度策定：赤羽地区

平成29年度策定：滝野川地区

平成30年度策定：王子地区

### 特定事業の推進

地区別構想では、北区内全体で3,000を超える事業を位置づけました。

なお、令和2～3年度に実施した事業進捗確認の時点では、全事業のうち、約42%が事業者手しております。

### まちづくりにおける一体的なバリアフリー化例

出典：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

### まちあるき点検の実施

基本構想策定段階及び策定後は、区民部会が主体となり、生活関連施設及び生活関連経路のうち、バリアフリー化の進んだ施設等のまちあるき点検を当事者参加で実施しています。

- 【平成29年度】
  - なてしこ小学校複合施設見学会
  - 浮間舟渡駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）
- 【令和元年度】
  - 赤羽地区・NTC 周辺まちあるき点検
  - 浮間舟渡駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）
- 【令和2年度】
  - 滝野川地区まちあるき点検
- 【令和3年度】
  - 王子地区まちあるき点検
  - 王子第一小学校施設見学会
- 【令和4年度】
  - 赤羽地区まちあるき点検
  - 浮間舟渡駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）
- 【令和5年度】
  - 赤羽地区・滝野川地区まちあるき点検

### 人的対応・こころのバリアフリーの推進に向けた取組の実施

基本構想策定段階及び策定後は、区民部会が主体となり、人的対応・こころのバリアフリーの推進に向けた取組を当事者参加で継続的に実施しています。

- 【平成28年度】
  - 意見交換によるこころのバリアフリーの実情の共有
  - こころ情報バリアフリーに関する今後の取組のアイデアの検討
- 【平成29年度】
  - 特別支援学校へのアンケート及びヒアリング調査による当事者の声の収集
  - 啓発リーフレットの作成
  - 協議会や合同意見交換会での事業者への障害理解の実践
- 【平成30年度】
  - 区立小学校へのアンケート調査による子どもの障害者への配慮状況の把握
  - 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討
  - 事業者への障害理解の実践（障害疑似体験）
  - 区民（民生委員）への障害理解の実践（ポッチャ体験・施設見学会）
- 【令和元年度】
  - 区立小学校へのアンケート調査による子どもの障害者への配慮状況の把握
  - VRによる啓発動画の作成に向けた情報収集・体験・企画書の検討
- 【令和2年度】
  - VRによる啓発動画の作成
  - VR動画視聴会
- 【令和3～4年度】
  - 区立小・中学校におけるVR動画活用による啓発活動
- 【令和5年度】
  - 「ハースポーツフェスタ2023」と連携したVR動画体験会による啓発活動

## 北区バリアフリー基本構想の推進により完了した主なバリアフリー整備事例

**重点整備地区**

- 浮間舟渡・北赤羽駅周辺地区**  
施設名：都立浮間公園  
事業主体：東京都建設局東部公園緑地事務所  
事業内容：降雨時に不陸がある園路の改修、多機能トイレの改修（出入口スロープの改善、十分な広さ、オストメイト対応設備、大型ベッドの設置、JIS規格に適合したボタン配置、低い位置への非常呼び出しボタンなど）
- 赤羽・赤羽岩淵・志茂駅周辺地区**  
施設名：東本通り  
事業主体：北区  
事業内容：視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修（誘導案内付き視覚障害者誘導用ブロックの設置）
- 王子神谷駅・皇島周辺地区**  
施設名：稲付中学校  
事業主体：北区  
事業内容：車いす使用者用駐車施設の設置及び案内の表示
- 十条・東十条駅周辺地区**  
施設名：JR板橋駅  
事業主体：東日本旅客鉄道株式会社  
事業内容：エレベーターの設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 王子駅・堀船周辺地区**  
施設名：JR十条駅  
事業主体：東日本旅客鉄道株式会社  
事業内容：可動式ホーム柵設置
- 板橋駅・石神井川南周辺地区**  
施設名：赤羽西福祉工房  
事業主体：北区  
事業内容：筆談用具の設置及び案内の表示
- 上中里・尾久・西ヶ原駅周辺地区**  
施設名：JR板橋駅  
事業主体：東日本旅客鉄道株式会社  
事業内容：エレベーターの設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 田端・駒込駅周辺地区**  
施設名：滝野川第二小学校  
事業主体：北区  
事業内容：車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置

● 区界  
● 重点整備地区界  
● 鉄道駅・停留場  
● 鉄道駅から500m圏域

0 375 750 1,500 2,250 3,000メートル

<開催の様子>

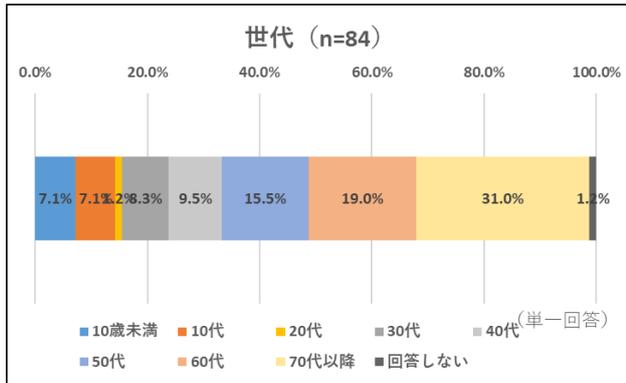


### <視聴アンケート結果>

今回の体験会には 84 人が参加し、参加者のアンケート結果を以下に示す。

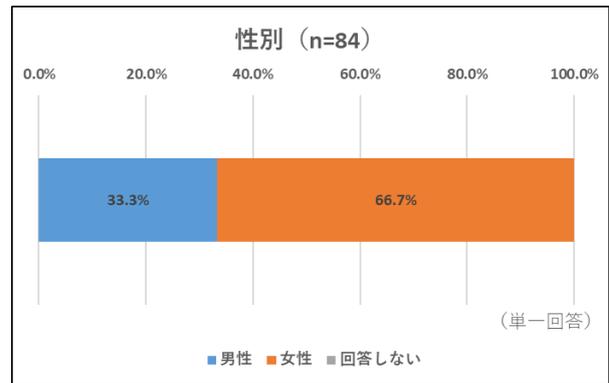
#### 1. 世代

参加者の世代は、「70代以降」が31.0%と最も多くなっている。



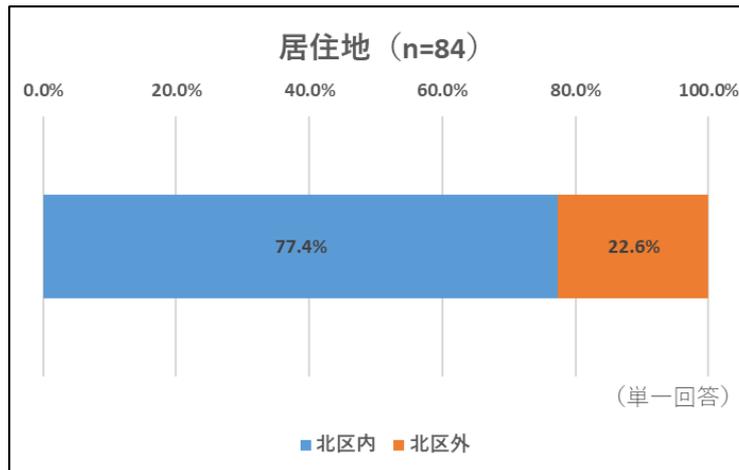
#### 2. 性別

参加者の性別は、「女性」が66.7%と過半数を占めている。



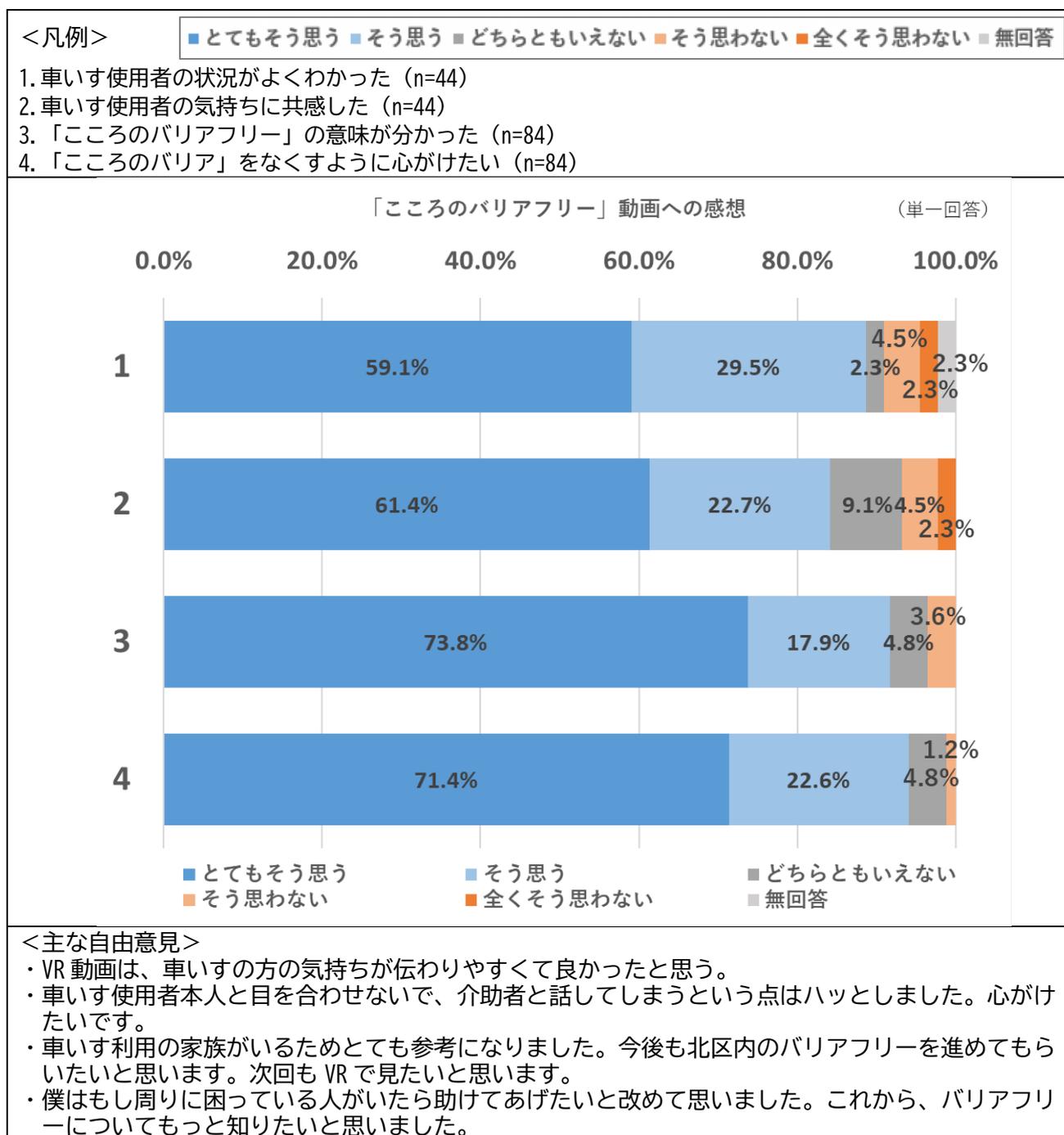
#### 3. 居住地

参加者の居住地は、「北区内」が7割以上を占めている (77.4%)。



#### 4. こころのバリアフリーについて

全体的に、こころのバリアフリーの啓発について効果的な評価を得られた。



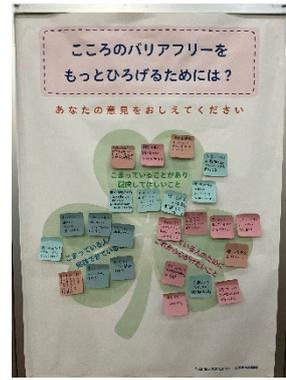
## (5) 「第42回ふるさと北区区民まつり」と連携した基本構想の普及及びこころのバリアフリーに関する体験会による啓発活動

こころのバリアフリー等の内容について、区民等に広く周知・啓発を図ることで、バリアフリーに関する意識の定着を目指すため、「第42回 ふるさと北区 区民まつり」と連携し、基本構想の概要と主な成果に関するポスター掲示や、こころのバリアフリーに関する啓発活動（体験会）を実施しました。なお、デフリンピックを間近に控えていることから、聴覚障害や手話に関する体験を中心に実施しました。

### <実施概要>

日時	令和7年10月4日（土）11時～16時 令和7年10月5日（日）10時～16時
場所	赤羽会館 1階 展示スペース（一部区画）
内容	「第42回ふるさと北区区民まつり」の参加者に体験会への参加を促し、以下の内容に取り組んでいただきました。 ①手話クイズ（4問） ②手話クイズで間違えたものを中心に、東京都福祉局の啓発動画の視聴 ③基本構想の紹介パネルの説明 ④手話自己紹介シートの作成・自己紹介の発表 ⑤心のバリアフリーに関するコメントの記入

### <開催の様子>



<手話自己紹介シート>

## こころのバリアフリー体験会 北区都市計画課

ここでは、北区でのバリアフリーの取組みを紹介しています。また、手話を中心にバリアフリーに関する簡単な体験ができます。5つ中、3つ以上参加していただいた方に景品を差し上げます。全て参加した場合、時間は20分程度です。がんばって取り組んでみてね！





手話クイズ



手話動画を見る



北区の取組み紹介



手話で自己紹介



心のバリアフリー

手話で自己紹介をしてみよう！

指文字シールを使って自己紹介シートをつくろう！

わたしの



名前は



といいます



出典：話そう！手のことば～おもてなしの手話BOOK（東京都福祉局）より作成（承認番号 福祉障企第1282号）

## ゆびもじ 指文字

指文字は日本語の「かな」にあたるもので、50音のほか、濁音や半濁音なども表現できます。基本的にきき手を使い、肩の前あたりで形を作ります。ここに紹介している指文字は、相手側から見た形です。

出典：話そう！手のことば～おもてなしの手話BOOK（東京都福祉局）より作成（承認番号 福祉障企第1282号）



ふきだしは横から見た形です

あ 手の形が、相手から見て「あ」の形。 アルファベットの指文字「A」から。	か アルファベットの指文字「K」から。	さ アルファベットの指文字「S」から。	た アルファベットの指文字「T」の意味。	な アルファベットの指文字「N」から。	は アルファベットの指文字「H」から。	ま アルファベットの指文字「M」から。	や アルファベットの指文字「Y」から。	ら アルファベットの指文字「R」から。	わ アルファベットの指文字「W」から。	促音 小さい「っ」。「ら」の指文字を、自分のほうへ引きます。	濁音 「だ」「ば」など、もとの指文字を、10cmくらい横から引きます。
い アルファベットの指文字「I」から。	き キギを表現しています。	し 数字の字盤「7」から。	ち 手に応じていることから、数字の手話「7」から。	に 数字の手話「2」から。	ひ 数字の手話「3」から、あるいは「ミ」の字形から。	み 数字の指文字「3」から、または「ミ」の字形から。	ゆ 温マーク「ゆ」から。	り 自分から見て「リ」と書きます。	を 「あ」と同じ形を作り、自分のほうへ引きます。	や 「あ」と同じ形を作り、自分のほうへ引きます。	半濁音 「は」「ひ」など、もとの指文字を、10cmくらい横から引きます。
う アルファベットの指文字「U」から。	く 数字の字盤「9」から。	す カタカナの「ス」の字形から。	つ カタカナ「ツ」の形から。	ぬ 「ぬ」を指すことから。	ふ 自分から見てカタカナの「フ」の形。	む 数字の指文字「6」から。	よ 数字の指文字「4」から。	る 相手から見て「ル」の形。	れ 「あ」と同じ形を作り、自分のほうへ引きます。	ろ 「あ」と同じ形を作り、自分のほうへ引きます。	長音 「アー」のように伸ばす長音。人さし指で上から下へ線を引きます。
え アルファベットの指文字「E」から。	け 取札するときの手の形から。	せ 「い」の指の形から。	て 「手」を表しています。	ね 木の穂の形から。	へ ひらがなの「へ」の形。	め つむじの丸が「め」の形。	ほ 船の帆を表しています。	れ 相手から見て「レ」の形。	ろ カタカナ「ロ」の字形から。	ろ カタカナ「ロ」の字形から。	ろ カタカナ「ロ」の字形から。
お アルファベットの指文字「O」から。	こ カタカナ「コ」の一部分から。	そ 「それ」を指す動作から。	と 「ト」の字形の意味。	の カタカナ「ノ」の字形から。	ほ 船の帆を表しています。	も 「も」の指の形から。	ろ カタカナ「ロ」の字形から。	ろ カタカナ「ロ」の字形から。	ろ カタカナ「ロ」の字形から。	ろ カタカナ「ロ」の字形から。	ろ カタカナ「ロ」の字形から。

こまっっている人を見かけたら使ってみよう

**なにかおこまりですか？**

- ① 「こまる」片手の指先を集めるようにして「こまかみ」にあてて、軽く前後に動かします。こまって顔をかく動作です。
- ② 「なにか」片手の人差し指を立て、肩の前で左右にふります。
- ③ 「〜か？」片手のひらを上向きに向け、前方にたおしながら少し前に出します。たずねるような表情で表現しましょう。会話は③を省くことがあります。

**筆談 しましょうか？**

筆談の際は、長い文章ではなく、短い文を箇条書きにして簡潔に伝えましょう。




出典：話そう！手のことば～はじめての手話～（東京都福祉局）より作成（承認番号 福祉障企第1282号）

# <基本構想の概要と主な成果に関するポスター>

## 北区バリアフリー基本構想について

バリアフリー基本構想とは、高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等の相互施設間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する構想のことです。

北区では、バリアフリー基本構想推進協議会および区民部会を設置し、障害当事者等とともにまちあるき点検を行うことで、当事者意見を取り入れる機会を多く設けてきました。

引き続き、施設管理者等と調整を図りながらさらなるバリアフリー化に取り組んでまいります。

### 基本構想の基本理念と目標年次

「気づき」を共有し、  
カタチにするまち北区  
～だれもが健やかに安心して  
生活・移動できる  
ユニバーサル社会を目指して～

目標年次 令和7年度

### 特定事業の推進

地区別構想では、区内内全体で3,000を超える事業を位置づけました。  
なお、令和2～3年度に実施した事業進捗確認の時点では、全事業のうち、約42%が事業着手しております。

### 全体構想と地区別構想



### まちづくりにおける一体的なバリアフリー化例



### まちあるき点検の実施

基本構想策定段階及び策定後は、区民部会が主体となり、生活関連施設及び生活関連経路のうち、バリアフリー化の進んだ施設等のまちあるき点検を当事者参加で実施しています。

- 平成29年度：なでしこ小学校複合施設見学会
- 平成30年度：浮間舟渡駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）
- 令和元年度：赤羽地区・NTC周辺まちあるき点検 浮間舟渡駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）
- 令和2年度：滝野川地区まちあるき点検
- 令和3年度：王子地区まちあるき点検 王子第一小学校施設見学会
- 令和4年度：赤羽地区まちあるき点検 浮間舟渡駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）
- 令和5年度：赤羽地区・滝野川地区まちあるき点検
- 令和6年度：赤羽地区・王子地区まちあるき点検



### 人的対応・こころのバリアフリーの推進に向けた取組の実施

基本構想策定段階及び策定後は、区民部会が主体となり、人的対応・こころのバリアフリーの推進に向けた取組を当事者参加で継続的に実施しています。

- 平成28年度：意見交換によるこころのバリアフリーの実情の共有 ことごと情報のバリアフリーに関する今後の取組のアイデアの検討
- 平成29年度：特別支援学校へのアンケート及びヒアリング調査による 当事者の声の収集 啓発用リーフレットの作成 協議会や合同意見交換会での事業者への障害理解の実践
- 平成30年度：区立小学校へのアンケートによる子どもの障害者への 配慮状況の把握 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討 事業者への障害理解の実践（障害疑似体験） 区民（良生委員）への障害理解の実践（ポッチャ体験、施設見学会）
- 令和元年度：区立小学校へのアンケートによる子どもの障害者への 配慮状況の把握 VRによる啓発動画の作成に向けた情報収集・企画書の検討
- 令和2年度：VRによる啓発動画の作成・VR動画撮影会
- 令和3～4年度：区立小・中学校におけるVR動画活用による啓発活動
- 令和5年度：「ハートスポーツフェスタ2023」と連携した VR動画体験会による啓発活動
- 令和6年度：北区区民まつりにおける心のバリアフリー体験会（VR動画体験・啓発動画視聴・ポスター一点字）



## 北区バリアフリー基本構想の推進により完了した主なバリアフリー整備事例

👉 おしえてください

北区内の施設や道路などの  
良くなったと感じるところ  
困っているところ

**重点整備地区**

施設名：JR板橋駅東口駅前広場  
事業主体：北区  
事業内容：  
・歩道の傾きやがたつき、横断歩道の段差や勾配の解消  
・側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換  
・視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導）  
・バリアフリートイレへの改修  
・オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置

施設名：JR赤羽駅  
事業主体：東京都建設局東部公園緑地事務所  
事業内容：  
・降雨時に不陸がある園路の改修  
・バリアフリートイレの改修（出入口スロープの改善、十分な広さ、オストメイト対応設備、大型ベッドの設置、JIS規格に適合したボタン配置、低い位置への非常呼び出しボタンなど）

施設名：JR板橋駅  
事業主体：東日本旅客鉄道株式会社  
事業内容：  
・エレベーターの設置  
・視覚障害者誘導用ブロックの設置

施設名：JR赤羽駅  
事業主体：北区  
事業内容：  
・視覚障害者誘導用ブロックの設置、改修（誘案内付き視覚障害者誘導用ブロックの設置）

施設名：赤羽西福祉工房  
事業主体：北区  
事業内容：  
・箸談用具の設置及び案内の表示

施設名：稲付中学校  
事業主体：北区  
事業内容：  
・車いす使用者用駐車施設の設置及び案内の表示

施設名：JR赤羽駅  
事業主体：東日本旅客鉄道株式会社  
事業内容：  
・可動式ホーム柵設置

施設名：滝野川第二小学校  
事業主体：北区  
事業内容：  
・車いす使用者が円滑に利用できるトイレの設置

<参加者の意見内容>

1. 北区内の施設や道路などの良くなったと感じるところ・困っているところ

地区	施設・箇所	良くなったところ	困っているところ
赤羽・赤羽岩淵・志茂駅周辺地区	JR 赤羽駅	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤羽駅北口はエレベーターがほしい。</li> <li>・駅のエレベーターが南口にしかない。</li> <li>・南口につながるところが、やや不便。</li> <li>・車いすの方が赤羽駅エキュート(北口方面)に行く手段がない。</li> </ul>
	鉄道駅全体	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅のエレベーターが少ない。</li> </ul>
	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字ブロックが増えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志茂地区の歩道が狭く、車いすは車道を通ることになり危ない。</li> <li>・花屋の花壇の前に段差がある。</li> <li>・セブンの前の信号待ちの場所に傾斜がある。</li> <li>・道のあらゆるゴミ捨て場。道を塞いでいるし散乱している。回収箱等を設置してほしい。</li> </ul>
	建築物	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤羽会館にユニバーサルベッドがないので、おむつ替えができない。</li> <li>・赤羽北団地内もバリアフリーになるといい。</li> <li>・赤羽西福祉工房は、図書館が3階でエレベーターがない。</li> </ul>
	地区全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多種の施設が集まっていて生活しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターが少ない。</li> <li>・車いすで出かけづらい。</li> <li>・赤羽地区にユニバーサルベッドがない。</li> </ul>
浮間舟渡・北赤羽駅周辺地区	JR 北赤羽駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤羽口にエレベーターとバリアフリートイレができ、便利になりました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北赤羽駅はホーム柵がまだない。</li> </ul>
	都立浮間公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園のトイレが使いやすくなった。</li> </ul>	—
十条・東十条駅周辺地区	JR 東十条駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームの柵がついて良かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東口側のバリアフリーが遅れている。</li> <li>・東十条駅の王子駅側が階段だけしかない。</li> </ul>
	JR 十条駅	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十条駅の駅から広場への動線が階段。解消してほしい。</li> <li>・十条駅の高架化が進んでいない。</li> <li>・十条駅ホームを延ばして上り下りの移動をスムーズにしてほしい。</li> </ul>
	道路	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線路の踏切がなかなか開かない。開き時間が短い。</li> <li>・高低差があり、簡単に歩いて通ることができにくい。</li> <li>・赤羽公園横の歩道に傾きがある。</li> </ul>

地区	施設・箇所	良くなったところ	困っているところ
周辺地区 王子駅・堀船	鉄道駅全体	—	・駅のエレベーターの数が少ない。
	道路	・区役所までの道	—
辺地区 田端・駒込駅周	JR 田端駅	—	・JR 田端駅南口改札口を出た右側の階段にスロープを付けてほしい。 ・駅から直結のエレベーターが必要。
	道路	—	・タワー級の長い上り坂を車いすの人が登るのに困っている。
北区全体	鉄道駅全体	—	・駅のエレベーターが遠いことが多い。
	道路	・誘導用ブロックが増えてきたと感じる。	—
	トイレ	・至るところにある公衆トイレが大変使いやすく思います。	・人が集まるところに安全なトイレを増やしてほしい。(高齢者)

## 2. こころのバリアフリーをもっとひろげるために

配慮してほしいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十条駅の階段に両方ともエスカレーター又はエレベーターを付けていただきたい。</li> <li>・赤羽岩淵駅は、エレベーターを本当に使いたい人が乗れない。</li> <li>・車いすやベビーカーが使える、広いエスカレーターを付けてほしい。</li> <li>・横断歩道で信号が変わるのが早すぎるところがある。</li> <li>・点字ブロックが荷物でふさがれていることを目にする。</li> <li>・誘導ブロックは、車いすの方には上がるのが大変そう。</li> <li>・障害者や転びがちな高齢者のために、歩きやすい道路をつくっていただくとありがたい。</li> <li>・障がいをもっている人をジロジロ見るのはやめてほしい。気になるなら「こんにちは」と挨拶してください。</li> </ul>
実践できていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすの人の団地でのゴミ出しを手伝っている。</li> <li>・白杖の人がいる場合、点字ブロックの上は歩かないようにしている。</li> <li>・点字ブロックには自転車を乗せない。</li> <li>・車いすの方の扉を開ける手助けをしている。</li> <li>・若いので、エレベーターは使わない。</li> <li>・障がいをもたれている方の、歩行が安心してできるよう</li> </ul>
これから心がけたいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困っている人(困ってそうな人)を見かけたら、声をかけてあげる。</li> <li>・思い切って困っている人に声をかけたい。</li> <li>・困っている人がいたら声をかける。</li> <li>・車いすの人や妊婦さんに優先席やエレベーターを先に譲りたい。</li> <li>・優先することを心がける。</li> <li>・白杖を持っている方は優先的にするようにする。</li> <li>・点字ブロック上に物が置いてあるのは非常に不都合。</li> <li>・点字ブロックの上に自転車を置かないようにする！</li> <li>・優しい気持ちをもつこと。</li> </ul>

## 4. 人的対応・こころのバリアフリーの取組等のソフト施策（事業者）

（令和7年度事例照会）

令和7年度の最終評価に際し、各事業者の「人的対応・こころのバリアフリー」等のソフト施策について、具体的な取組内容を把握するため、特定事業にソフト施策（主に事業期間を「継続」としている事業）を位置づけている事業者に対して照会を行いました。

### <ソフト施策の取組紹介一覧>

事業種	施設名	事業主体	取組タイトル
建築物	西が丘園高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホームウエルガーデン西が丘園	社会福祉法人 ウエルガーデン	窓口での人的対応・施設のバリアフリー情報の提供
	赤羽北のぞみ保育園・赤羽北さくら荘	社会福祉法人 東京都福祉事業協会	高齢者の地域との交流機会の創出
	星美学園短期大学	学校法人 星美学園	障がい学生支援 FD 研修
	星美学園小学校	学校法人 星美学園	バリアフリー教育の実施
	星美学園短期大学	学校法人 星美学園	障がい学生支援 ろう学生の支援
	富士見橋エコー広場館	北区リサイクラー事業 協同組合	職員による案内やサポートなどの対応の充実
	東京都障害者総合スポーツセンター	公益社団法人 東京都 障害者スポーツ協会	障害研修(障害の種別・手話研修・サポート方法含む)
	JR 東日本ホテルメッツ赤羽（旧：ホテルメッツ赤羽）	日本ホテル株式会社	合理的配慮の提供に関するオンライン研修の実施
都市公園	都立浮間公園	東京都建設局 東部公園緑地事務所	ホームページでのバリアフリールートの提供

(1) 建築物

<赤羽地区>

施設名：赤羽北のぞみ保育園・赤羽北さくら荘

事業主体：社会福祉法人東京都福祉事業協会

取組タイトル	高齢者の地域との交流機会の創出
実施時期・頻度	平成 29 年 4 月開設以降継続中
取組の目的	地域共生社会の実現、社会貢献等
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週木曜日午前に近隣住民、シルバーピア赤羽北居住者、のぞみ保育園園児、さくら荘利用者が施設前の公園で体操を行い、健康維持やコミュニケーションを図っている。</li> <li>・「赤羽北マルシェ」と称し、他社会福祉法人参画のもと、施設及びシルバーピア北赤羽の駐車スペースで「買物困難者」の便宜や地域交流を踏まえ、模擬店（食品・衣料・介護用品等）を年 3 回実施している。</li> <li>・のぞみ保育園園児がさくら荘デイサービスで劇や歌等を披露、園児と高齢者がカラオケを行い交流している。</li> </ul>
感じている取組成果・課題・利用者からの意見など	幼児と高齢者の交流を図り好評価を得ているとともに、生活領域における支え合いの一つとして機能している。
写真・ポスターなど	

施設名：西が丘園高齢者あんしんセンター・特別養護老人ホームウエルガーデン西が丘園  
事業主体：社会福祉法人ウエルガーデン

取組タイトル	窓口での人的対応・施設のバリアフリー情報の提供
実施時期・頻度	無期限
取組の目的	どなたにも安心してご利用いただけるよう特に窓口となる場所がバリアフリーであることを分かり易く示す。
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害を持った方との筆談</li> <li>・盲導犬の受け入れ</li> <li>・トイレやエレベーターなど施設内点字での案内</li> <li>・手摺りの設置</li> </ul>
感じている取組成果・課題・利用者からの意見など	高齢者施設という性質上、身体に障害があったり、難聴気味の方が多く来園される為、職員が対応に慣れている。

施設名：星美学園短期大学  
事業主体：学校法人星美学園

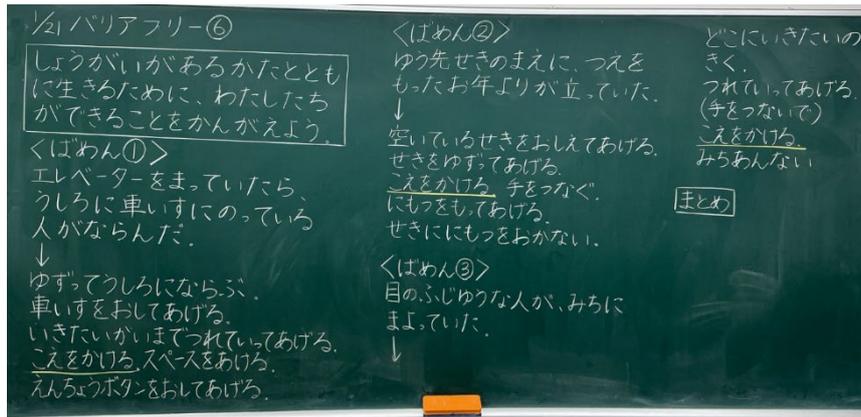
取組タイトル	障がい学生支援 FD研修
実施時期・頻度	令和7年1月
取組の目的	障がい学生への合理的配慮についての基礎的な知識を学び、授業の工夫について分かち合い、理解を深める。
具体的な内容	<p>短期大学のFD委員会が主催し、短期大学教員(専任・非常勤)向けに障がい学生への合理的配慮について、研修を実施した。</p> <p>研修内容：          【研修】「合理的配慮」に関する考え方          【意見交換】話題①「聴覚障がいに関する工夫」          話題②「授業欠席に関する工夫」</p>

取組タイトル	障がい学生支援 ろう学生の支援
実施時期・頻度	令和6年5月、10月
取組の目的	障がい学生(聾(ろう)の学生)への字幕支援およびノートテイクの方法を学び、理解する
具体的な内容	令和6年度の入学生に、聾(ろう)の学生がおり、合理的配慮から、授業で教員が話した内容の字幕が出るようにマイクロソフト office365を導入した。また、学生および教職員に向けたノートテイク養成講座を実施し、ノートテイクの方法を学び、支援に活かした。

施設名：星美学園小学校  
 事業主体：学校法人星美学園

取組タイトル	バリアフリー教育の実施
実施時期・頻度	令和6年度 児童への教育 各学年1回ずつ
取組の目的	しょう害がある方の生活を知り、理解を深め、共に生きるために必要なこと（マナー・対応・心の向け方等）を学び、身近な生活に活かす。
具体的な内容	<p>&lt;実施内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生 アイマスク体験</li> <li>・2年生 アイマスク体験、盲導犬との交流</li> <li>・3年生 手話交流会</li> <li>・4年生 手話交流会</li> <li>・5年生 車いす体験（校内）</li> <li>・6年生 車いす体験（校外 学校～JR 赤羽駅）</li> </ul> <p>&lt;活用教材&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校独自のオリジナル教材（ワークシート、写真資料など）</li> <li>・NHK FOR SCHOOL などの動画、絵本など</li> </ul> <p>&lt;実施上のポイント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低学年では「目の不自由な方」の生活の様子を知り、障がいのある方と共に生活していくために自分たちにできることを考える。1年生ではアイマスク体験をし、目が不自由な方の生活を模擬体験する。2年生では白杖体験を通して介助する側の心得も体感する。また、盲導犬協会の方にお世話になり、盲導犬との交流を行う。</li> <li>・中学年では「音のない世界（聴覚に障がいがある方の生活）」について考える。北区の「手話プロ」の方にお世話になり、聾者の方の生活についてのお話を聞いたり、簡単な手話を教えていただいたりする。交流会の最後には、お礼として手話の歌をプレゼントする。</li> <li>・高学年では、車いすを必要とする方々の生活について話し合い、生活をする上での大変さや苦勞を知る。5年生では、車いすの使い方を知り、学校の敷地内での車いす体験を行う。6年生では公道（学校～JR 赤羽駅）での車いす体験を行う。</li> <li>・どの学年でも、各学年に応じた体験をすることで、体に障がいがある方の苦勞や生活をする上での工夫を実感する。その上で、連帯して共に生きていくために必要なことを考える。</li> <li>・違いがあっても、皆、神様から大切にされている存在であることを知り、互いに相手を大切に生きていく心を育てる。そのために、今、自分には何ができるのかを考えたり、誰もが生活しやすい社会について考えたりする。</li> </ul>
感じている取組成果・課題・利用者からの意見など	児童は体験を通して、しょう害がある方への理解を深め、共感することができた。実生活の中で、しょう害がある方を見かけた際、更に主体的な行動ができるとよい。

<1年生：バリアフリー学習 まとめの板書>



<2年生：盲導犬との交流・白杖体験> <3年生：手話プロの方による手話体験>



写真・  
ポスター  
など

<4年生：聾者の方に手話で歓迎のご挨拶> <5年生：校内での車いす体験>



<6年生：公道での車いす体験（学校～JR赤羽駅）>



施設名：JR 東日本ホテルメッツ赤羽（旧：ホテルメッツ赤羽）

事業主体：日本ホテル株式会社

取組タイトル	合理的配慮の提供に関するオンライン研修の実施
実施時期・頻度	1年に1度 全社員対象のコンプライアンス研修内にて。
取組の目的	令和6年（2024年）4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された為。
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・合理的配慮とは？</li><li>・宿泊施設において「接遇」が求められる場面を想定しポイントを整理する。</li></ul>
写真・ポスターなど	<p>&lt;使用した学習資料&gt;</p>  <p>出典：厚生労働省 HP 『宿泊者に対する接遇研修ツール』</p>

<滝野川地区>

施設名：富士見橋エコー広場館

事業主体：北区リサイクラー事業協同組合

取組タイトル	職員による案内やサポートなどの対応の充実
実施時期・頻度	通年
取組の目的	来館者への配慮
具体的な内容	<p>来館者の状況に応じた声掛け・対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重い荷物を持った来館者へは声掛けをし、希望に応じて荷物持ちの補助を行っている。施設内にはエレベーターがないため、講座終了後、階段利用が増える時間帯は特に気を配っている。また、施設では資源回収を行っており、資源回収ボックスへ古布等の重い物を入れる方がいる際は、特に積極的にお声掛けをしている。</li> <li>・施設の目の前の道路は交通量が多く、子供の飛び出し事故の危険性が高い。子供向けイベント開催日等は特に子供の飛び出しに注意を払っている。</li> <li>・筆談対応ボードを設置している。</li> </ul>
感じている取組成果・課題・利用者からの意見など	来館者からは感謝の言葉をいただいている。

<王子地区>

施設名：東京都障害者総合スポーツセンター

事業主体：公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会

取組タイトル	障害研修(障害の種別・手話研修・サポート方法含む)
実施時期・頻度	新規採用時
取組の目的	障害の知識、対応方法を習得する。
具体的な内容	障害の種類やサポートの仕方を習得する。
感じている取組成果・課題・利用者からの意見など	日常の対応に活かしている。

## (2) 都市公園

施設名：都立浮間公園

事業主体：東京都建設局東部公園緑地事務所

取組タイトル	ホームページでのバリアフリールートの提供
実施時期・頻度	通年
取組の目的	車いすの方でも安心、安全に公園を楽しんでもらえるようにすること
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによるバリアフリーマップの提供、及び、車いす利用者対応トイレの利用時間の案内</li> <li>・インクルーシブ研修の受講</li> </ul>
写真・ポスターなど	<p>浮間公園 バリアフリールート</p> <p>2023年11月更新</p> <p>※上の最新情報(11/23)の最新情報につきましては、各鉄道会社、「(株)」に直接お問い合わせをお願いし、公園関係の各施設の最新情報につきましては、各々の施設に直接お問い合わせをお願いします。</p>